

枚方市議会定例会議案書

(令和6年3月定例会議会)



目 次

報告第21号	専決事項の報告について	…	1
	専決第16号 損害賠償の額を定めることについて	…	2
	専決第17号 損害賠償の額を定めることについて	…	4
	専決第18号 損害賠償の額を定めることについて	…	6
議案第93号	令和5年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第10号）	…	8
議案第94号	令和5年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	…	93
議案第95号	令和5年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第4号）	…	103
議案第96号	令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	…	115
議案第97号	令和5年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第4号）	…	122
議案第98号	令和5年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第4号）	…	148
議案第99号	令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第3号）	…	160
議案第100号	枚方市学校事故等調査委員会条例の制定について	…	168
議案第101号	枚方市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について	…	171
議案第102号	枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例の廃止について	…	173
議案第103号	枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	…	175
議案第104号	枚方市人権尊重のまちづくり条例の一部改正について	…	179
議案第105号	枚方市事務分掌条例の一部改正について	…	184
議案第106号	枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	…	187
議案第107号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	…	199
議案第108号	枚方市附属機関条例の一部改正について	…	202
議案第109号	枚方市国民健康保険条例の一部改正について	…	211
議案第110号	枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	…	240
議案第111号	枚方市基金条例の一部改正について	…	245
議案第112号	枚方市介護保険条例の一部改正について	…	248
議案第113号	枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する等について	…	256
議案第114号	枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	…	360
議案第115号	枚方市手数料条例の一部改正について	…	439
議案第116号	枚方市保健所条例の一部改正について	…	443
議案第117号	枚方市児童福祉施設等条例の一部改正について	…	446
議案第118号	枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	…	449
議案第119号	枚方市立障害者社会就労センター条例及び市立ひらかた子ども発達支援センター条例の一部改正について	…	452

議案第120号	枚方市開発事業等の手続等に関する条例の一部改正について	…	456
議案第121号	枚方市開発関係事務条例の一部改正について	…	459
議案第122号	枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正について	…	476
議案第123号	枚方市水道事業給水条例の一部改正について	…	485
議案第124号	枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例等の一部改正について	…	489
議案第125号	令和6年度包括外部監査契約の締結について	…	492
議案第126号	財産（執務室等什器）の取得について	…	493
議案第127号	枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館の指定管理者の指定について	…	495
議案第128号	枚方市土地開発公社定款の一部変更について	…	503
議案第129号	副市長の選任の同意について	…	506
議案第130号	教育委員会委員の任命の同意について	…	507
議案第131号	公平委員会委員の選任の同意について	…	508

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年（2024年）2月19日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 損害賠償の額を定めることについて（3件）

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和6年（2024年）2月7日専決

枚方市長 伏見 隆

記

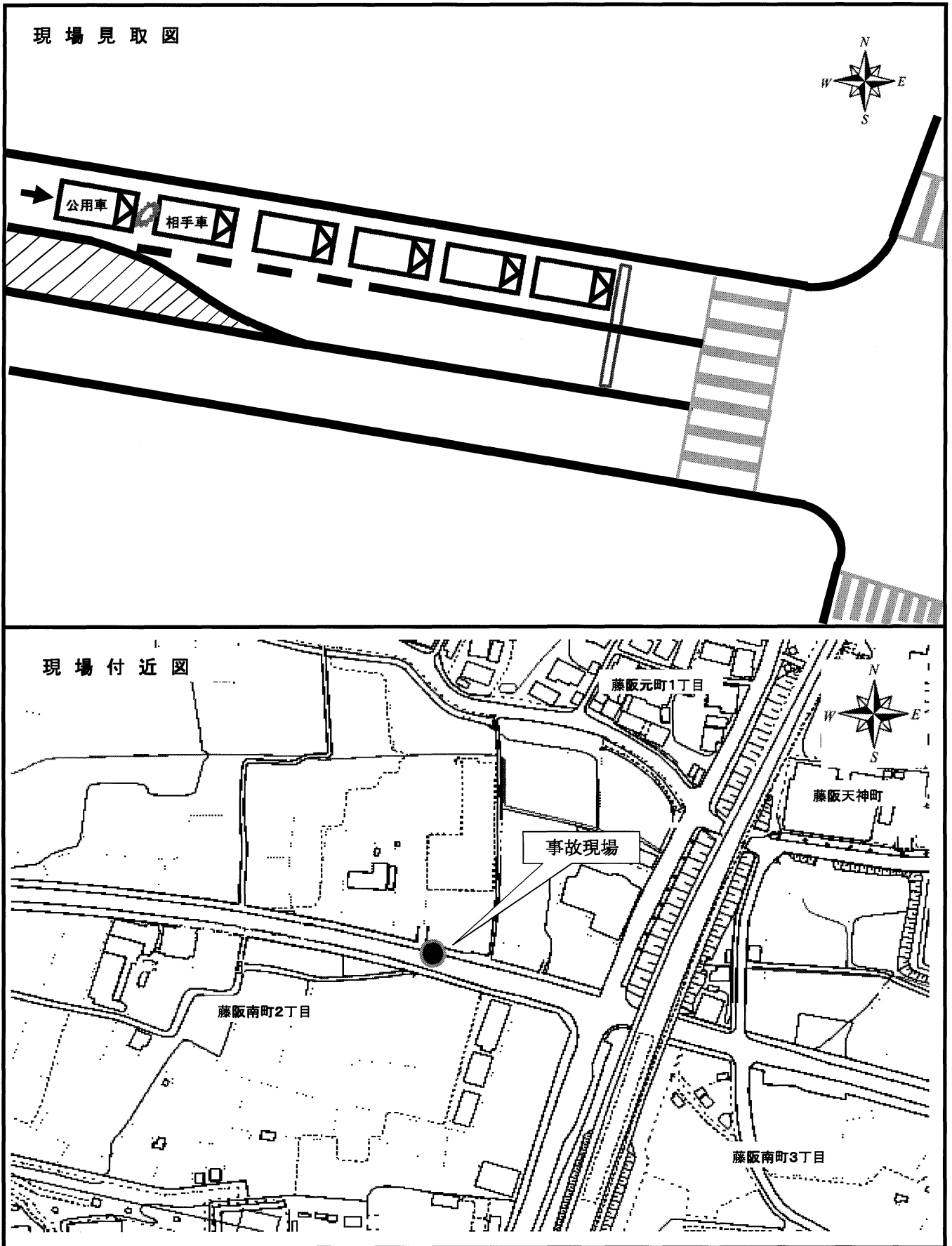
1. 賠償の額 金 334,495円

2. 賠償の相手方 枚方市在住者

3. 賠償事件の内容 令和5年10月18日午後2時17分ごろ、本市観光にぎわい部職員が市立中央図書館の市史資料室から旧田中家鋳物民俗資料館へ帰館するため公用車（軽貨物車・大阪480て795）を運転し、枚方藤阪線を西から東へ走行中、藤阪駅前交差点前において、信号待ちのため停車していた前方車両との距離を詰めた際、一瞬前方から目をそらしたためブレーキが間に合わず、枚方市所在の法人が所有する普通乗用車に追突し、運転する枚方市在住者が負傷した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方の人身損害賠償金として金334,495円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は相手方に対する(1)の賠償金の内、既払い金134,495円を除き200,000円を相手方の指定する口座に支払う。
- (3) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



専決第17号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和6年（2024年）2月7日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 2,222,000円

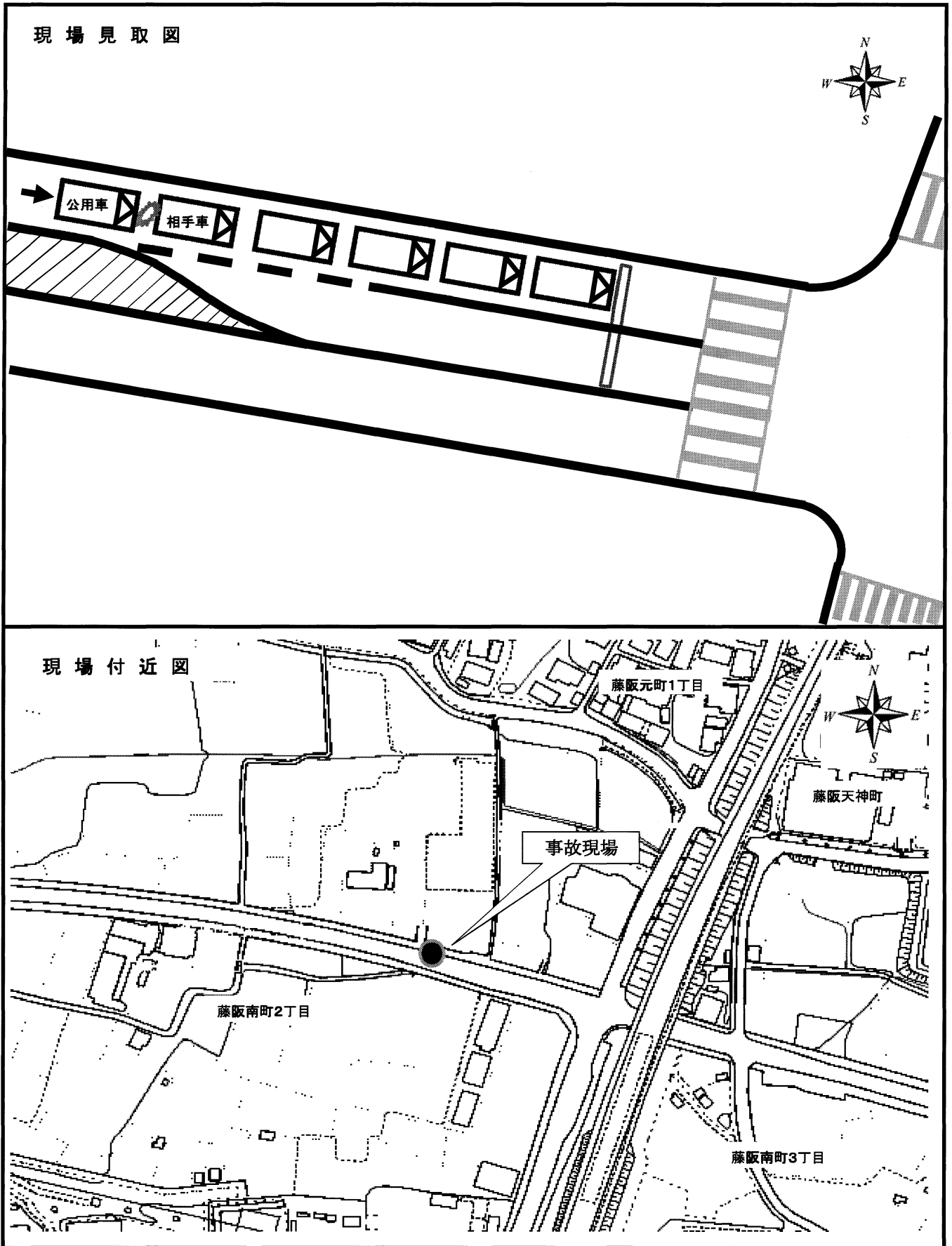
2. 賠償の相手方 枚方市所在の法人

3. 賠償事件の内容 令和5年10月18日午後2時17分ごろ、本市観光にぎわい部職員が市立中央図書館の市史資料室から旧田中家鋳物民俗資料館へ帰館するため公用車（軽貨物車・大阪480て795）を運転し、枚方藤阪線を西から東へ走行中、藤阪駅前交差点前において、信号待ちのため停車していた前方車両との距離を詰めた際、一瞬前方から目をそらしたためブレーキが間に合わず、枚方市所在の法人が所有する普通乗用車に追突し、同車が損傷した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方に自己責任額金2,222,000円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。





損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和6年（2024年）2月7日専決

枚方市長 伏見 隆

記

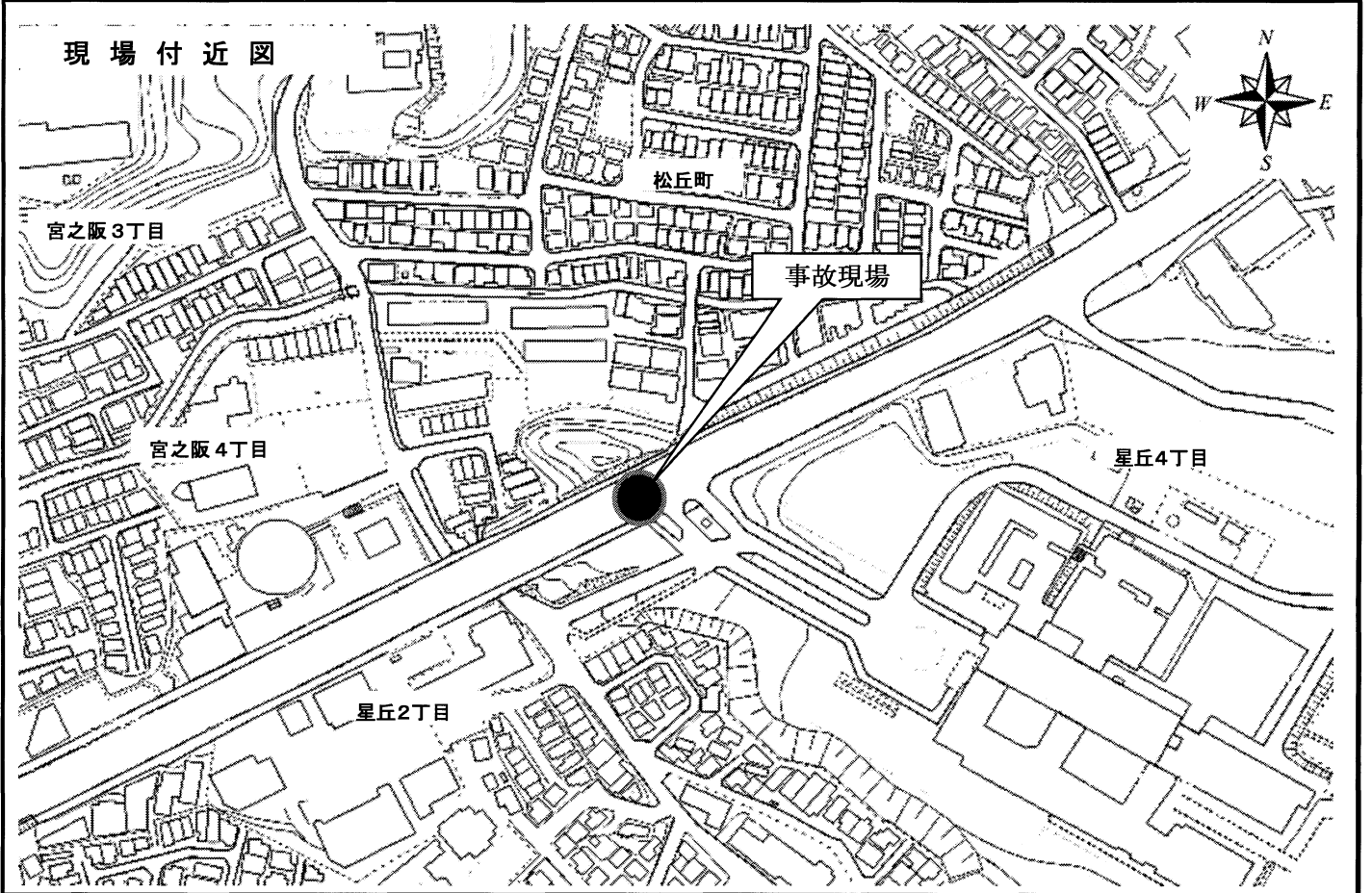
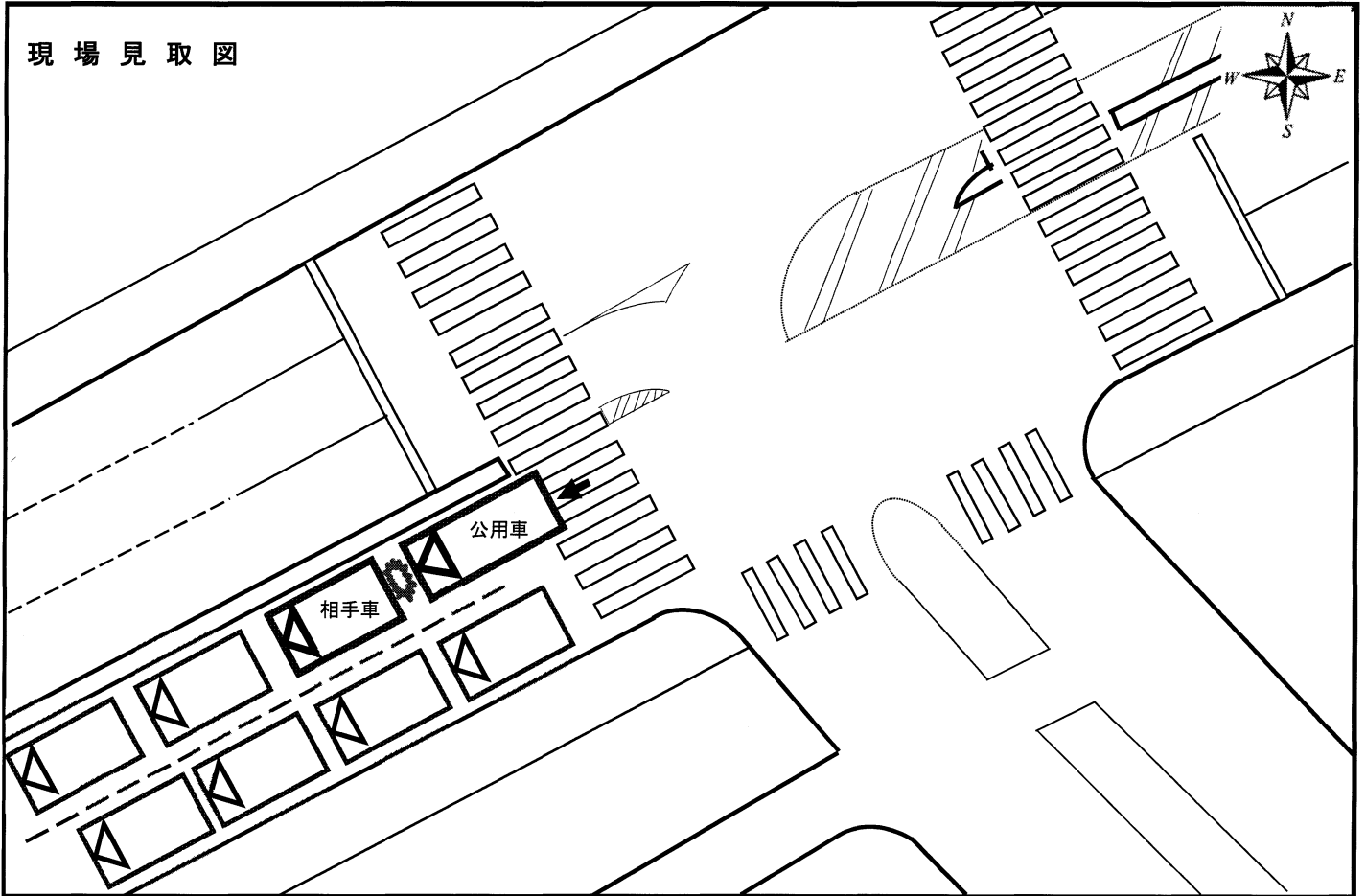
1. 賠償の額 金 78,000円

2. 賠償の相手方 高槻市在住者

3. 賠償事件の内容 令和5年12月11日午後4時30分ごろ、本市土木部職員が公用車（2トン塵芥収集車・大阪800せ5706）を運転し、国道1号を大阪方面に走行中、星丘4丁目8番地先交差点付近において、渋滞により前方の高槻市在住者所有の小型乗用車が停止したため続けて停止したが、横断歩道の一部を塞いでいたためさらに前進した際、同車に追突し、同車が損傷した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方に自己責任額金78,000円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



令和 5 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 5 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 617,256千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 173,253,077千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 4 条 繰越明許費の変更は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年（2024 年）2 月 19 日提出

枚 方 市 長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		57,227,584	430,163	57,657,747
	(1) 市 民 税	26,025,958	283,058	26,309,016
	(2) 固定資産税	22,280,303	57,991	22,338,294
	(3) 軽自動車税	658,603	▲17,546	641,057
	(4) 市たばこ税	2,045,449	75,052	2,120,501
	(5) 都市計画税	4,787,872	6,755	4,794,627
	(6) 事業所税	1,429,399	24,853	1,454,252
3. 利子割交付金		52,777	▲1,041	51,736
	(1) 利子割交付金	52,777	▲1,041	51,736
4. 配当割交付金		570,273	▲91,313	478,960
	(1) 配当割交付金	570,273	▲91,313	478,960
5. 株式等譲渡所得割交付金		631,796	▲293,666	338,130
	(1) 株式等譲渡所得割交付金	631,796	▲293,666	338,130
6. 法人事業税交付金		785,702	69,688	855,390
	(1) 法人事業税交付金	785,702	69,688	855,390
7. 地方消費税交付金		8,723,255	100,148	8,823,403
	(1) 地方消費税交付金	8,723,255	100,148	8,823,403
8. ゴルフ場利用税交付金		82,381	▲3,459	78,922
	(1) ゴルフ場利用税交付金	82,381	▲3,459	78,922
9. 自動車税環境性能割交付金		119,785	40,073	159,858
	(1) 自動車税環境性能割交付金	119,785	40,073	159,858
10. 地方特例交付金		444,805	▲32,989	411,816
	(1) 地方特例交付金	437,131	▲41,638	395,493
	(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	7,674	8,649	16,323
11. 地方交付税		15,548,046	821,594	16,369,640
	(1) 地方交付税	15,548,046	821,594	16,369,640
14. 使用料及び手数料		2,228,072	▲12,246	2,215,826
	(1) 使 用 料	1,693,723	▲11,392	1,682,331
	(2) 手 数 料	534,349	▲854	533,495
15. 国庫支出金		45,851,837	110,152	45,961,989
	(1) 国庫負担金	29,068,597	▲596,564	28,472,033
	(2) 国庫補助金	16,700,834	708,923	17,409,757
	(3) 国庫委託金	82,406	▲2,207	80,199

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 府支出金		17,268,240	▲2,292,745	14,975,495
	(1) 府負担金	9,383,012	▲59,840	9,323,172
	(2) 府補助金	4,972,930	▲1,339,407	3,633,523
	(3) 府委託金	2,912,298	▲893,498	2,018,800
17. 財産収入		133,984	65,864	199,848
	(2) 財産売払収入	64,532	65,864	130,396
18. 寄附金		195,042	92,680	287,722
	(1) 寄附金	195,042	92,680	287,722
19. 繰入金		6,703,910	13,029	6,716,939
	(1) 基金繰入金	6,576,075	13,029	6,589,104
20. 諸収入		1,754,413	299,224	2,053,637
	(4) 収益事業収入	442,504	129,721	572,225
	(5) 雑入	1,295,639	169,503	1,465,142
21. 市債		10,605,692	1,302,100	11,907,792
	(1) 市債	10,605,692	1,302,100	11,907,792
歳入合計		172,635,821	617,256	173,253,077

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		654,356	▲3,346	651,010
	(1) 議会費	654,356	▲3,346	651,010
2. 総務費		11,612,460	470,221	12,082,681
	(1) 総務管理費	8,098,584	552,751	8,651,335
	(2) 徴税費	1,497,475	41,619	1,539,094
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,404,054	▲81,704	1,322,350
	(4) 選挙費	474,878	▲41,770	433,108
	(5) 統計調査費	40,707	▲675	40,032
3. 民生費		86,569,582	▲579,607	85,989,975
	(1) 社会福祉費	40,297,242	▲128,767	40,168,475
	(2) 児童福祉費	31,683,083	▲439,130	31,243,953
	(4) 災害救助費	14,454	▲11,710	2,744
4. 衛生費		18,594,786	▲1,781,319	16,813,467
	(1) 保健衛生費	11,875,119	▲1,721,923	10,153,196
	(2) 清掃費	6,719,667	▲59,396	6,660,271
5. 農林水産業費		182,091	5,830	187,921
	(1) 農業費	182,091	5,830	187,921
6. 商工費		1,041,059	▲43,255	997,804
	(1) 商工費	1,041,059	▲43,255	997,804
7. 土木費		20,967,685	▲1,062,412	19,905,273
	(1) 土木管理費	362,268	▲6,111	356,157
	(2) 道路橋梁費	3,666,168	▲788,789	2,877,379
	(4) 都市計画費	16,894,148	▲267,512	16,626,636
8. 消防費		4,597,736	244,860	4,842,596
	(1) 消防費	4,597,736	244,860	4,842,596
9. 教育費		14,060,735	2,483,737	16,544,472
	(1) 教育総務費	4,313,516	▲67,323	4,246,193
	(2) 小学校費	2,884,444	1,150,356	4,034,800
	(3) 中学校費	2,107,271	1,563,985	3,671,256
	(4) 幼稚園費	666,798	▲5,427	661,371
	(5) 社会教育費	1,641,042	▲80,351	1,560,691
	(6) 保健体育費	2,447,664	▲77,503	2,370,161
10. 公債費		12,048,228	▲70,000	11,978,228
	(1) 公債費	12,048,228	▲70,000	11,978,228
11. 諸支出金		1,757,103	952,547	2,709,650
	(1) 諸費	1,757,103	952,547	2,709,650

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出	合計	172,635,821	617,256	173,253,077



第 2 表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校給食調理場改修工事	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	3,270
合 計		(7,000,000) 16,900,959		(7,000,000) 16,904,229

( )書は、金融機関等に対する債務保証

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
私立保育園施設整備事業	178,500	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
希釈放流センター施設改修事業	101,200						
中宮浄水場更新事業（一般会計出資債）	200,000						
やすらぎの杜設備改修事業	87,800						
枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	2,378,500						
枚方市駅前行政サービス再編事業	894,200						
京阪本線連続立体交差事業	739,500						
光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	541,900						
公園施設長寿命化改築等事業	8,800						
自転車通行空間整備事業	42,600						
主要道路リフレッシュ整備事業	364,000						
橋梁修繕・補強事業	-						
施設改善維持補修事業	289,000						
学校エレベーター整備事業	30,000						
総合体育館施設整備事業	35,700						
伊加賀スポーツセンター施設等改修事業	18,200						

(単位：千円)

法	補 正 後							
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
その他								
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	165,300	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	58,700							
	-							
	77,300							
	2,198,500							
	931,400							
	304,400							
	476,800							
	28,800							
	33,300							
	125,800							
	48,000							
	2,549,400							
	170,700							
	18,700							
16,300								

起 債 の 目 的	補 正 前						
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
渚市民体育館施設等改修事業	1,000	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
市立枚方宿鍵屋資料館門改修事業	-						
老朽ため池改修事業	3,500						
用排水施設等整備事業	-						
合 計	10,605,692						

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直

(単位：千円)

法	補 正 後							
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
区分				償還期限	据置期間	償還の方法	その他	
その他								
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	-	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	3,000							
	7,600							
	2,500							
	11,907,792							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

第4表 繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2. 総務費	(1) 総務管理費	庁舎施設改修工事費	-	45,580
		市駅前行政サービス再編関連事業	-	53,000
		観光まちづくり推進経費	-	500
	(2) 徴税費	税総合システム改修委託	-	42,576
3. 民生費	(1) 社会福祉費	公的介護施設等整備事業	-	284,087
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	-	821,193
		住民税均等割のみ課税世帯への給付金給付事業	-	105,456
		低所得者の子育て世帯への給付金事業	-	237,500
4. 衛生費	(1) 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	-	57,794
	(2) 清掃費	改善・補修工事費	-	15,000
5. 農林水産業費	(1) 農業費	ため池緊急防災対策情報整備事業	-	9,300
		老朽ため池改修経費	-	6,526
7. 土木費	(2) 道路橋梁費	道路施設調査点検委託	-	5,600
		牧野高槻線及び京都守口線整備事業	-	94,595
		主要道路リフレッシュ整備事業	-	150,662
		橋梁修繕・補強事業	-	61,170
		交通バリアフリー道路整備事業	-	10,000
		有料自転車駐車場管理運営経費	-	736
	(4) 都市計画費	空き家・空き地対策推進事業	-	35,000
		公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	-	30,000
		連続立体交差事業関連まちづくり事業	-	126,938
		下水道事業会計への負担金	-	75,300

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		牧野長尾線整備事業	-	5,600
		中振交野線整備事業	-	90,434
		御殿山小倉線整備事業	-	514,569
		長尾杉線整備事業	-	45,620
		北山通線整備事業	-	72,310
		収用裁決申請図書作成等業務委託	-	6,120
		都市計画道路完成記念式典業務委託	-	2,371
		枚方市駅周辺再整備事業	-	35,000
		枚方市駅周辺地区市街地再開発事業補助金	-	379,072
9. 教育費	(1) 教育総務費	階段昇降車経費	-	6,886
	(2) 小学校費	施設改善維持補修経費	-	1,127,643
		学校エレベーター整備事業	-	149,000
		学校空調設備整備事業更新詳細検討調査及び実施支援業務委託	-	14,400
		学校空調設備整備事業	-	5,000
	(3) 中学校費	施設改善維持補修経費	-	1,600,015
		学校エレベーター整備事業	-	43,700
		学校空調設備整備事業更新詳細検討調査及び実施支援業務委託	-	6,364
		学校空調設備整備事業	-	519,218
	(6) 保健体育費	施設設備整備事業	-	108,700
合	計		15,019	7,015,554





凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印 刷 製 本 費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通 信 運 搬 費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使 用 料 及 び 賃 借 料 ……使	工 事 請 負 費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投 資 及 び 出 資 金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 市 税	57,227,584	430,163	57,657,747		
(項)					
(1) 市 民 税	26,025,958	283,058	26,309,016		
1. 個 人	22,893,936	279,822	23,173,758	1. 現年課税分	275,018
				2. 滞納繰越分	4,804
2. 法 人	3,132,022	3,236	3,135,258	1. 現年課税分	4,783
				2. 滞納繰越分	▲1,547
(項)					
(2) 固定資産税	22,280,303	57,991	22,338,294		
1. 固定資産税	21,946,379	57,991	22,004,370	1. 現年課税分	80,528
				2. 滞納繰越分	▲22,537
(項)					
(3) 軽自動車税	658,603	▲17,546	641,057		
1. 軽自動車税	658,603	▲17,546	641,057	1. 現年課税分	▲20,125

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 均 等 割	3,567	1. 現年課税分	275,018
2. 所 得 割	271,451	(1) 均 等 割	3,567
		(2) 所 得 割	271,451
1. 滞納繰越分	4,804	2. 滞納繰越分	4,804
1. 均 等 割	34,297	1. 現年課税分	4,783
2. 法人税割	▲29,514	(1) 均 等 割	34,297
		(2) 法人税割	▲29,514
1. 滞納繰越分	▲1,547	2. 滞納繰越分	▲1,547
1. 土 地	48,967	1. 現年課税分	80,528
2. 家 屋	▲9,152	(1) 土 地	48,967
3. 償却資産	40,713	(2) 家 屋	▲9,152
		(3) 償却資産	40,713
1. 滞納繰越分	▲22,537	2. 滞納繰越分	▲22,537
1. 環境性能割	▲5,859	1. 現年課税分	▲20,125
2. 種別割	▲14,266	(1) 環境性能割	▲5,859
		(2) 種別割	▲14,266
		2. 滞納繰越分	2,579

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
				2. 滞納繰越分	2,579
(項)					
(4)市たばこ税	2,045,449	75,052	2,120,501		
1. 市たばこ税	2,045,449	75,052	2,120,501	1. 現年課税分	75,052
(項)					
(5)都市計画税	4,787,872	6,755	4,794,627		
1. 都市計画税	4,787,872	6,755	4,794,627	1. 現年課税分	11,635
				2. 滞納繰越分	▲4,880
(項)					
(6)事業所税	1,429,399	24,853	1,454,252		
1. 事業所税	1,429,399	24,853	1,454,252	1. 現年課税分	28,018
				2. 滞納繰越分	▲3,165
(款)					
3. 利子割交付金	52,777	▲1,041	51,736		
(項)					
(1)利子割交付金	52,777	▲1,041	51,736		
1. 利子割交付金	52,777	▲1,041	51,736	1. 利子割交付金	▲1,041
(款)					
4. 配当割交付金	570,273	▲91,313	478,960		
(項)					
(1)配当割交付金	570,273	▲91,313	478,960		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 滞納繰越分	2,579		
1. 現年課税分	75,052	1. 現年課税分	75,052
1. 土 地	10,939	1. 現年課税分	11,635
2. 家 屋	696	(1) 土 地	10,939
		(2) 家 屋	696
1. 滞納繰越分	▲4,880	2. 滞納繰越分	▲4,880
1. 資 産 割	16,408	1. 現年課税分	28,018
2. 従業者割	11,610	(1) 資 産 割	16,408
		(2) 従業者割	11,610
1. 滞納繰越分	▲3,165	2. 滞納繰越分	▲3,165
1. 利子割交付金	▲1,041	1. 利子割交付金	▲1,041

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1. 配当割交付金	570, 273	▲91, 313	478, 960	1. 配当割交付金	▲91, 313
(款)					
5. 株式等譲渡所得割交付金	631, 796	▲293, 666	338, 130		
(項)					
(1) 株式等譲渡所得割交付金	631, 796	▲293, 666	338, 130		
1. 株式等譲渡所得割交付金	631, 796	▲293, 666	338, 130	1. 株式等譲渡所得割交付金	▲293, 666
(款)					
6. 法人事業税交付金	785, 702	69, 688	855, 390		
(項)					
(1) 法人事業税交付金	785, 702	69, 688	855, 390		
1. 法人事業税交付金	785, 702	69, 688	855, 390	1. 法人事業税交付金	69, 688
(款)					
7. 地方消費税交付金	8, 723, 255	100, 148	8, 823, 403		
(項)					
(1) 地方消費税交付金	8, 723, 255	100, 148	8, 823, 403		
1. 地方消費税交付金	8, 723, 255	100, 148	8, 823, 403	1. 地方消費税交付金	100, 148
(款)					
8. ゴルフ場利用税交付金	82, 381	▲3, 459	78, 922		
(項)					
(1) ゴルフ場利用税交付金	82, 381	▲3, 459	78, 922		
1. ゴルフ場利用税交付金	82, 381	▲3, 459	78, 922	1. ゴルフ場利用税交付金	▲3, 459
(款)					
9. 自動車税環境性能割交付金	119, 785	40, 073	159, 858		
(項)					
(1) 自動車税環境性能割交付金	119, 785	40, 073	159, 858		
1. 自動車税環境性能割交付金	119, 785	40, 073	159, 858	1. 自動車税環境性能割交付金	40, 073

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 配当割交付金	▲91,313	1. 配当割交付金	▲91,313
1. 株式等譲渡所得割交付金	▲293,666	1. 株式等譲渡所得割交付金	▲293,666
1. 法人事業税交付金	69,688	1. 法人事業税交付金	69,688
1. 地方消費税交付金	100,148	1. 地方消費税交付金	100,148
1. ゴルフ場利用税交付金	▲3,459	1. ゴルフ場利用税交付金	▲3,459
1. 自動車税環境性能割交付金	40,073	1. 自動車税環境性能割交付金	40,073

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
10. 地方特例交付金	444,805	▲32,989	411,816		
(項)					
(1) 地方特例交付金	437,131	▲41,638	395,493		
1. 地方特例交付金	437,131	▲41,638	395,493	1. 地方特例交付金	▲41,638
(項)					
(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	7,674	8,649	16,323		
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	7,674	8,649	16,323	1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	8,649
(款)					
11. 地方交付税	15,548,046	821,594	16,369,640		
(項)					
(1) 地方交付税	15,548,046	821,594	16,369,640		
1. 地方交付税	15,548,046	821,594	16,369,640	1. 地方交付税	821,594
(款)					
14. 使用料及び手数料	2,228,072	▲12,246	2,215,826		
(項)					
(1) 使 用 料	1,693,723	▲11,392	1,682,331		
3. 衛生使用料	267,618	▲13,683	253,935	1. 衛生使用料	▲13,683
6. 土木使用料	837,318	2,291	839,609	1. 土木使用料	2,291
(項)					
(2) 手 数 料	534,349	▲854	533,495		
3. 衛生手数料	362,233	▲854	361,379	2. し尿処理手数料	▲854
(款)					
15. 国庫支出金	45,851,837	110,152	45,961,989		
(項)					
(1) 国庫負担金	29,068,597	▲596,564	28,472,033		



(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 地方特例交付金	▲41,638	1. 地方特例交付金	▲41,638
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	8,649	1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	8,649
1. 普通交付税	821,594	1. 普通交付税	821,594
1. 火葬場使用料	▲13,683	1. 火葬場使用料	▲13,683
8. 行政財産使用料	2,291	1. 行政財産使用料	2,291
1. 現年度分	▲854	1. 現年度分	▲854

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1. 民生費国庫負担金	27,349,406	▲86,127	27,263,279	4. 児童扶養手当負担金	▲70,935
				8. 児童手当等負担金	▲129,157
				9. 教育・保育施設型給付負担金	125,834
				10. 地域型保育給付負担金	22,656
				11. 国民健康保険基盤安定負担金	▲51,458
				12. 低所得者介護保険料軽減負担金	18,196
				14. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲1,263
2. 衛生費国庫負担金	1,296,842	▲492,114	804,728	1. 衛生費負担金	▲492,114
3. 教育費国庫負担金	422,349	▲18,323	404,026	1. 教育費負担金	▲18,323
(項)					
(2) 国庫補助金	16,700,834	708,923	17,409,757		
1. 総務費国庫補助金	7,996,411	342,564	8,338,975	1. 総務費補助金	342,564

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 児童扶養手当負担金	▲70,935	1. 児童扶養手当負担金	▲70,935
1. 児童手当等負担金	▲129,157	2. 児童手当等負担金	▲129,157
1. 教育・保育施設型給付負担金	125,834	3. 教育・保育施設型給付負担金	125,834
1. 地域型保育給付負担金	22,656	(1) 私立保育所運営費負担金	132,590
1. 国民健康保険基盤安定負担金	▲51,458	(2) 私立認定こども園給付費負担金	▲6,756
1. 低所得者介護保険料軽減負担金	18,196	4. 地域型保育給付負担金	22,656
1. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲1,263	(1) 私立小規模保育給付費負担金	22,656
2. 感染症発生動向調査事業負担金	▲240,598	5. 国民健康保険基盤安定負担金	▲51,458
7. 感染症患者入院医療費負担金	48,636	6. 低所得者介護保険料軽減負担金	18,196
8. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	▲300,152	(1) 現年度分	13,946
1. 教育・保育施設型給付負担金	▲18,323	(2) 過年度分	4,250
		7. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲1,263
		1. 感染症発生動向調査事業負担金	▲240,598
		2. 感染症患者入院医療費負担金	48,636
		3. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	▲300,152
		1. 教育・保育施設型給付負担金	▲18,323
		(1) 私立幼稚園給付費負担金	▲18,323
2. 個人番号カード交付事務費補助金	▲50,110	1. 個人番号カード交付事務費補助金	▲50,110
4. マイナポイント事業費補助金	▲12,326	2. マイナポイント事業費補助金	▲12,326
6. デジタル基盤改革支援補助金	▲37,032	3. デジタル基盤改革支援補助金	▲37,032
7. 戸籍振り仮名法制化対応補助金	▲11,990	4. 戸籍振り仮名法制化対応補助金	▲11,990
		5. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	454,022

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2. 民生費国庫補助金	2,385,605	▲157,113	2,228,492	1. 児童福祉費補助金	▲52,075
				3. 障害者地域生活支援事業費等補助金	225
				7. 社会福祉費補助金	▲14,000
				34. 障害者総合支援事業費補助金	7,581
				35. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	▲98,844
3. 衛生費国庫補助金	1,762,927	▲268,639	1,494,288	1. 衛生費補助金	▲268,639
5. 土木費国庫補助金	4,073,510	332,646	4,406,156	1. 都市計画費補助金	332,646

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
51. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	454,022		
6. 子ども・子育て支援交付金	▲16,472	1. 児童福祉費補助金	▲52,075
8. 保育対策総合支援事業費補助金	▲20,638	(1) 子ども・子育て支援交付金	▲16,472
10. 保育所等整備交付金	▲14,965	(2) 保育対策総合支援事業費補助金	▲20,638
		(3) 保育所等整備交付金	▲14,965
2. 重層的支援体制整備事業交付金	225	2. 重層的支援体制整備事業交付金	225
1. 重層的支援体制整備事業交付金	▲14,000	3. 重層的支援体制整備事業交付金	▲14,000
1. 障害者総合支援事業費補助金	7,581	4. 障害者総合支援事業費補助金	7,581
1. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	▲98,844	5. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	▲98,844
7. 妊娠・出産包括支援事業補助金	1,399	1. 妊娠・出産包括支援事業補助金	1,399
18. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	▲261,371	2. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	▲261,371
19. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	▲1,400	3. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	▲1,400
21. 出産・子育て応援交付金	▲7,267	4. 出産・子育て応援交付金	▲7,267
1. 社会資本整備総合交付金	333,136	1. 社会資本整備総合交付金	333,136
2. デジタル田園都市国家構想推進交付金	▲490	(1) 既存民間建築物耐震診断補助金（木造住宅）	▲1,000
		(2) 木造住宅等耐震改修補助金	▲16,592
		(3) 道路施設調査点検事業	669
		(4) 主要道路リフレッシュ整備事業	▲223,648
		(5) 橋梁修繕・補強事業	13,023
		(6) 公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	10,000
		(7) 土砂災害特別警戒区域内既存家屋移転・補強事業	▲3,055
		(8) 自転車通行空間整備事業	▲7,546

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
7. 教育費国庫補助金	466,769	459,465	926,234	1. 教育費補助金	459,465
(項)					
(3) 国庫委託金	82,406	▲2,207	80,199		
3. 衛生費委託金	9,868	▲2,207	7,661	1. 衛生費委託金	▲2,207
(款)					
16. 府支出金	17,268,240	▲2,292,745	14,975,495		
(項)					
(1) 府負担金	9,383,012	▲59,840	9,323,172		
1. 民生費府負担金	9,164,920	▲50,678	9,114,242	1. 国民健康保険基盤安定負担金	▲109,294
				2. 児童福祉費負担金	1,070
				3. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	▲2,009
				7. 教育・保育施設型給付負担金	43,143
				8. 地域型保育給付負担金	7,945
				9. 低所得者介護保険料軽減負担金	9,098

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		(9) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業補助金	640,897
		(10) 連続立体交差事業関連まちづくり事業	▲107,732
		(11) 都市再生整備計画事業	28,120
		2. デジタル田園都市国家構想推進交付金	▲490
5. 文化財保存事業補助金	▲7,354	1. 文化財保存事業補助金	▲7,354
10. 学校施設環境改善交付金	467,341	2. 学校施設環境改善交付金	467,341
12. 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	▲522	3. 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	▲522
1. 国民健康・栄養調査委託金	▲2,207	1. 国民健康・栄養調査委託金	▲2,207
1. 国民健康保険基盤安定負担金	▲109,294	1. 国民健康保険基盤安定負担金	▲109,294
1. 児童手当等負担金	▲33,265	2. 児童福祉費負担金	1,070
2. 児童発達支援センター施設給付費負担金	34,335	(1) 児童手当等負担金	▲33,265
		(2) 児童発達支援センター施設給付費負担金	34,335
1. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	▲2,009	3. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	▲2,009
1. 教育・保育施設型給付負担金	43,143	4. 教育・保育施設型給付負担金	43,143
		(1) 私立保育所運営費負担金	47,317
1. 地域型保育給付負担金	7,945	(2) 私立認定こども園給付費負担金	▲4,174
1. 低所得者介護保険料軽減負担金	9,098	5. 地域型保育給付負担金	7,945
		(1) 私立小規模保育給付費負担金	7,945
		6. 低所得者介護保険料軽減負担金	9,098
		(1) 現年度分	6,978
		(2) 過年度分	2,120
		7. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲631

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
				11. 国民健康保険未 就学児均等割保 険料負担金	▲631
3. 教育費府負担金	211,174	▲9,162	202,012	1. 教育費負担金	▲9,162
(項)					
(2) 府補助金	4,972,930	▲1,339,407	3,633,523		
2. 民生費府補助金	3,714,501	▲686,652	3,027,849	1. 社会福祉費補助 金	14,000
				2. 老人福祉費補助 金	▲675,686
				4. 児童福祉費補助 金	▲25,078
				5. 障害者地域生活 支援事業費等補 助金	112
3. 衛生費府補助金	936,526	▲578,062	358,464	1. 衛生費補助金	▲578,062
4. 農林水産業費府補助金	11,003	11,068	22,071	1. 農業費補助金	11,068



(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲631		
1. 教育・保育施設型給付負担金	▲9,162	1. 教育・保育施設型給付負担金	▲9,162
		(1) 私立幼稚園給付費負担金	▲9,162
31. 重層的支援体制整備事業交付金	14,000	1. 重層的支援体制整備事業交付金	14,000
3. 大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金	▲675,686	2. 大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金	▲675,686
3. 子ども・子育て支援交付金	▲16,472	3. 児童福祉費補助金	▲25,078
5. 教育・保育施設型給付補助金	▲9,821	(1) 子ども・子育て支援交付金	▲16,472
8. 保育対策総合支援事業費補助金	1,215	(2) 教育・保育施設型給付補助金	▲9,821
		(3) 保育対策総合支援事業費補助金	1,215
2. 重層的支援体制整備事業交付金	112	4. 重層的支援体制整備事業交付金	112
18. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	▲541,845	1. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	▲541,845
19. 新型コロナウイルス感染症検査調整センター運営費補助金	▲35,202	2. 新型コロナウイルス感染症検査調整センター運営費補助金	▲35,202
20. 出産・子育て応援交付金	▲1,036	3. 出産・子育て応援交付金	▲1,036
22. 府衛生関係移譲事務交付金	21	4. 府衛生関係移譲事務交付金	21
5. 多面的機能支払交付金事業補助金	342	1. 多面的機能支払交付金事業補助金	342
32. 農地利用最適化交付金	651	2. 農地利用最適化交付金	651
33. 大阪府農業地域力創造推進事業補助金	775	3. 大阪府農業地域力創造推進事業補助金	775
		4. ため池緊急防災対策情報整備事業	9,300

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6. 土木費府補助金	205,450	▲76,526	128,924	1. 都市計画費補助金	▲8,326
				2. 土木費補助金	▲68,200
8. 教育費府補助金	47,930	▲9,235	38,695	1. 教育費補助金	▲9,235
(項) (3)府委託金	2,912,298	▲893,498	2,018,800		
1. 総務費委託金	677,730	47,794	725,524	1. 総務費委託金	47,794
4. 土木費委託金	2,233,483	▲941,292	1,292,191	1. 都市計画費委託金	▲669,062
				2. 土木費委託金	▲272,230
(款) 17. 財産収入	133,984	65,864	199,848		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
34. ため池緊急防災対策情報整備事業	9,300		
1. 都市計画費補助金	▲8,326	1. 都市計画費補助金	▲8,326
		(1) 土砂災害特別警戒区域内既存家屋移転・補強事業補助金	▲1,526
		(2) 震災対策推進事業補助金（木造住宅診断）	▲500
		(3) 震災対策推進事業補助金（木造住宅改修）	▲6,300
1. 土木費補助金	▲68,200	2. 土木費補助金	▲68,200
		(1) 都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金	▲68,200
1. 教育・保育施設型給付補助金	▲7,469	1. 教育・保育施設型給付補助金	▲7,469
		(1) 私立幼稚園給付費補助金	▲7,469
3. スクールサポートスタッフ配置事業費補助金	▲2,013	2. スクールサポートスタッフ配置事業費補助金	▲2,013
64. 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金	45	3. 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金	45
66. 地域クラブ活動体制整備等事業費補助金	202	4. 地域クラブ活動体制整備等事業費補助金	202
1. 府税徴収交付金	44,111	1. 府税徴収交付金	44,111
3. 基幹統計調査委託金	▲675	2. 基幹統計調査委託金	▲675
		(1) 住宅・土地統計調査経費	▲675
6. 知事選挙委託金	934	3. 知事選挙委託金	934
7. 府議会議員選挙委託金	3,424	4. 府議会議員選挙委託金	3,424
2. 連続立体交差事業関連委託金	▲669,062	1. 連続立体交差事業関連委託金	▲669,062
1. 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連委託金	▲215,850	2. 土木費委託金	▲272,230
2. 枚方高槻線整備事業関連委託金	▲56,380	(1) 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連委託金	▲215,850
		(2) 枚方高槻線整備事業関連委託金	▲56,380

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(項)					
(2)財産売払収入	64,532	65,864	130,396		
1.不動産売払収入	64,431	65,864	130,295	1. 土地売払収入	65,864
(款)					
18.寄 附 金	195,042	92,680	287,722		
(項)					
(1)寄 附 金	195,042	92,680	287,722		
1.総務関係寄附金	126,602	46,804	173,406	1. 指定寄附金	46,804
2.民生関係寄附金	6,494	7,286	13,780	1. 指定寄附金	7,286
3.衛生関係寄附金	7,383	14,586	21,969	1. 指定寄附金	14,586
4.商工関係寄附金	571	2,085	2,656	1. 指定寄附金	2,085
5.土木関係寄附金	12,036	5,547	17,583	1. 指定寄附金	5,547
6.消防関係寄附金	34,957	4,895	39,852	1. 指定寄附金	4,895
7.教育関係寄附金	6,999	11,477	18,476	1. 指定寄附金	11,477
(款)					
19.繰 入 金	6,703,910	13,029	6,716,939		
(項)					
(1)基金繰入金	6,576,075	13,029	6,589,104		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 土地売払収入	65,864	1. 土地売払収入	65,864
1. 指定寄附金	46,804	1. 指定寄附金 こどもの夢を育むために ひらかた万博推進のために 枚方宿地区の賑わい創出のために NPO活動応援のために	46,804
1. 指定寄附金	7,286	1. 指定寄附金 福祉のために	7,286
1. 指定寄附金	14,586	1. 指定寄附金 環境保全・ごみ減量のために 動物愛護のために	14,586
1. 指定寄附金	2,085	1. 指定寄附金 地域経済活性化のために	2,085
1. 指定寄附金	5,547	1. 指定寄附金 緑化推進のために 里山のために	5,547
1. 指定寄附金	4,895	1. 指定寄附金 安心安全のために	4,895
1. 指定寄附金	11,477	1. 指定寄附金 子どもに本を届けるために 文化財保存活用のために	11,477

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1. 基金繰入金	6,576,075	13,029	6,589,104	1. 基金繰入金	13,029
(款)					
20. 諸 収 入	1,754,413	299,224	2,053,637		
(項)					
(4) 収益事業収入	442,504	129,721	572,225		
1. 競艇収入	442,504	129,721	572,225	1. 競艇収入	129,721
(項)					
(5) 雑 入	1,295,639	169,503	1,465,142		
1. 雑 入	1,295,639	169,503	1,465,142	1. 雑 入	169,503

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
8. 安心安全基金繰入金	▲12,321	1. 安心安全基金繰入金	▲12,321
9. 花と緑のまちづくり基金繰入金	▲2,510	2. 花と緑のまちづくり基金繰入金	▲2,510
18. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	▲1,700	3. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	▲1,700
21. 財政調整基金繰入金	▲10,436	4. 財政調整基金繰入金	▲10,436
65. 新型コロナウイルス感染症対策応援基金繰入金	39,996	5. 新型コロナウイルス感染症対策応援基金繰入金	39,996
1. 競艇収入	129,721	1. 競艇収入	129,721
10. 穂谷川清掃工場電力供給収入	19,811	1. 穂谷川清掃工場電力供給収入	19,811
23. 東部清掃工場電力供給収入	62,820	2. 東部清掃工場電力供給収入	62,820
39. 北河内こども夜間救急センター診療収入	26,221	3. 北河内こども夜間救急センター診療収入	26,221
51. 図書館廃棄資料等売払収入	64	4. 図書館廃棄資料等売払収入	64
52. 空き家・空き地対策推進事業返還金	▲3,000	5. 空き家・空き地対策推進事業返還金	▲3,000
67. 都市公園台帳整備負担金	▲5,000	6. 都市公園台帳整備負担金	▲5,000
68. その他雑入	52,477	7. その他雑入	52,477
69. スポーツ振興くじ助成金	1,110	8. スポーツ振興くじ助成金	1,110
80. バス待ち環境整備事業負担金	15,000	9. バス待ち環境整備事業負担金	15,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
21. 市 債	10,605,692	1,302,100	11,907,792		
(項)					
(1)市 債	10,605,692	1,302,100	11,907,792		
2. 民 生 債	314,800	▲13,200	301,600	1. 民 生 債	▲13,200
3. 衛 生 債	877,300	▲253,000	624,300	1. 衛 生 債	▲253,000
5. 土 木 債	5,901,400	▲822,500	5,078,900	1. 都市計画事業債	▲623,000
				2. 土 木 債	▲199,500
6. 教 育 債	1,343,100	2,384,200	3,727,300	1. 教 育 債	2,384,200
16. 農林水産業債	3,500	6,600	10,100	1. 農林水産業債	6,600
歳 入 合 計	172,635,821	617,256	173,253,077		



(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 民生債	▲13,200	1. 民生債	▲13,200
		(1) 私立保育園施設整備事業	▲13,200
1. 衛生債	▲253,000	1. 衛生債	▲253,000
		(1) 希釈放流センター施設改修事業	▲42,500
		(2) 中宮浄水場更新事業（一般会計出資債）	▲200,000
		(3) やすらぎの杜設備改修事業	▲10,500
1. 都市計画事業債	▲623,000	1. 都市計画事業債	▲623,000
		(1) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	▲180,000
		(2) 枚方市駅前行政サービス再編事業	37,200
		(3) 京阪本線連続立体交差事業	▲435,100
		(4) 光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	▲65,100
		(5) 公園施設長寿命化改築等事業	20,000
1. 土木債	▲199,500	2. 土木債	▲199,500
		(1) 自転車通行空間整備事業	▲9,300
		(2) 主要道路リフレッシュ整備事業	▲238,200
		(3) 橋梁修繕・補強事業	48,000
1. 教育債	2,384,200	1. 教育債	2,384,200
		(1) 施設改善維持補修事業	2,260,400
		(2) 学校エレベーター整備事業	140,700
		(3) 総合体育館施設整備事業	▲17,000
		(4) 伊加賀スポーツセンター施設等改修事業	▲1,900
		(5) 渚市民体育館施設等改修事業	▲1,000
		(6) 市立枚方宿鍵屋資料館門改修事業	3,000
1. 農林水産業債	6,600	1. 農林水産業債	6,600
		(1) 老朽ため池改修事業	4,100
		(2) 用排水施設等整備事業	2,500

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 議 会 費	654,356	▲3,346	651,010	-	-	-	▲3,346
(項)							
(1) 議 会 費	654,356	▲3,346	651,010	-	-	-	▲3,346
1. 議 会 費	463,305	▲2,808	460,497	-	-	-	▲2,808
2. 事 務 局 費	191,051	▲538	190,513	-	-	-	▲538
(款)							
2. 総 務 費	11,612,460	470,221	12,082,681	▲64,009	-	228,294	305,936
(項)							
(1) 総務管理費	8,098,584	552,751	8,651,335	▲31,601	-	228,294	356,058
1. 一般管理費	3,166,089	182,580	3,348,669	-	-	100,414	82,166
3. 広 報 費	127,772	▲8,730	119,042	-	-	-	▲8,730
4. 自 治 推 進 費	116,785	▲3,116	113,669	-	-	1,279	▲4,395
7. 財 政 管 理 費	9,046	582,350	591,396	-	-	82,350	500,000
9. 庁 舎 管 理 費	552,798	▲7,982	544,816	-	-	-	▲7,982

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲2,808	3. 交 付 金 ▲2,808	1. 活動経費 ▲2,808 (1) 政務活動費〔交付金〕 ▲2,808
12. 委 託 料 ▲538	1. 委 託 料 ▲538	1. 議会報発行経費 ▲538 (1) 各種委託料 ▲538 ア. 議会報配布委託料 ▲538
3. 職員手当等 185,030	12. 退職手当 185,030	1. 人 件 費 185,030 (1) 一般職員 185,030 2. チャレンジ雇用人員費補助金 ▲2,450
18. 負担金補助及び 交付金 ▲2,450	2. 補 助 金 ▲2,450	1. 広報活動経費 ▲8,730 (1) 広報ひらかた発行経費 ▲7,678 委 ▲7,678 (2) 諸 経 費 ▲1,052 委 ▲1,052
12. 委 託 料 ▲8,730	1. 委 託 料 ▲8,730	1. 自治会館建設補助等経費 ▲4,395 (1) 自治会館建設補助金 ▲4,395 2. NPO活動応援基金積立金 1,279 (1) 指定寄附金分 1,279
18. 負担金補助及び 交付金 ▲4,395	2. 補 助 金 ▲4,395	1. 施設保全整備基金積立金 582,350 (1) 本年度積立分 582,350
24. 積 立 金 1,279	1. 基金積立金 1,279	1. 庁舎管理経費 ▲7,982 (1) 照明器具借上料 ▲1,317 (2) 各種委託料 ▲6,665 ア. サプリ村野給水設備更新工事実施設計委託料 ▲1,021
24. 積 立 金 582,350	1. 基金積立金 582,350	
12. 委 託 料 ▲6,665	1. 委 託 料 ▲6,665	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 財産管理費	146,815	▲50,000	96,815	-	-	-	▲50,000
11. 車両管理費	28,640	▲2,082	26,558	-	-	-	▲2,082
12. 企 画 費	298,105	43,607	341,712	-	-	43,607	-
15. 情報管理費	952,020	▲155,528	796,492	▲37,032	-	-	▲118,496

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
13. 使用料及び賃借料 ▲1,317	1. 使用料及び賃借料 ▲1,317	イ. サプリ村野建築物定期点検業務委託料 ▲719 ウ. 第2分館建築物定期点検業務委託料 ▲594 エ. 第3分館施設管理委託料 ▲2,358 オ. 第3分館樹木剪定・除草等委託料 ▲1,973
11. 役 務 費 ▲13,000	4. 手 数 料 ▲13,000	1. 不動産鑑定手数料 ▲13,000 2. 物件調査・補償金算定委託料 ▲37,000
12. 委 託 料 ▲37,000	1. 委 託 料 ▲37,000	
13. 使用料及び賃借料 ▲652	1. 使用料及び賃借料 ▲652	1. 電動バイク管理経費 ▲652 使 ▲652
17. 備品購入費 ▲1,430	2. 機械器具費 ▲1,430	2. 電気自動車導入事業経費 ▲1,430 備 ▲1,430
24. 積 立 金 43,607	1. 基金積立金 43,607	1. こども夢基金積立金 35,625 (1) 指定寄附金分 35,625 2. ひらかた万博推進基金積立金 7,982 (1) 指定寄附金分 7,982
10. 需 用 費 ▲4,437	1. 消耗品費 ▲4,437	1. W i - F i 環境整備等事業経費 ▲43,588 委 ▲43,588
12. 委 託 料 ▲98,002	1. 委 託 料 ▲98,002	2. 情報システム等管理・運用経費 ▲24,741 (1) 電子計算機器賃借料 ▲7,287 ア. 汎用的電子申請サービス ▲2,751 イ. ガバメントクラウド(新統合DB) ▲2,220 ウ. 新統合DBソフトウェア ▲2,316 (2) 各種委託料 ▲17,454 ア. 統合DBシステム標準化対応改修委託料 ▲7,700 イ. データ入力業務委託料 ▲4,754 ウ. 行財政運営システム改修委託料 ▲5,000
13. 使用料及び賃借料 ▲28,572	1. 使用料及び賃借料 ▲28,572	
17. 備品購入費 ▲24,517	1. 庁用器具費 ▲24,517	3. 端末・ネットワーク管理経費 ▲50,239 (1) 電子計算機器賃借料 ▲21,285 ア. OAパソコン・プリンタ等 ▲21,285 (2) 諸 経 費 ▲28,954 消 ▲4,437 備 ▲24,517
		4. システム標準化・共通化対応経費 ▲36,960

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
22. 文化振興費	1,055,433	▲9,588	1,045,845	-	-	644	▲10,232
23. 環境保全費	332,480	▲18,760	313,720	5,431	-	-	▲24,191
(項)							
(2) 徴 税 費	1,497,475	41,619	1,539,094	44,111	-	-	▲2,492
1. 賦 課 費	657,733	▲957	656,776	22,000	-	-	▲22,957
2. 徴 収 費	543,943	-	543,943	22,111	-	-	▲22,111
3. 税総合システム 費	295,799	42,576	338,375	-	-	-	42,576
(項)							
(3) 戸籍住民基本台 帳費	1,404,054	▲81,704	1,322,350	▲74,426	-	-	▲7,278
1. 戸籍住民基本台 帳費	1,395,497	▲81,704	1,313,793	▲74,426	-	-	▲7,278

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		委 ▲36,960
12. 委託料 ▲9,806	1. 委託料 ▲9,806	1. 観光まちづくり推進経費 ▲1,700 (1) 諸経費(まち・ひと・しごと創生基金繰入金分) ▲1,700 備 ▲1,700
17. 備品購入費 ▲1,700	1. 庁用器具費 ▲1,700	2. 国際交流推進事業経費 ▲9,806 委 ▲9,806
24. 積立金 1,918	1. 基金積立金 1,918	3. 枚方宿地区賑わい創出基金積立金 1,918 (1) 指定寄附金 1,918
12. 委託料 ▲18,760	1. 委託料 ▲18,760	1. 公共施設等への太陽光発電設備等導入調査支援事業経費 ▲4,200 委 ▲4,200
		2. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 ▲14,560 (1) 省エネ家電買い換え促進事業費 ▲14,560 委 ▲14,560
18. 負担金補助及び 交付金 ▲957	1. 負担金 ▲957	1. 各種負担金 ▲957 (1) 枚方税務署管内地区税務協議会分担金 ▲957
		(財 源 補 正)
12. 委託料 42,576	1. 委託料 42,576	1. 各種委託料 42,576 (1) 税総合システム改修委託料
12. 委託料 ▲62,995	1. 委託料 ▲62,995	1. 社会保障・税番号制度関係事務経費 ▲62,436 委 ▲47,925 使 ▲14,511
13. 使用料及び賃借 料 ▲15,860	1. 使用料及び賃借 料 ▲15,860	2. 住民基本台帳事務経費 ▲7,278 (1) 各種委託料 ▲3,080 ア. 住基印鑑システムローマ字振り仮名対応改修 委託料 ▲3,080
17. 備品購入費 ▲2,849	1. 庁用器具費 ▲2,849	(2) 諸経費 ▲4,198 使 ▲1,349 備 ▲2,849
		3. 戸籍システム経費 ▲11,990

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(4)選 挙 費	474,878	▲41,770	433,108	▲1,418	-	-	▲40,352
1. 選挙管理委員会 費	87,740	▲783	86,957	-	-	-	▲783
3. 知事選挙費	43,500	▲709	42,791	▲709	-	-	-
4. 府議会議員選挙 費	43,098	▲709	42,389	▲709	-	-	-
5. 市長選挙費	127,343	▲19,243	108,100	-	-	-	▲19,243
6. 市議会議員選挙 費	164,859	▲20,326	144,533	-	-	-	▲20,326



(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		(1) 戸籍システム事業費 ▲11,990 ア. 戸籍振り仮名法改正対応システム改修委託 ▲11,990
12. 委託料 ▲783	1. 委託料 ▲783	1. 選挙人名簿管理システム経費 ▲783 委 ▲783
12. 委託料 ▲709	1. 委託料 ▲709	1. 期日前投票・不在者投票事務経費 ▲709 委 ▲709
12. 委託料 ▲709	1. 委託料 ▲709	1. 期日前投票・不在者投票事務経費 ▲709 委 ▲709
10. 需用費 ▲3,456	1. 消耗品費 ▲3,456	1. 投票事務経費 ▲2,869 消 ▲2,191 使 ▲678
11. 役務費 ▲772	4. 手数料 ▲772	2. 開票事務経費 ▲590 委 ▲590
12. 委託料 ▲10,598	1. 委託料 ▲10,598	3. 入場整理券発送経費 ▲2,570 委 ▲2,570
13. 使用料及び賃借料 ▲678	1. 使用料及び賃借料 ▲678	4. ポスター掲示場経費 ▲4,128 (1) ポスター掲示板作製・設置・撤収委託料 ▲4,128
18. 負担金補助及び交付金 ▲3,739	1. 負担金 ▲3,739	5. 期日前投票・不在者投票事務経費 ▲2,209 手 ▲772 委 ▲1,437
10. 需用費 ▲613	1. 消耗品費 ▲613	6. 選挙公営関係経費 ▲3,739 (1) ポスター作成公営負担金 ▲2,196 (2) 通常はがき郵送料公営負担金 ▲1,543
11. 役務費 ▲707	4. 手数料 ▲707	7. 事務経費 ▲3,138 消 ▲1,265 委 ▲1,873
12. 委託料 ▲3,106	1. 委託料 ▲3,106	1. 期日前投票・不在者投票事務経費 ▲2,450 手 ▲707 委 ▲1,743
		2. 選挙公営関係経費 ▲15,900 (1) ポスター作成公営負担金 ▲7,031 (2) 自動車借上公営負担金 ▲2,772 (3) 自動車燃料代公営負担金 ▲2,445 (4) 運転手雇用公営負担金 ▲2,275 (5) 通常はがき郵送料公営負担金 ▲1,377

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(5) 統計調査費	40,707	▲675	40,032	▲675	-	-	-
2. 基幹統計調査費	16,783	▲675	16,108	▲675	-	-	-
(款)							
3. 民 生 費	86,569,582	▲579,607	85,989,975	▲722,685	▲13,200	7,286	148,992
(項)							
(1) 社会福祉費	40,297,242	▲128,767	40,168,475	▲550,208	-	7,286	414,155
1. 社会福祉総務費	1,456,535	10,538	1,467,073	50	-	7,286	3,202
2. 老人福祉費	2,940,266	▲679,705	2,260,561	▲675,686	-	-	▲4,019
3. 老人医療助成費	859	200	1,059	-	-	-	200
4. 障害者福祉総務費	800,860	7,038	807,898	7,581	-	-	▲543

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲15,900	1. 負 担 金 ▲15,900	3. 事務経費 ▲1,976 消 ▲613 委 ▲1,363
12. 委 託 料 ▲675	1. 委 託 料 ▲675	1. 住宅・土地統計調査経費 ▲675 委 ▲675
12. 委 託 料 3,252	1. 委 託 料 3,252	1. 福祉基金積立金 7,286 (1) 指定寄附金分 7,286
24. 積 立 金 7,286	1. 基金積立金 7,286	2. 総合福祉会館管理運営経費 3,252 (1) 指定管理料 3,252 委 3,252
12. 委 託 料 ▲779	1. 委 託 料 ▲779	1. 総合福祉センター管理運営経費 ▲2,917 (1) 指定管理料 323 委 323
14. 工事請負費 ▲3,240	1. 工事請負費 ▲3,240	(2) 維持補修工事費 ▲3,240 工 ▲3,240
18. 負担金補助及び 交付金 ▲675,686	2. 補 助 金 ▲675,686	2. 公的介護施設等整備事業経費 ▲675,686 (1) 補 助 金 ▲675,686
22. 償還金利息及び 割引料 200	1. 償 還 金 200	3. 指定管理施設改修経費 ▲1,102 (1) 市立くずは北デイサービスセンター施設改修費 ▲1,102 委 ▲1,102
12. 委 託 料 ▲1,464	1. 委 託 料 ▲1,464	1. 府補助金償還金 200
18. 負担金補助及び 交付金 8,502	2. 補 助 金 8,502	1. 障害福祉システム管理経費 ▲1,464 委 ▲1,464
		2. 新型コロナウイルス感染症対策経費 5,242 (1) 障害福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業 5,242 費 5,242 補 5,242
		3. 障害福祉分野のICT導入モデル事業経費 3,260

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 障害者自立支援費	11,322,252	▲39,250	11,283,002	-	-	-	▲39,250
6. 障害者地域生活支援費	838,718	6,900	845,618	337	-	-	6,563
8. 国民健康保険費	3,816,309	476,987	4,293,296	▲162,646	-	-	639,633
10. 介護保険費	5,616,258	569	5,616,827	27,294	-	-	▲26,725
11. 後期高齢者医療費	6,117,313	87,956	6,205,269	▲2,009	-	-	89,965
22. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費	6,243,728	-	6,243,728	254,871	-	-	▲254,871
(項)							
(2) 児童福祉費	31,683,083	▲439,130	31,243,953	▲172,477	▲13,200	-	▲253,453
1. 児童福祉総務費	11,040,849	▲419,789	10,621,060	▲229,804	-	-	▲189,985

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		補 3,260
18. 負担金補助及び 交付金 ▲39,250	2. 補 助 金 ▲39,250	1. 共同生活援助支援事業経費 ▲39,250 (1) 運営支援補助金 ▲13,000 (2) 重度障害者対応運営支援補助金 ▲15,000 (3) 重度障害者対応改修補助金 ▲11,250
12. 委 託 料 6,900	1. 委 託 料 6,900	1. 重層的支援体制整備事業経費 6,900 (1) 地域活動支援センター事業費 6,900 委 6,900
27. 繰 出 金 476,987	1. 繰 出 金 476,987	1. 国民健康保険特別会計への繰出金 476,987 (1) 保険基盤安定制度分(保険料軽減分) ▲111,420 (2) 保険基盤安定制度分(保険者支援分) ▲102,918 (3) 事務費等分 35,972 (4) 国保財政安定化支援事業 628,052 (5) 未就学児均等割保険料分 ▲2,527 (6) 地方単独事業減額調整分 29,828
27. 繰 出 金 569	1. 繰 出 金 569	1. 介護保険特別会計への繰出金 569 (1) 介護給付費分 ▲26,339 (2) 事務費等分 ▲9,486 (3) 低所得者介護保険料軽減分 36,394
18. 負担金補助及び 交付金 90,634	1. 負 担 金 90,634	1. 後期高齢者医療特別会計への繰出金 ▲2,678 (1) 保険基盤安定制度分 ▲2,678
27. 繰 出 金 ▲2,678	1. 繰 出 金 ▲2,678	2. 後期高齢者医療事業経費 90,634 (1) 療養給付費負担金 90,634
		( 財 源 補 正 )
17. 備品購入費 ▲150	1. 庁用器具費 ▲150	1. 児童扶養手当等事業経費 ▲212,804 (1) 児童扶養手当〔扶〕 ▲212,804
18. 負担金補助及び 交付金 ▲11,150	2. 補 助 金 ▲11,150	2. 児童手当等事業経費 ▲195,685 (1) 児童手当等〔扶〕 ▲195,685

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 保育所費	15,318,653	108,854	15,427,507	138,948	▲13,200	-	▲16,894
4. 家庭児童相談費	40,341	-	40,341	▲36	-	-	36
5. 子ども・若者医療助成費	1,814,404	▲10,000	1,804,404	-	-	-	▲10,000
7. 青少年対策費	180,751	▲3,430	177,321	-	-	-	▲3,430

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
19. 扶 助 費 ▲408,489	56. 児童扶養手当 ▲212,804 92. 児童手当等 ▲195,685	3. 障害児通所支援事業経費 ▲11,000 (1) 医療的ケア児等通所支援事業費 ▲11,000 補 ▲11,000 4. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲300 (1) 感染拡大防止対策事業費 ▲300 備 ▲150 補 ▲150
10. 需 用 費 ▲7,475	1. 消耗品費 ▲7,475	1. 私立保育所等経費 162,829 (1) 保育所各種委託料 226,343 ア. 保育委託料 226,343 (2) 各種補助金 ▲63,514 ア. 子ども・子育て支援事業補助金 ▲18,033 イ. 一時預かり保育事業補助金 ▲16,143 ウ. 施設整備補助金 ▲29,338
12. 委 託 料 224,758	1. 委 託 料 224,758	2. 小規模保育事業経費 ▲5,365 (1) 各種補助金 ▲5,365 ア. 私立小規模保育事業補助金 ▲5,365
18. 負担金補助及び 交付金 ▲108,429	2. 補 助 金 ▲108,429	3. 病児保育経費 2,881 (1) 病児保育委託料 2,881 4. 公立保育所民営化事業経費 ▲2,216 委 ▲2,216 5. 臨時保育室事業経費 ▲2,250 (1) 運営委託料 ▲2,250 6. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲47,025 (1) 感染拡大防止対策事業費 ▲47,025 消 ▲7,475 補 ▲39,550
		( 財 源 補 正 )
19. 扶 助 費 ▲10,000	10. 若者入院医療助 成費 ▲10,000	1. 若者入院医療助成費 ▲10,000 扶 ▲10,000
10. 需 用 費 ▲3,430	5. 光熱水費 ▲3,430	1. 枚方公園青少年センター管理運営経費 ▲3,430 (1) 諸 経 費 ▲3,430 光 ▲3,430

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
8. 放課後児童対策費	1,563,707	▲16,318	1,547,389	▲17,076	-	-	758
9. 児童発達支援センター費	646,389	▲1,820	644,569	34,335	-	-	▲36,155
19. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	724,185	▲96,627	627,558	▲98,844	-	-	2,217
(項)							
(4) 災害救助費	14,454	▲11,710	2,744	-	-	-	▲11,710
1. 災害救助費	14,454	▲11,710	2,744	-	-	-	▲11,710
(款)							
4. 衛生費	18,594,786	▲1,781,319	16,813,467	▲1,214,038	▲253,000	78,628	▲392,909
(項)							
(1) 保健衛生費	11,875,119	▲1,721,923	10,153,196	▲1,214,038	▲210,500	61,358	▲358,743
2. 保健所費	2,493,136	▲882,431	1,610,705	▲771,195	-	32,983	▲144,219



(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
11. 役 務 費 ▲2,318	1. 通信運搬費 ▲800 8. その他保険料 ▲1,518	1. 放課後オープンスクエア事業経費 ▲2,318 通 ▲800 保 ▲1,518 2. 総合型放課後事業運営委託料 ▲14,000
12. 委 託 料 ▲14,000	1. 委 託 料 ▲14,000	
12. 委 託 料 ▲1,820	1. 委 託 料 ▲1,820	1. 施設運営経費 ▲1,820 (1) 各種委託料 ▲1,820 ア. 預かり業務委託料 ▲1,820
11. 役 務 費 ▲1,066	1. 通信運搬費 ▲1,066	1. 国庫負担金等償還金 550 2. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業経費 ▲74,800 補 ▲74,800 3. 事務経費 ▲22,377 通 ▲1,066 委 ▲21,311
12. 委 託 料 ▲21,311	1. 委 託 料 ▲21,311	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲74,800	2. 補 助 金 ▲74,800	
22. 償還金利子及び 割引料 550	1. 償 還 金 550	
19. 扶 助 費 ▲11,710	43. 弔 慰 金 ▲11,710	1. 見舞金及び死亡弔慰金 ▲11,710 扶 ▲11,710
8. 旅 費 ▲70	3. 特別旅費 ▲70	1. 感染症予防対策経費 ▲1,050,789 (1) 新型コロナウイルス感染症対策費 ▲586,548 通 ▲12,006 手 ▲10,067 委 ▲558,704 使 ▲5,771 (2) 在宅療養者緊急対応事業費 ▲464,241 消 ▲167 通 ▲2,626 委 ▲460,733 備 ▲715 2. 衛生統計調査経費 ▲1,298 (1) 国民健康・栄養調査費 ▲1,298
10. 需 用 費 ▲525	1. 消耗品費 ▲417 9. 医薬材料費 ▲108	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 予 防 費	6,296,667	▲610,298	5,686,369	▲568,297	-	27,118	▲69,119
5. 葬 儀 費	370,853	▲20,995	349,858	-	▲10,500	-	▲10,495

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
11. 役 務 費 ▲24,738	1. 通信運搬費 ▲14,671 4. 手 数 料 ▲10,067	旅 委 ▲70 消 使 ▲360 ▲250 医 備 ▲435 ▲108 通 ▲36 ▲39 3. 国庫負担金等償還金 159,656 4. 動物愛護基金積立金 10,000 (1) 指定寄附金分 10,000
12. 委 託 料 ▲1,019,797	1. 委 託 料 ▲1,019,797	
13. 使用料及び賃借料 ▲6,206	1. 使用料及び賃借料 ▲6,206	
17. 備品購入費 ▲751	1. 庁用器具費 ▲751	
22. 償還金利子及び割引料 159,656	1. 償 還 金 159,656	
24. 積 立 金 10,000	1. 基金積立金 10,000	
11. 役 務 費 ▲23,648	1. 通信運搬費 ▲23,648	1. 母子保健事業経費 3,061 (1) 産後ケア事業費 3,061 委 3,061
12. 委 託 料 ▲612,871	1. 委 託 料 ▲612,871	2. 救急医療経費 26,221 (1) 北河内子ども夜間救急センター運営費負担金 26,221
18. 負担金補助及び交付金 26,221	1. 負 担 金 26,221	3. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲561,523 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 ▲261,371 通 ▲23,648 委 ▲237,723 (2) 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費 ▲300,152 委 ▲300,152
14. 工事請負費 ▲18,103	1. 工事請負費 ▲18,103	4. 出産・子育て応援事業経費 ▲78,057 委 ▲78,057
17. 備品購入費 ▲2,892	1. 庁用器具費 ▲2,892	1. 枚方市立やすらぎの杜経費 ▲20,995 (1) 維持補修工事費 ▲4,040 (2) 工事請負費 ▲14,063 ア. 空調設備改修工事 ▲14,063 (3) 諸 経 費 ▲2,892 備 ▲2,892

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 公害対策費	179,137	▲8,199	170,938	-	-	-	▲8,199
8. 上水道費	952,305	▲200,000	752,305	125,454	▲200,000	1,257	▲126,711
(項)							
(2) 清掃費	6,719,667	▲59,396	6,660,271	-	▲42,500	17,270	▲34,166
1. 塵芥処理費	6,250,069	2,833	6,252,902	-	-	18,124	▲15,291
2. し尿処理費	469,598	▲62,229	407,369	-	▲42,500	▲854	▲18,875

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
10. 需用費 ▲616	6. 修繕料 ▲616	1. 大気汚染測定局管理経費 ▲8,199 (1) 常時監視等関係機器購入費 ▲7,583 備 ▲7,583 (2) 諸経費 ▲616 修 ▲616
17. 備品購入費 ▲7,583	2. 機械器具費 ▲7,583	1. 水道事業会計への出資金 ▲200,000
23. 投資及び出資金 ▲200,000	1. 投資及び出資金 ▲200,000	
10. 需用費 ▲21,500	1. 消耗品費 ▲21,500	1. ごみ処理（工場）経費（東部資源循環センター） ▲23,800 (1) 改善・補修工事費 ▲2,300 ア. プラント定期補修工事 ▲2,300 (2) 諸経費 ▲21,500 消 ▲21,500
14. 工事請負費 ▲2,300	1. 工事請負費 ▲2,300	2. 環境基金積立金 4,586 (1) 指定寄附金分 4,586
16. 公有財産購入費 36,129	2. 土地購入費 36,129	3. 枚方京田辺環境施設組合負担金 ▲6,273
18. 負担金補助及び 交付金 ▲14,082	1. 負担金 ▲6,273 2. 補助金 ▲7,809	4. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲7,809 (1) 家庭ごみ収集業務継続支援事業費 ▲7,809 補 ▲7,809
24. 積立金 4,586	1. 基金積立金 4,586	5. 東部清掃工場事業用地経費 36,129 (1) 土地購入費（土地開発公社） 36,129 (大字尊延寺地区) 面積 2,707.73㎡ 元金 30,918千円 利子 354千円 事務費 4,857千円
12. 委託料 ▲636	1. 委託料 ▲636	1. 希釈放流経費 ▲62,229 (1) 改善・補修工事費 ▲61,593 ア. 定期補修工事 ▲5,058 イ. 希釈放流センター設備改修工事 ▲50,000 ウ. 希釈放流センター老朽化対策工事 ▲6,535 (2) 各種委託料 ▲636 ア. 管理棟給湯器更新工事実施設計委託料 ▲636
14. 工事請負費 ▲61,593	1. 工事請負費 ▲61,593	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
5. 農林水産業費	182,091	5,830	187,921	11,068	6,600	-	▲11,838
(項)							
(1) 農 業 費	182,091	5,830	187,921	11,068	6,600	-	▲11,838
1. 農業委員会費	76,159	-	76,159	651	-	-	▲651
2. 農業総務費	42,661	-	42,661	775	-	-	▲775
3. 農業振興費	23,080	9,300	32,380	9,300	-	-	-
4. 農 地 費	38,500	▲3,470	35,030	342	6,600	-	▲10,412
(款)							
6. 商 工 費	1,041,059	▲43,255	997,804	32,663	-	7,368	▲83,286
(項)							
(1) 商 工 費	1,041,059	▲43,255	997,804	32,663	-	7,368	▲83,286
2. 商工業振興費	875,502	▲43,255	832,247	32,663	-	7,368	▲83,286
(款)							
7. 土 木 費	20,967,685	▲1,062,412	19,905,273	▲685,172	▲822,500	▲54,067	499,327

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		( 財 源 補 正 )
		( 財 源 補 正 )
12. 委 託 料 9,300	1. 委 託 料 9,300	1. ため池緊急防災対策情報整備事業経費 委 9,300 9,300
18. 負担金補助及び 交付金 ▲3,470	1. 負 担 金 6,526 2. 補 助 金 ▲9,996	1. 土地改良事業経費 ▲10,453 (1) 土地改良事業補助金 ▲10,453 2. 多面的機能支払交付金事業経費 457 補 457 3. 老朽ため池改修経費 6,526 負 6,526
12. 委 託 料 ▲26,890	1. 委 託 料 ▲26,890	1. 公設市場管理経費 ▲9,163 (1) 各種委託料 ▲713 ア. エレベーター保守点検委託料 ▲713 (2) 施設改修工事費 ▲8,450
14. 工事請負費 ▲8,450	1. 工事請負費 ▲8,450	2. 地域経済活性化基金積立金 2,085 (1) 指定寄附金分 2,085
18. 負担金補助及び 交付金 ▲10,000	2. 補 助 金 ▲10,000	3. 商業振興対策事業経費 ▲10,000 (1) 商店街等活性化促進事業補助金 ▲10,000
24. 積 立 金 2,085	1. 基金積立金 2,085	4. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 ▲26,177 (1) 小規模事業者支援金給付事業費 ▲26,177 委 ▲26,177

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(1) 土木管理費	362,268	▲6,111	356,157	▲4,581	-	▲1,530	-
1. 土木総務費	362,268	▲6,111	356,157	▲4,581	-	▲1,530	-
(項)							
(2) 道路橋梁費	3,666,168	▲788,789	2,877,379	▲557,932	▲199,500	11,490	▲42,847
1. 道路橋梁総務費	1,494,858	▲275,911	1,218,947	▲271,561	-	▲1,000	▲3,350
2. 道路橋梁維持費	1,331,442	▲439,168	892,274	▲210,625	▲190,200	-	▲38,343
3. 道路築造費	166,954	▲18,000	148,954	▲7,546	▲9,300	-	▲1,154



(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び交付金 ▲6,111	2. 補 助 金 ▲6,111	1. 土砂災害特別警戒区域内既存家屋移転・補強事業経費 補 ▲6,111
7. 報 償 費 ▲280	1. 報 償 金 ▲280	1. 道路橋梁事務管理経費 ▲8,281 (1) 土地購入費（直買） ▲8,281
11. 役 務 費 ▲2,100	1. 通信運搬費 ▲100 4. 手 数 料 ▲2,000	2. 道路管理経費 5,600 (1) 各種委託料 5,600 ア. 道路施設調査点検委託料
12. 委 託 料 ▲40,250	1. 委 託 料 ▲40,250	3. 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連経費 ▲216,850 (1) 牧野高槻線及び京都守口線整備事業費 ▲216,850 ア. 用地補償業務委託料 ▲1,000 イ. 物件調査委託料 ▲20,850 ウ. 土壌汚染調査委託料 ▲10,000 エ. 用地管理費 ▲5,000 オ. 土地購入経費 ▲150,000 カ. 物件補償費 ▲30,000
14. 工事請負費 ▲5,000	1. 工事請負費 ▲5,000	4. 枚方高槻線整備事業関連経費 ▲56,380 (1) 枚方高槻線整備事業費 ▲56,380 ア. 立会報償金 ▲280 イ. 通信運搬費 ▲100 ウ. 不動産鑑定手数料 ▲2,000 エ. 用地測量委託料 ▲14,000 オ. 土地購入経費 ▲20,000 カ. 物件補償費 ▲20,000
16. 公有財産購入費 ▲178,281	2. 土地購入費 ▲178,281	1. 主要道路リフレッシュ整備事業経費 ▲500,338 (1) 工事請負費 ▲500,338
21. 補償補填及び賠償金 ▲50,000	1. 補 償 金 ▲50,000	2. 橋梁修繕・補強事業経費 61,170 (1) 実施設計委託料 (2) 橋梁修繕耐震工事費
12. 委 託 料 4,000	1. 委 託 料 4,000	1. 道路拡幅・改良事業費 ▲18,000 (1) 自転車通行空間整備事業 ▲18,000
14. 工事請負費 ▲443,168	1. 工事請負費 ▲443,168	
14. 工事請負費 ▲18,000	1. 工事請負費 ▲18,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 交通対策費	672,914	▲55,710	617,204	▲68,200	-	12,490	-
(項)							
(4)都市計画費	16,894,148	▲267,512	16,626,636	▲122,659	▲623,000	▲64,027	542,174
1. 都市計画総務費	775,294	▲980	774,314	▲18,074	-	2,291	14,803
2. 開 発 費	413,224	▲38,183	375,041	▲24,392	-	▲13,791	-
3. 公 園 費	867,431	319,426	1,186,857	10,000	20,000	301	289,125

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		ア. 工事請負費 ▲18,000
14. 工事請負費 ▲53,200	1. 工事請負費 ▲53,200	1. 地域公共交通利用環境整備事業経費 ▲55,710 (1) バス待ち環境整備事業費 ▲55,710
17. 備品購入費 ▲2,510	1. 庁用器具費 ▲2,510	ア. 工事請負費 ▲53,200 イ. 庁用器具費 ▲2,510
12. 委託料 ▲980	1. 委託料 ▲980	1. 都市づくり情報DX推進事業経費 ▲980 (1) システム構築委託料 ▲980
14. 工事請負費 ▲3,000	1. 工事請負費 ▲3,000	1. 建築指導行政経費 ▲3,000 (1) 空家等安全対策費 ▲3,000
18. 負担金補助及び 交付金 ▲35,183	2. 補助金 ▲35,183	工 ▲3,000 2. 住宅・建築物耐震化促進事業経費 ▲35,183 (1) 既存民間建築物耐震診断補助金 ▲2,000 ア. 木造住宅 ▲2,000 (2) 木造住宅等耐震改修補助金 ▲33,183
12. 委託料 ▲6,000	1. 委託料 ▲6,000	1. 各公園維持管理等経費 ▲6,000 (1) 各種委託料 ▲6,000 ア. 公園等管理委託料 ▲1,000 イ. 都市公園台帳整備委託料 ▲5,000
14. 工事請負費 30,000	1. 工事請負費 30,000	2. 公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業経費 30,000 (1) 工事請負費
16. 公有財産購入費 290,125	2. 土地購入費 290,125	3. 花と緑のまちづくり基金積立金 5,301 (1) 指定寄附金分 5,301
24. 積立金 5,301	1. 基金積立金 5,301	4. 土地開発公社健全化対策事業経費 290,125 (1) 中振中央公園用地 290,125 ア. 土地購入費（土地開発公社） （北中振2丁目地区） 面積 1,376.78㎡ 元金 149,670千円 利子 138,958千円 事務費 1,497千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 立体交差事業費	3,571,744	▲1,390,119	2,181,625	▲759,210	▲500,200	▲130,709	-
5. 東部地域総合整備事業費	6,485	246	6,731	-	-	246	-
6. 公共下水道費	3,623,474	-	3,623,474	-	-	106,692	▲106,692
9. 都市計画道路整備事業費	1,319,363	▲32,937	1,286,426	-	-	▲29,057	▲3,880

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
7. 報 償 費 ▲490	1. 報 償 金 ▲490	1. 京阪本線連続立体交差事業経費 ▲1,209,988 (1) 京阪本線連続立体交差事業費 ▲1,209,764 ア. 立会報償金 ▲490 イ. 高架化関連検討業務委託料 ▲17,000 ウ. 用地交渉業務委託料 ▲72,000 エ. 高架化関連測量委託料 ▲607 オ. 用地補償業務委託料 ▲3,000 カ. 物件調査委託料 ▲2,843 キ. 草刈委託料 ▲3,000 ク. 登記委託料 ▲1,392 ケ. 文化財調査委託料 ▲22,960 コ. 高架化付帯工事費 ▲38,938 サ. 土地購入経費 ▲256,867 シ. 連続立体交差事業負担金 ▲483,510 ス. 物件補償費 ▲307,157
10. 需 用 費 ▲215	1. 消耗品費 ▲215	(2) 諸 経 費 ▲224 消 ▲215 保 ▲9
11. 役 務 費 ▲9	8. その他保険料 ▲9	2. 連続立体交差事業関連まちづくり事業経費 ▲180,131 (1) 光善寺駅周辺市街地再開発事業補助金 ▲180,131
12. 委 託 料 ▲122,802	1. 委 託 料 ▲122,802	
14. 工事請負費 ▲38,938	1. 工事請負費 ▲38,938	1. 東部地域里山保全基金積立金 246 (1) 指定寄附金分 246
16. 公有財産購入費 ▲256,867	2. 土地購入費 ▲256,867	( 財 源 補 正 )
18. 負担金補助及び 交付金 ▲663,641	1. 負 担 金 ▲483,510 2. 補 助 金 ▲180,131	
21. 補償補填及び賠償 金 ▲307,157	1. 補 償 金 ▲307,157	1. 中振交野線整備事業費 ▲8,857 (1) 収用手数料 ▲500 (2) 工事負担金 ▲5,857 (3) 収用負担金 ▲2,500 2. 御殿山小倉線整備事業費 ▲15,000 (1) 工事負担金 ▲15,000 3. 長尾杉線整備事業費 ▲5,200 (1) 収用手数料 ▲700
24. 積 立 金 246	1. 基金積立金 246	
11. 役 務 費 ▲1,200	4. 手 数 料 ▲1,200	
12. 委 託 料 ▲3,880	1. 委 託 料 ▲3,880	
13. 使用料及び賃借 料 ▲2,000	1. 使用料及び賃借 料 ▲2,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業費	6,279,079	875,035	7,154,114	669,017	▲142,800	-	348,818
(款)							
8. 消 防 費	4,597,736	244,860	4,842,596	-	-	4,895	239,965
(項)							
(1) 消 防 費	4,597,736	244,860	4,842,596	-	-	4,895	239,965
1. 常備消防費	4,287,433	▲53,274	4,234,159	-	-	-	▲53,274
3. 消防施設費	57,805	▲4,390	53,415	-	-	-	▲4,390
5. 災害対策費	150,476	302,524	453,000	-	-	4,895	297,629

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲25,857	1. 負 担 金 ▲25,857	(2) 用地貸借料 ▲2,000 (3) 収用負担金 ▲2,500 4. 事務経費 ▲3,880 委 ▲3,880
14. 工事請負費 ▲49,240	1. 工事請負費 ▲49,240	1. 枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業経費 375,035 (1) 枚方市駅周辺再整備事業費 ▲155,240 ア. 工事請負費 ▲49,240 イ. 土地購入費（直買） ▲65,000 ウ. 補 償 費 ▲41,000 (2) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業費 495,015 補 495,015 (3) 枚方市駅前行政サービス再編事業費 35,260 ア. 建物購入費 ▲190,740 イ. 工事負担金 226,000
16. 公有財産購入費 ▲255,740	2. 土地購入費 ▲65,000 3. 建物購入費 ▲190,740	2. 枚方市駅周辺再整備推進基金積立金 500,000 (1) 本年度積立分 500,000
18. 負担金補助及び 交付金 721,015	1. 負 担 金 226,000 2. 補 助 金 495,015	
21. 補償補填及び賠償 金 ▲41,000	1. 補 償 金 ▲41,000	
24. 積 立 金 500,000	1. 基金積立金 500,000	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲53,274	1. 負 担 金 ▲53,274	1. 枚方寝屋川消防組合に対する負担金 ▲53,274
17. 備品購入費 ▲4,390	2. 機械器具費 ▲4,390	1. 消防器具購入経費 ▲4,390 備 ▲4,390
10. 需 用 費 ▲2,372	4. 印刷製本費 ▲2,372	1. 地域防災計画修正等経費 ▲2,372 印 ▲2,372 2. 安心安全基金積立金 304,896 (1) 指定寄附金分 4,896 (2) 本年度積立分 300,000
24. 積 立 金 304,896	1. 基金積立金 304,896	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 9. 教 育 費	14,060,735	2,483,737	16,544,472	453,804	2,384,200	21,801	▲376,068
(項) (1)教育総務費	4,313,516	▲67,323	4,246,193	▲40,060	-	-	▲27,263
2. 事務局費	3,161,180	▲49,883	3,111,297	▲38,249	-	-	▲11,634
3. 教育研究費	1,085,720	▲17,440	1,068,280	▲1,811	-	-	▲15,629
(項) (2)小学校費	2,884,444	1,150,356	4,034,800	208,218	1,038,000	8,420	▲104,282



(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
10. 需用費 ▲814	1. 消耗品費 ▲814	1. 学校ICT機器等整備事業経費 ▲1,045 (1) 諸経費 ▲1,045 委 ▲1,045
12. 委託料 ▲1,045	1. 委託料 ▲1,045	2. 私立幼稚園等経費 ▲30,000 (1) 子育て支援施設等利用給付費〔扶〕 ▲30,000
13. 使用料及び賃借料 ▲11,226	1. 使用料及び賃借料 ▲11,226	3. 校務用ICT機器等管理運営経費 ▲11,226 (1) 機器賃借料 ▲11,226 使 ▲11,226
17. 備品購入費 ▲6,798	1. 庁用器具費 ▲6,798	4. 学校ICT機器等整備事業経費 ▲6,798 (1) 諸経費 ▲6,798 備 ▲6,798
19. 扶助費 ▲30,000	73. 子育て支援施設等利用給付費 ▲30,000	5. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲814 (1) 感染拡大防止対策事業費 ▲814 消 ▲814
7. 報償費 ▲280	1. 報償金 ▲280	1. 学力向上推進事業経費 ▲14,055 委 ▲9,809 使 ▲4,246
11. 役務費 ▲72	1. 通信運搬費 ▲72	2. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲3,000 (1) 修学旅行等負担金 ▲3,000
12. 委託料 ▲9,809	1. 委託料 ▲9,809	3. 幼保小の架け橋プログラム事業経費 ▲385 報 ▲280 通 ▲72 備 ▲33
13. 使用料及び賃借料 ▲4,246	1. 使用料及び賃借料 ▲4,246	
17. 備品購入費 ▲33	1. 庁用器具費 ▲33	
18. 負担金補助及び交付金 ▲3,000	1. 負担金 ▲3,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 小学校管理費	2,368,854	1,151,082	3,519,936	207,568	1,038,000	8,420	▲102,906
2. 小学校教育振興費	389,988	-	389,988	650	-	-	▲650
3. 小学校保健衛生費	125,602	▲726	124,876	-	-	-	▲726
(項)							
(3) 中学校費	2,107,271	1,563,985	3,671,256	261,167	1,363,100	-	▲60,282
1. 中学校管理費	1,810,186	1,565,747	3,375,933	260,817	1,363,100	-	▲58,170

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委託料 ▲52,701	1. 委託料 ▲52,701	1. 運営経費 ▲11,219 (1) 遊具更新経費 ▲11,219 備 ▲11,219
14. 工事請負費 1,215,002	1. 工事請負費 1,215,002	2. 禁野小学校整備事業経費 ▲30,125 (1) 設計委託料 ▲11,540 (2) 工事請負費 ▲18,585
17. 備品購入費 ▲11,219	1. 庁用器具費 ▲11,219	3. 学校園施設改善事業経費 1,213,652 (1) 施設改善維持補修経費 1,084,228 ア. 実施設計委託料 イ. 工事請負費 (2) 学校エレベーター整備事業経費 129,424 ア. 工事請負費
		4. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲528 (1) 衛生管理臨時事業費 ▲528 委 ▲528
		5. 学校水泳授業民間活用事業経費 ▲327 委 ▲327
		6. 学校空調設備整備事業経費 ▲20,371 (1) 空調設備維持管理業務委託料 ▲17,139 (2) 教室等空調設備更新詳細検討調査及び実施支援業務委託料 ▲3,232
		( 財 源 補 正 )
12. 委託料 ▲726	1. 委託料 ▲726	1. 各種委託料 ▲726 (1) 健康診断委託料 ▲726 ア. 心臓検診 ▲726
12. 委託料 ▲37,022	1. 委託料 ▲37,022	1. 学校園施設改善事業経費 1,579,473 (1) 施設改善維持補修経費 1,535,773 ア. 実施設計委託料 イ. 工事請負費
14. 工事請負費 1,602,769	1. 工事請負費 1,602,769	(2) 学校エレベーター整備事業経費 43,700 ア. 工事請負費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 中学校教育振興費	240,144	-	240,144	350	-	-	▲350
3. 中学校保健衛生費	56,941	▲1,762	55,179	-	-	-	▲1,762
(項)							
(4) 幼稚園費	666,798	▲5,427	661,371	▲2,320	-	-	▲3,107
1. 幼稚園費	666,798	▲5,427	661,371	▲2,320	-	-	▲3,107
(項)							
(5) 社会教育費	1,641,042	▲80,351	1,560,691	▲7,354	3,000	11,541	▲87,538
1. 社会教育総務費	27,461	▲1,142	26,319	-	-	-	▲1,142
2. 文化財保護費	442,226	▲82,965	359,261	▲7,354	3,000	2,977	▲81,588

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		2. 学校空調設備整備事業経費 ▲13,726 (1) 空調設備維持管理業務委託料 ▲12,299 (2) 教室等空調設備更新詳細検討調査及び実施支援業務委託料 ▲1,427
		( 財 源 補 正 )
12. 委託料 ▲1,762	1. 委託料 ▲1,762	1. 各種委託料 ▲1,762 (1) 健康診断委託料 ▲1,762 ア. 心臓検診 ▲1,762
10. 需用費 ▲935	1. 消耗品費 ▲935	1. 私立幼稚園事業経費 ▲4,492 (1) 一時預かり事業補助金 ▲4,492
18. 負担金補助及び交付金 ▲4,492	2. 補助金 ▲4,492	2. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲935 (1) 感染拡大防止対策事業費 ▲935 消 ▲935
12. 委託料 ▲1,142	1. 委託料 ▲1,142	1. はたちのつどい実施経費 ▲1,142 委 ▲1,142
12. 委託料 ▲18,634	1. 委託料 ▲18,634	1. 文化財保護管理経費 ▲13,499 (1) 文化財管理委託料 ▲4,458 ア. 文化財管理用地竹林整備委託料 ▲1,899 イ. 文化財管理用地支障木伐採委託料 ▲1,123 ウ. 文化財管理用地草刈等委託料 ▲1,436 (2) 楠葉台場跡管理事業費 ▲9,041 委 ▲8,216 負 ▲825
14. 工事請負費 ▲66,483	1. 工事請負費 ▲66,483	2. 埋蔵文化財発掘調査経費 ▲3,172 (1) 区画整理事業範囲内容確認調査事業費 ▲3,172 ア. 区画整理事業範囲内容確認調査委託料 ▲3,172
18. 負担金補助及び交付金 ▲825	1. 負担金 ▲825	3. 枚方宿鍵屋資料館管理運営経費 ▲742 (1) 維持管理費 ▲742 工 ▲742
24. 積立金 2,977	1. 基金積立金 2,977	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 図書館費	1,171,355	3,756	1,175,111	-	-	8,564	▲4,808
(項)							
(6) 保健体育費	2,447,664	▲77,503	2,370,161	34,153	▲19,900	1,840	▲93,596
1. 保健体育総務費	182,231	-	182,231	-	-	1,110	▲1,110
3. スポーツ施設費	338,079	▲22,710	315,369	-	▲19,900	730	▲3,540

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		4. 特別史跡百済寺跡再整備事業経費 ▲68,529 (1) 再整備工事経費 ▲68,529 ア. 施工監理委託料 ▲2,788 イ. 工事請負費 ▲65,741
		5. 文化財保存活用基金積立金 2,977 (1) 指定寄附金分 2,977
10. 需用費 ▲943	1. 消耗品費 ▲943	1. 施設維持補修経費 ▲3,865 委 ▲3,865
12. 委託料 ▲3,865	1. 委託料 ▲3,865	2. 子どもに本を届ける基金積立金 8,564 (1) 本年度積立分 64 (2) 指定寄附金分 8,500
24. 積立金 8,564	1. 基金積立金 8,564	3. 市駅前行政サービス再編関連事業経費 ▲943 消 ▲943
		( 財 源 補 正 )
12. 委託料 ▲39	1. 委託料 ▲39	1. 総合スポーツセンター管理運営経費 ▲20,342 (1) 指定管理料 2,329 委 2,329 (2) 総合体育館施設整備費 ▲22,671 ア. 工事請負費 ▲22,671
14. 工事請負費 ▲22,671	1. 工事請負費 ▲22,671	2. 渚市民体育館管理運営経費 ▲1,639 (1) 施設整備費 ▲3,000 ア. 実施設計委託料 ▲3,000 (2) 指定管理料 1,361 委 1,361
		3. 伊加賀スポーツセンター管理運営経費 ▲729 (1) 指定管理料 1,471 委 1,471 (2) 諸経費 ▲2,200 委 ▲2,200

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 学校給食費	1,925,398	▲54,793	1,870,605	34,153	-	-	▲88,946
(款)							
10. 公 債 費	12,048,228	▲70,000	11,978,228	-	-	91,955	▲161,955
(項)							
(1) 公 債 費	12,048,228	▲70,000	11,978,228	-	-	91,955	▲161,955
1. 元 金	11,502,205	100,000	11,602,205	-	-	100,000	-
2. 利 子	546,023	▲170,000	376,023	-	-	▲8,045	▲161,955
(款)							
11. 諸支出金	1,757,103	952,547	2,709,650	-	-	-	952,547
(項)							
(1) 諸 費	1,757,103	952,547	2,709,650	-	-	-	952,547
1. 減債基金費	3,287	952,547	955,834	-	-	-	952,547
歳 出 合 計	172,635,821	617,256	173,253,077	▲2,188,369	1,302,100	386,160	1,117,365



(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 ▲58,576	1. 委 託 料 ▲58,576	1. 施設管理経費 ▲1,039 (1) 各種委託料 ▲1,039 ア. 山田東小学校単独調理場空調設備取替え設計委託料 ▲1,039
18. 負担金補助及び 交付金 3,783	2. 補 助 金 3,783	2. 運営経費 ▲6,782 (1) 各種委託料 ▲6,782 ア. 学校給食運営システム運用業務委託料 ▲6,782 3. 第一学校給食共同調理場運営経費 ▲41,645 (1) 各種委託料 ▲41,645 ア. 第一学校給食共同調理場調理等業務委託料 ▲41,645 4. コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応経費 3,783 (1) 学校給食費支援事業費 3,783 補 3,783 5. 中学校給食における全員給食実施事業経費 ▲9,110 (1) 第一学校給食共同調理場改修工事設計委託料 ▲9,110
22. 償還金利子及び 割引料 100,000	1. 償 還 金 100,000	1. 長期債償還金 100,000
22. 償還金利子及び 割引料 ▲170,000	3. 利子及び割引料 ▲170,000	1. 長期債利子 ▲170,000
24. 積 立 金 952,547	1. 基金積立金 952,547	1. 減債基金積立金 952,547 (1) 本年度積立分 952,547

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(2,661) 1,918	2,421,703	8,244,598	6,414,947	17,081,248	3,209,412	20,290,660	
補 正 額	(-) -	-	-	185,030	185,030	-	185,030	
補 正 後	(2,661) 1,918	2,421,703	8,244,598	6,599,977	17,266,278	3,209,412	20,475,690	

(注) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	174,464	-	174,464
	地 域 手 当	877,869	-	877,869
	通 勤 手 当	207,635	-	207,635
	管 理 職 手 当	296,654	-	296,654
	時 間 外 勤 務 手 当	466,957	-	466,957
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	6,260	-	6,260
	宿 日 直 手 当	200	-	200
	期 末 手 当	2,285,093	-	2,285,093
	勤 勉 手 当	1,534,383	-	1,534,383
	退 職 手 当	403,580	185,030	588,610
	住 居 手 当	140,270	-	140,270
	教 員 特 別 手 当	4,324	-	4,324
	初 任 給 調 整 手 当	5,981	-	5,981
管理職員特別勤務手当	11,277	-	11,277	

## (2) 職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	185,030	1 制度改正に伴う増減分	-	
		2 その他の増減分	185,030	扶養手当 - 地域手当 - 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 - 勤勉手当 - 退職手当 185,030 住居手当 - 教員特別手当 - 初任給調整手当 - 管理職員特別勤務手当 -

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
学校給食調理場改修工事 (令和5年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	3,270		-
	補正後	3,270	-	-
合 計	補正前	96,629,355		31,854,199
	補正額	3,270		-
	補正後	96,632,625		31,854,199

のについての前年度末までの支出額  
 の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	3,270	-	-	-	-	3,270
6	3,270	-	-	-	-	3,270
	64,775,156	6,248,692	2,592,589	12,426,800	3,628,629	39,878,446
	3,270	-	-	-	-	3,270
	64,778,426	6,248,692	2,592,589	12,426,800	3,628,629	39,881,716

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現 在 高 見 込 額
				当該年度中 起 債 見 込 額	当該年度中元金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	補正前	45,119,048	46,955,154	8,734,200	5,588,033	50,101,321
	補正額	-	-	1,302,100	17,486	1,284,614
	補正後	45,119,048	46,955,154	10,036,300	5,605,519	51,385,935
(1) 総 務	補正前	10,026,903	9,556,325	279,100	613,869	9,221,556
	補正額	-	-	-	19,938	▲19,938
	補正後	10,026,903	9,556,325	279,100	633,807	9,201,618
(2) 民 生	補正前	2,270,092	2,128,308	314,800	189,362	2,253,746
	補正額	-	-	▲13,200	▲3,448	▲9,752
	補正後	2,270,092	2,128,308	301,600	185,914	2,243,994
(3) 衛 生	補正前	5,262,989	5,283,217	877,300	884,356	5,276,161
	補正額	-	-	▲253,000	232,540	▲485,540
	補正後	5,262,989	5,283,217	624,300	1,116,896	4,790,621
(4) 農林水産業	補正前	-	500	3,500	43	3,957
	補正額	-	-	6,600	▲10	6,610
	補正後	-	500	10,100	33	10,567
(5) 商 工	補正前	97,150	168,450	15,000	13,276	170,174
	補正額	-	-	-	▲6,576	6,576
	補正後	97,150	168,450	15,000	6,700	176,750
(6) 土 木	補正前	13,015,567	15,345,866	5,901,400	1,947,685	19,299,581
	補正額	-	-	▲822,500	▲135,784	▲686,716
	補正後	13,015,567	15,345,866	5,078,900	1,811,901	18,612,865
(7) 消 防	補正前	1,020,760	886,726	-	276,027	610,699
	補正額	-	-	-	▲9,038	9,038
	補正後	1,020,760	886,726	-	266,989	619,737
(8) 教 育	補正前	13,425,587	13,585,762	1,343,100	1,663,415	13,264,547
	補正額	-	-	2,384,200	▲80,136	2,464,336
	補正後	13,425,587	13,585,762	3,727,300	1,583,279	15,729,783
2. そ の 他	補正前	68,565,903	65,937,727	1,871,492	5,914,172	61,895,047
	補正額	-	-	-	82,514	▲82,514
	補正後	68,565,903	65,937,727	1,871,492	5,996,686	61,812,533
(1) 地 方 税 等 減収補填債	補正前	279,330	253,943	-	22,344	231,599
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	279,330	253,943	-	22,344	231,599
(2) 住 民 税 等 減税補填債	補正前	626,262	402,876	-	174,104	228,772
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	626,262	402,876	-	174,104	228,772
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	補正前	67,660,311	65,280,908	1,871,492	5,717,724	61,434,676
	補正額	-	-	-	82,514	▲82,514
	補正後	67,660,311	65,280,908	1,871,492	5,800,238	61,352,162
合 計	補正前	113,684,951	112,892,881	10,605,692	11,502,205	111,996,368
	補正額	-	-	1,302,100	100,000	1,202,100
	補正後	113,684,951	112,892,881	11,907,792	11,602,205	113,198,468

## 性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1) 議会費	-	▲538	-	-	▲2,808	▲3,346
(2) 総務費	185,030	▲316,522	-	-	601,713	470,221
(3) 民生費	-	181,097	▲3,240	-	▲757,464	▲579,607
(4) 衛生費	-	▲1,721,833	▲75,461	29,594	▲13,619	▲1,781,319
(5) 農林水産業費	-	9,300	-	-	▲3,470	5,830
(6) 商工費	-	▲26,890	▲8,450	-	▲7,915	▲43,255
(7) 土木費	-	▲178,716	▲3,000	▲978,309	97,613	▲1,062,412
(8) 消防費	-	▲6,762	-	-	251,622	244,860
(9) 教育費	-	▲221,887	1,526,468	1,202,149	▲22,993	2,483,737
(10) 公債費	-	-	-	-	▲70,000	▲70,000
(11) 諸支出金	-	-	-	-	952,547	952,547
(12) 予備費	-	-	-	-	-	-
合計	185,030	▲2,282,751	1,436,317	253,434	1,025,226	617,256
現計予算の内訳	21,250,431	33,922,608	2,607,980	7,167,117	107,687,685	172,635,821
総計	21,435,461	31,639,857	4,044,297	7,420,551	108,712,911	173,253,077
総計の構成比 (%)	12.4	18.3	2.3	4.3	62.7	100.0





令和5年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和5年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ216,865千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,202,690千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年（2024年）2月19日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 府支出金		28,372,662	▲36,131	28,336,531
	(1) 府補助金	28,372,662	▲36,131	28,336,531
4. 繰入金		3,816,309	476,987	4,293,296
	(1) 一般会計繰入金	3,816,309	476,987	4,293,296
5. 諸収入		888,308	▲657,721	230,587
	(2) 雑入	855,208	▲657,721	197,487
歳入合計		41,419,555	▲216,865	41,202,690

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		663,595	-	663,595
	(1) 総務管理費	626,807	-	626,807
5. 国民健康保険事業費納付金		12,102,622	-	12,102,622
	(1) 医療給付費分	8,739,587	-	8,739,587
	(2) 後期高齢者支援金等分	2,513,266	-	2,513,266
	(3) 介護納付金分	849,769	-	849,769
7. 諸支出金		74,554	438	74,992
	(1) 償還金及び還付加算金	74,554	438	74,992
9. 予備費		522,445	▲217,303	305,142
	(1) 予備費	522,445	▲217,303	305,142
歳 出 合 計		41,419,555	▲216,865	41,202,690

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 府支出金	28,372,662	▲36,131	28,336,531		
(項)					
(1) 府補助金	28,372,662	▲36,131	28,336,531		
1. 保険給付費等交付金	28,338,091	▲35,972	28,302,119	2. 保険給付費等交付金(特別交付金)	▲35,972
2. 事業助成補助金	34,571	▲159	34,412	1. 事業助成補助金	▲159
(款)					
4. 繰入金	3,816,309	476,987	4,293,296		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	3,816,309	476,987	4,293,296		
1. 一般会計繰入金	3,816,309	476,987	4,293,296	1. 保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	▲111,420
				2. 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	▲102,918
				4. 事務費等分繰入金	35,972
				6. 未就学児均等割保険料繰入金	▲2,527
				7. 国保財政安定化支援事業繰入金	628,052
				8. 地単事業療給負担金減額分	29,828
(款)					
5. 諸収入	888,308	▲657,721	230,587		
(項)					
(2) 雑入	855,208	▲657,721	197,487		
5. 雑入	777,188	▲657,721	119,467	1. 雑入	▲657,721
歳入合計	41,419,555	▲216,865	41,202,690		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
2. 特別調整交付金分 (市町村向け)	▲35,972	1. 特別調整交付金分 (市町村向け)	▲35,972
1. 事業助成補助金	▲159	1. 事業助成補助金	▲159
1. 保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分)	▲111,420	1. 保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分)	▲111,420
1. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	▲102,918	2. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	▲102,918
1. 事務費等分繰入金	35,972	3. 事務費等分繰入金	35,972
1. 未就学児均等割保 険料繰入金	▲2,527	4. 未就学児均等割保険料繰入金	▲2,527
1. 国保財政安定化支 援事業繰入金	628,052	5. 国保財政安定化支援事業繰入金	628,052
1. 地単事業療給負担 金減額分	29,828	6. 地単事業療給負担金減額分	29,828
		(1) 地単事業減額調整分	29,828
1. 雑 入	▲657,721	1. 雑 入	▲657,721

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	663,595	-	663,595	▲35,972	-	-	35,972
(項)							
(1) 総務管理費	626,807	-	626,807	▲35,972	-	-	35,972
1. 一般管理費	619,106	-	619,106	▲35,972	-	-	35,972
(款)							
5. 国民健康保険事業費納付金	12,102,622	-	12,102,622	▲159	-	▲460,524	460,683
(項)							
(1) 医療給付費分	8,739,587	-	8,739,587	▲159	-	▲500,847	501,006
1. 一般被保険者医療給付費分	8,739,311	-	8,739,311	▲159	-	▲500,847	501,006
(項)							
(2) 後期高齢者支援金等分	2,513,266	-	2,513,266	-	-	36,864	▲36,864
1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,513,159	-	2,513,159	-	-	36,864	▲36,864
(項)							
(3) 介護納付金分	849,769	-	849,769	-	-	3,459	▲3,459
1. 介護納付金分	849,769	-	849,769	-	-	3,459	▲3,459
(款)							
7. 諸支出金	74,554	438	74,992	-	-	438	-
(項)							
(1) 償還金及び還付加算金	74,554	438	74,992	-	-	438	-
4. 償 還 金	33,954	438	34,392	-	-	438	-
(款)							
9. 予 備 費	522,445	▲217,303	305,142	-	-	▲197,635	▲19,668
(項)							
(1) 予 備 費	522,445	▲217,303	305,142	-	-	▲197,635	▲19,668

(単位：千円)

節	細 節		
区 分	区 分	概 要 説 明	
金 額	金 額		
		( 財 源 補 正 )	
		( 財 源 補 正 )	
		( 財 源 補 正 )	
		( 財 源 補 正 )	
22. 償還金利子及び 割引料 438	1. 償 還 金 438	1. 府補助金等償還金 438	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 予 備 費	522, 445	▲217, 303	305, 142	-	-	▲197, 635	▲19, 668
歳 出 合 計	41, 419, 555	▲216, 865	41, 202, 690	▲36, 131	-	▲657, 721	476, 987



(単位：千円)

節	細節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	



令和5年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ146,689千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,542,792千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年（2024年）2月19日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		7,490,938	▲29,986	7,460,952
	(1) 介護保険料	7,490,938	▲29,986	7,460,952
2. 支払基金交付金		9,665,667	▲56,895	9,608,772
	(1) 支払基金交付金	9,665,667	▲56,895	9,608,772
3. 国庫支出金		8,052,019	▲29,820	8,022,199
	(1) 国庫負担金	6,297,312	▲37,927	6,259,385
	(2) 国庫補助金	1,754,707	8,107	1,762,814
4. 府支出金		5,019,534	▲30,557	4,988,977
	(1) 府負担金	4,772,967	▲30,557	4,742,410
6. 繰入金		6,477,677	569	6,478,246
	(1) 一般会計繰入金	5,615,625	569	5,616,194
歳 入 合 計		37,689,481	▲146,689	37,542,792

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		631,250	▲2,986	628,264
	(1) 総務管理費	429,579	▲2,986	426,593
2. 保険給付費		34,062,399	▲210,722	33,851,677
	(1) 介護サービス等諸費	30,799,123	87,812	30,886,935
	(2) 介護予防サービス等諸費	1,213,969	▲64,409	1,149,560
	(3) 高額介護サービス等費	1,449,796	▲149,770	1,300,026
	(4) 特定入所者介護サービス等費	569,258	▲84,355	484,903
	(5) その他諸費	30,253	-	30,253
5. 諸支出金		609,742	912	610,654
	(1) 償還金及び還付加算金	495,041	912	495,953
6. 基金積立金		496,535	66,107	562,642
	(1) 基金積立金	496,535	66,107	562,642
歳 出 合 計		37,689,481	▲146,689	37,542,792

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 保 険 料	7,490,938	▲29,986	7,460,952		
(項)					
(1) 介護保険料	7,490,938	▲29,986	7,460,952		
1. 第1号被保険者保険料	7,490,938	▲29,986	7,460,952	1. 現年賦課分	▲29,986
(款)					
2. 支払基金交付金	9,665,667	▲56,895	9,608,772		
(項)					
(1) 支払基金交付金	9,665,667	▲56,895	9,608,772		
1. 介護給付費交付金	9,199,504	▲56,895	9,142,609	1. 現年度分	▲56,895
(款)					
3. 国庫支出金	8,052,019	▲29,820	8,022,199		
(項)					
(1) 国庫負担金	6,297,312	▲37,927	6,259,385		
1. 介護給付費負担金	6,297,312	▲37,927	6,259,385	1. 現年度分	▲37,927
(項)					
(2) 国庫補助金	1,754,707	8,107	1,762,814		
1. 調整交付金	1,255,760	1,607	1,257,367	1. 現年度分	1,617
				2. 過年度分	▲10
5. 事務費補助金	-	6,500	6,500	1. 事務費補助金	6,500
(款)					
4. 府支出金	5,019,534	▲30,557	4,988,977		
(項)					
(1) 府負担金	4,772,967	▲30,557	4,742,410		
1. 介護給付費負担金	4,772,967	▲30,557	4,742,410	1. 現年度分	▲30,557

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 現年度分	▲29,986	1. 現年度分	▲29,986
		(1) 特別徴収分	▲27,917
		(2) 普通徴収分	▲2,069
1. 現年度分	▲56,895	1. 現年度分	▲56,895
1. 現年度分	▲37,927	1. 現年度分	▲37,927
1. 現年度分	1,617	1. 現年度分	1,617
1. 過年度分	▲10	(1) 介護給付費分	▲487
		(2) 特別調整交付金	2,104
6. 介護保険事業費補助金	6,500	2. 過年度分	▲10
		(1) 介護給付費分	▲10
		1. 介護保険事業費補助金	6,500
1. 現年度分	▲30,557	1. 現年度分	▲30,557

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款) 6. 繰 入 金	6,477,677	569	6,478,246		
(項) (1) 一般会計繰入金	5,615,625	569	5,616,194		
1. 一般会計繰入金	5,615,625	569	5,616,194	1. 介護給付費繰入金	▲26,339
				4. 事務費等分繰入金	▲9,486
				5. 低所得者保険料 軽減繰入金	36,394
歳 入 合 計	37,689,481	▲146,689	37,542,792		



(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 介護給付費繰入金	▲26,339	1. 介護給付費繰入金	▲26,339
		(1) 現年度分	▲26,339
1. 事務費等分繰入金	▲9,486	2. 事務費等分繰入金	▲9,486
1. 低所得者保険料軽減繰入金	36,394	3. 低所得者保険料軽減繰入金	36,394
		(1) 現年度分	27,882
		(2) 過年度分	8,512

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	631,250	▲2,986	628,264	6,500	-	-	▲9,486
(項)							
(1) 総務管理費	429,579	▲2,986	426,593	6,500	-	-	▲9,486
1. 一般管理費	429,579	▲2,986	426,593	6,500	-	-	▲9,486
(款)							
2. 保険給付費	34,062,399	▲210,722	33,851,677	▲66,877	-	▲145,388	1,543
(項)							
(1) 介護サービス等諸費	30,799,123	87,812	30,886,935	30,189	-	21,206	36,417
1. 介護サービス等給付費	30,799,123	87,812	30,886,935	30,189	-	21,206	36,417
(項)							
(2) 介護予防サービス等諸費	1,213,969	▲64,409	1,149,560	▲20,950	-	▲36,355	▲7,104
1. 介護予防サービス等給付費	1,213,969	▲64,409	1,149,560	▲20,950	-	▲36,355	▲7,104
(項)							
(3) 高額介護サービス等費	1,449,796	▲149,770	1,300,026	▲48,694	-	▲83,426	▲17,650
1. 高額介護サービス等給付費	1,449,796	▲149,770	1,300,026	▲48,694	-	▲83,426	▲17,650
(項)							
(4) 特定入所者介護サービス等費	569,258	▲84,355	484,903	▲27,422	-	▲46,788	▲10,145

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
17. 備品購入費 ▲2,986	1. 庁用器具費 ▲2,986	1. 介護保険電子計算システム経費 ▲2,986 (1) 諸 経 費 ▲2,986 備 ▲2,986
18. 負担金補助及び 交付金 87,812	1. 負 担 金 87,812	1. 居宅介護サービス給付費負担金 841,310 2. 施設介護サービス給付費負担金 ▲271,854 3. 居宅介護福祉用具購入費負担金 ▲2,945 4. 居宅介護住宅改修費負担金 5,442 5. 居宅介護サービス計画給付費負担金 ▲22,120 6. 地域密着型介護サービス給付費負担金 ▲462,021
18. 負担金補助及び 交付金 ▲64,409	1. 負 担 金 ▲64,409	1. 介護予防サービス給付費負担金 ▲33,155 2. 介護予防福祉用具購入費負担金 2,132 3. 介護予防住宅改修費負担金 ▲4,711 4. 介護予防サービス計画給付費負担金 ▲16,140 5. 地域密着型介護予防サービス給付費負担金 ▲12,535
18. 負担金補助及び 交付金 ▲149,770	1. 負 担 金 ▲149,770	1. 高額介護サービス費負担金 ▲122,234 2. 高額医療合算介護サービス費負担金 ▲27,029 3. 高額医療合算介護予防サービス費負担金 ▲507

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特定入所者介護サービス等給付費	569,258	▲84,355	484,903	▲27,422	-	▲46,788	▲10,145
(項)							
(5) その他諸費	30,253	-	30,253	-	-	▲25	25
1. 審査支払手数料	30,253	-	30,253	-	-	▲25	25
(款)							
5. 諸支出金	609,742	912	610,654	-	-	912	-
(項)							
(1) 償還金及び還付加算金	495,041	912	495,953	-	-	912	-
2. 第1号被保険者還付金	9,829	912	10,741	-	-	912	-
(款)							
6. 基金積立金	496,535	66,107	562,642	-	-	57,595	8,512
(項)							
(1) 基金積立金	496,535	66,107	562,642	-	-	57,595	8,512
1. 基金積立金	496,535	66,107	562,642	-	-	57,595	8,512
歳 出 合 計	37,689,481	▲146,689	37,542,792	▲60,377	-	▲86,881	569

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲84,355	1. 負 担 金 ▲84,355	1. 特定入所者介護サービス費負担金 ▲84,355
		( 財 源 補 正 )
22. 償還金利子及び 割引料 912	6. 還 付 金 912	1. 第1号被保険者還付金 912
24. 積 立 金 66,107	1. 基金積立金 66,107	1. 介護給付費準備基金積立金 66,107



令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ307,233千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,995,844千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年（2024年）2月19日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		6,219,352	309,911	6,529,263
	(1) 後期高齢者医療保険料	6,219,352	309,911	6,529,263
2. 繰入金		1,381,251	▲2,678	1,378,573
	(1) 一般会計繰入金	1,381,251	▲2,678	1,378,573
歳 入 合 計		7,688,611	307,233	7,995,844



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連 合納付金		7,456,407	307,233	7,763,640
	(1) 後期高齢者医療広域連 合納付金	7,456,407	307,233	7,763,640
歳 出	合 計	7,688,611	307,233	7,995,844

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 後期高齢者医療保険料	6,219,352	309,911	6,529,263		
(項)					
(1) 後期高齢者医療保険料	6,219,352	309,911	6,529,263		
1. 特別徴収保険料	3,074,452	▲5,838	3,068,614	1. 現年賦課分	▲5,838
2. 普通徴収保険料	3,144,900	315,749	3,460,649	1. 現年賦課分	312,877
				2. 滞納繰越分	2,872
(款)					
2. 繰入金	1,381,251	▲2,678	1,378,573		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	1,381,251	▲2,678	1,378,573		
1. 一般会計繰入金	1,381,251	▲2,678	1,378,573	2. 保険基盤安定繰入金	▲2,678
歳入合計	7,688,611	307,233	7,995,844		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 現年度分	▲5,838	1. 現年度分	▲5,838
		(1) 現年度分	▲5,838
1. 現年度分	311,681	1. 現年賦課分	312,877
2. 過年度分	1,196	(1) 現年度分	311,681
		(2) 過年度分	1,196
		2. 滞納繰越分	2,872
1. 滞納繰越分	2,872		
1. 保険基盤安定繰入金	▲2,678	1. 保険基盤安定繰入金	▲2,678

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,456,407	307,233	7,763,640	-	-	309,911	▲2,678
(項) (1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,456,407	307,233	7,763,640	-	-	309,911	▲2,678
1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,456,407	307,233	7,763,640	-	-	309,911	▲2,678
歳 出 合 計	7,688,611	307,233	7,995,844	-	-	309,911	▲2,678

(単位：千円)

節	細	節	概 要 説 明	
区 分	区 分	区 分		
金 額	金 額	金 額		
18. 負担金補助及び 交付金 307,233	1. 負 担 金 307,233		1. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金	307,233

令和5年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和5年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	6,817,820	▲ 10,695	6,807,125
第1項 営業収益	5,447,510	▲ 10,695	5,436,815

支 出

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	6,294,427	▲ 8,400	6,286,027
第1項 営業費用	5,857,064	▲ 8,400	5,848,664

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,685,540千円は、当年度消費税資本的収支調整額281,457千円、建設改良積立金488,625千円、過年度損益勘定留保資金745,090千円、当年度損益勘定留保資金2,170,368千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	3,642,316	▲ 1,407,850	2,234,466
第1項 企 業 債	3,240,000	▲ 1,186,000	2,054,000
第2項 工 事 負 担 金	190,550	▲ 21,850	168,700
第5項 他 会 計 出 資 金	200,000	▲ 200,000	-

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	8,161,006	▲ 2,241,000	5,920,006
第1項 建 設 改 良 費	5,685,519	▲ 2,241,000	3,444,519

(継続費)

第4条 継続費（配水支管更新事業、中宮浄水場更新事業（PPP・PFI）、送配水管更生事業、送配水管更新事業、北中振他配水管整備事業、上野3丁目他配水管更新事業）の総額、期間及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	配 水 支 管 更 新 事 業	3,098,000	令和 2	603,000	3,098,000	令和 2	603,000
				3	831,000		3	831,000
				4	534,000		4	534,000
				5	664,000		5	484,000
				6	466,000		6	646,000
				3	-		3	-
		中 宮 浄 水 場 更 新 事 業 (PPP・PFI)	15,750,000	4	432,000	17,750,000	4	432,000
				5	1,530,000		5	-
				6	2,867,000		6	1,900,000
				7	5,432,000		7	3,200,000
				8	5,489,000		8	6,100,000
				-	-		9	6,118,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	送配水管更生事業	2,758,600	平成27	60,000	2,788,600	平成27	60,000
				28	330,000		28	330,000
				29	3,000		29	3,000
				30	449,800		30	449,800
				令和元	305,300		令和元	305,300
				2	105,000		2	105,000
				3	536,500		3	536,500
				4	390,000		4	390,000
				5	479,000		5	198,000
				6	100,000		6	110,000
				-	-		7	273,000
				-	-		8	28,000
		送配水管更新事業	1,127,000	平成29	55,000	1,127,000	平成29	55,000
				30	80,000		30	80,000
				令和元	101,000		令和元	101,000
				2	15,000		2	15,000
				3	144,000		3	144,000
				4	150,000		4	150,000
				5	253,000		5	223,000
		6	329,000	6	359,000			
		北中振他配水管整備事業	703,000	4	2,000	703,000	4	2,000
				5	294,000		5	214,000
				6	318,000		6	398,000
				7	73,000		7	73,000
				8	16,000		8	16,000
		上野3丁目他配水管更新事業	459,000	5	195,000	459,000	5	113,000
				6	157,000		6	157,000
				7	107,000		7	189,000



(企業債)

第5条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(単位：千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中宮浄水場更新事業 (PPP・PFI)	補正前	660,000	普通貸借又は証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	-			
送配水管整備事業	補正前	135,000			
	補正後	113,000			
送配水管更新事業	補正前	374,000			
	補正後	352,000			
配水支管更新事業	補正前	478,000			
	補正後	348,000			
送配水管更生事業	補正前	327,000			
	補正後	121,000			
北中振他配水管 整備事業	補正前	264,000			
	補正後	192,000			
上野3丁目他 配水管更新事業	補正前	175,000			
	補正後	101,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

令和6年(2024年)2月19日提出

枚方市長 伏見 隆

## 令和5年度大阪府枚方市水道事業

### 1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業収益		6,817,820	▲ 10,695	6,807,125
営業収益		5,447,510	▲ 10,695	5,436,815
	受託工事収益	11,844	▲ 10,695	1,149
収入合計		6,817,820	▲ 10,695	6,807,125

# 会計補正予算説明書（第4号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
移 設 工 事 収 益	▲ 10,695	1. 移設工事収益 <span style="float: right;">▲ 10,695</span>

## 2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業費用		6,294,427	▲ 8,400	6,286,027
営業費用		5,857,064	▲ 8,400	5,848,664
	受託工事費	16,693	▲ 8,400	8,293
支 出 合 計		6,294,427	▲ 8,400	6,286,027

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
工 事 請 負 費	▲ 8,400	1. 工事請負費 (依頼工事費) ▲ 8,400

## 3. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的収入		3,642,316	▲ 1,407,850	2,234,466
企業債		3,240,000	▲ 1,186,000	2,054,000
	上水道施設改良 工事	1,438,000	▲ 660,000	778,000
	上水道事業債	1,802,000	▲ 526,000	1,276,000
工事負担金		190,550	▲ 21,850	168,700
	工事負担金	190,550	▲ 21,850	168,700
他会計出資金		200,000	▲ 200,000	-
	他会計出資金	200,000	▲ 200,000	-
収入合計		3,642,316	▲ 1,407,850	2,234,466

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
上水道施設改良事業	▲ 660,000	1. 上水道施設改良事業債 ▲ 660,000 中宮浄水場更新事業 (PPP・PFI)
上水道事業債	▲ 526,000	1. 上水道事業債 ▲ 526,000 (1) 送配水管整備事業 ▲ 22,000 (2) 送配水管更新事業 ▲ 22,000 (3) 配水支管更新事業 ▲ 130,000 (4) 送配水管更生事業 ▲ 206,000 (5) 北中振他配水管整備事業 ▲ 72,000 (6) 上野3丁目他配水管更新事業 ▲ 74,000
その他工事負担金	▲ 21,850	1. その他工事負担金 ▲ 21,850 北中振3丁目口径150mm以下配水管布設工事
他会計出資金	▲ 200,000	1. 他会計出資金 ▲ 200,000 中宮浄水場更新事業

## 4. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		8,161,006	▲ 2,241,000	5,920,006
建設改良費		5,685,519	▲ 2,241,000	3,444,519
	建設改良事業費	1,765,030	▲ 58,000	1,707,030
	配水支管更新事業費	664,000	▲ 180,000	484,000
	中宮浄水場更新事業費	1,530,000	▲ 1,530,000	-
	送配水管更生事業費	479,000	▲ 281,000	198,000
	送配水管更新事業費	253,000	▲ 30,000	223,000
	北中振他配水管整備事業費	294,000	▲ 80,000	214,000
	上野3丁目他配水管更新事業費	195,000	▲ 82,000	113,000
支出合計		8,161,006	▲ 2,241,000	5,920,006



( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
委 託 料	▲ 25,000	1. 委託料 ▲ 25,000
工 事 請 負 費	▲ 33,000	2. 工事請負費 ▲ 33,000 北中振3丁目口径150mm以下配水管布設工事 ほか
工 事 請 負 費	▲ 180,000	1. 工事請負費 ▲ 180,000
委 託 料	▲ 1,530,000	1. 委託料 ▲ 1,530,000 中宮浄水場更新委託
工 事 請 負 費	▲ 277,000	1. 工事請負費 ▲ 277,000 中宮浄水場～田口山配水場間送水管更生工事
負 担 金	▲ 4,000	2. 負担金 ▲ 4,000 ガス供給管等移設負担金
工 事 請 負 費	▲ 20,000	1. 工事請負費 ▲ 20,000
負 担 金	▲ 10,000	2. 負担金 ▲ 10,000 ガス供給管等移設負担金
工 事 請 負 費	▲ 80,000	1. 工事請負費 ▲ 80,000
工 事 請 負 費	▲ 82,000	1. 工事請負費 ▲ 82,000

継 続 費 に

継続費について前前事業年度末までの支払義務発生額、前事業年度末までの支払義務発生

款	項	事業名	全 体 計 画							
			年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳					
					企 業 債	国 補	府 助	等 金	他 会 計 等 出 資 金	建 設 改 良 積 立 金
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	配 水 支 管 更 新 事 業	令 和 2	補正前の額	603,000	435,000	-	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-	
				補正後の額	603,000	435,000	-	-	-	
			3	補正前の額	831,000	599,000	-	-	-	
				補 正 額	-	-	-	-	-	
				補正後の額	831,000	599,000	-	-	-	
			4	補正前の額	534,000	385,000	-	-	-	
				補 正 額	-	-	-	-	-	
				補正後の額	534,000	385,000	-	-	-	
			5	補正前の額	664,000	478,000	-	-	-	
				補 正 額	▲180,000	▲130,000	-	-	-	
				補正後の額	484,000	348,000	-	-	-	
			6	補正前の額	466,000	336,000	-	-	-	
				補 正 額	180,000	130,000	-	-	-	
				補正後の額	646,000	466,000	-	-	-	
			計	補正前の額	3,098,000	2,233,000	-	-	-	
				補 正 額	-	-	-	-	-	
				補正後の額	3,098,000	2,233,000	-	-	-	

# 関 する 調 書

見込額及び当該事業年度以降の支払義務発生予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書

(単位：千円)

当年度 損益勘定 留保資金	前前年度末 までの支払義務 発生額	前年度末 までの支払義務発生 (見込)額	当該年度 支払義務発生 予定額	当該年度 末までの支払義務発生 予定額	翌年度 以降の支払義務発生 予定額	継続費の 総額に対する進捗 率(%)	備考
168,000	521,302	521,302	-	521,302	-	16.8	通次繰越
-	-	-	-	-	-	-	81,698
168,000	521,302	521,302	-	521,302	-	16.8	
232,000	866,843	866,843	-	866,843	-	28.0	〃
-	-	-	-	-	-	-	45,855
232,000	866,843	866,843	-	866,843	-	28.0	
149,000	-	436,875	-	436,875	-	14.1	〃
-	-	-	-	-	-	-	142,980
149,000	-	436,875	-	436,875	-	14.1	
186,000	-	-	806,980	806,980	-	26.0	
▲50,000	-	-	▲180,000	▲180,000	-	-	
136,000	-	-	626,980	626,980	-	20.2	
130,000	-	-	-	-	466,000	-	
50,000	-	-	-	-	180,000	-	
180,000	-	-	-	-	646,000	-	
865,000	1,388,145	1,825,020	806,980	2,632,000	466,000	85.0	
-	-	-	▲180,000	▲180,000	180,000	-	
865,000	1,388,145	1,825,020	626,980	2,452,000	646,000	79.1	

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 補 助 金	他 会 計 等 出 資 金	建 設 改 良 積 立 金	
資 本 的 支 出	建 設 費 改 良	中宮浄水場 更新事業 (PPP・PFI)	令和 3	補正前の額	-	-	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	-	-	-	-	-
			4	補正前の額	432,000	380,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	432,000	380,000	-	-	-
			5	補正前の額	1,530,000	660,000	-	200,000	400,000
				補 正 額	▲1,530,000	▲660,000	-	▲200,000	▲400,000
				補正後の額	-	-	-	-	-
			6	補正前の額	2,867,000	1,530,000	80,520	450,000	500,000
				補 正 額	▲967,000	▲480,000	▲80,520	▲190,000	-
				補正後の額	1,900,000	1,050,000	-	260,000	500,000
			7	補正前の額	5,432,000	3,020,000	253,912	850,000	1,000,000
				補 正 額	▲2,232,000	▲1,360,000	▲173,392	▲420,000	▲100,000
				補正後の額	3,200,000	1,660,000	80,520	430,000	900,000
			8	補正前の額	5,489,000	3,160,000	123,068	850,000	1,100,000
				補 正 額	611,000	▲50,000	130,844	▲20,000	600,000
				補正後の額	6,100,000	3,110,000	253,912	830,000	1,700,000
			9	補正前の額	-	-	-	-	-
				補 正 額	6,118,000	3,270,000	123,068	830,000	1,700,000
				補正後の額	6,118,000	3,270,000	123,068	830,000	1,700,000
計	補正前の額	15,750,000	8,750,000	457,500	2,350,000	3,000,000			
	補 正 額	2,000,000	720,000	-	-	1,800,000			
	補正後の額	17,750,000	9,470,000	457,500	2,350,000	4,800,000			

(単位：千円)

当年度損益勘定留保資金	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額(見込)額	当該年度支払義務発生額	当該年度末までの支払義務発生額	翌年度の支払義務発生額	以て継続費の総額に対する進捗率(%)	備考
-	-	-	-	-	-	-	通次繰越
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
52,000	-	-	-	-	-	-	〃
-	-	-	-	-	-	-	432,000
52,000	-	-	-	-	-	-	-
270,000	-	-	1,962,000	1,962,000	-	12.5	-
▲270,000	-	-	▲1,530,000	▲1,530,000	-	-	-
-	-	-	432,000	432,000	-	2.4	-
306,480	-	-	-	-	2,867,000	-	-
▲216,480	-	-	-	-	▲967,000	-	-
90,000	-	-	-	-	1,900,000	-	-
308,088	-	-	-	-	5,432,000	-	-
▲178,608	-	-	-	-	▲2,232,000	-	-
129,480	-	-	-	-	3,200,000	-	-
255,932	-	-	-	-	5,489,000	-	-
▲49,844	-	-	-	-	611,000	-	-
206,088	-	-	-	-	6,100,000	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
194,932	-	-	-	-	6,118,000	-	-
194,932	-	-	-	-	6,118,000	-	-
1,192,500	-	-	1,962,000	1,962,000	13,788,000	12.5	-
▲520,000	-	-	▲1,530,000	▲1,530,000	3,530,000	-	-
672,500	-	-	432,000	432,000	17,318,000	2.4	-

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 補	府 助	等 金	他 会 計 等
				出 資 金	積 立 金				
資 本 的 支 出	建 設 送 配 水 管 業 改 良 費 更 生 事 業		平成 27	補正前の額	60,000	31,200	-	3,200	-
				補正額	-	-	-	-	-
				補正後の額	60,000	31,200	-	3,200	-
			28	補正前の額	330,000	300,000	-	-	-
				補正額	-	-	-	-	-
				補正後の額	330,000	300,000	-	-	-
			29	補正前の額	3,000	-	-	-	-
				補正額	-	-	-	-	-
				補正後の額	3,000	-	-	-	-
			30	補正前の額	449,800	312,000	-	-	-
				補正額	-	-	-	-	-
				補正後の額	449,800	312,000	-	-	-
			令和 元	補正前の額	305,300	179,000	-	-	-
				補正額	-	-	-	-	-
				補正後の額	305,300	179,000	-	-	-
			2	補正前の額	105,000	69,000	-	-	-
				補正額	-	-	-	-	-
				補正後の額	105,000	69,000	-	-	-
			3	補正前の額	536,500	388,000	-	-	-
				補正額	-	-	-	-	-
				補正後の額	536,500	388,000	-	-	-
			4	補正前の額	390,000	217,000	-	-	-
				補正額	-	-	-	-	-
				補正後の額	390,000	217,000	-	-	-
			5	補正前の額	479,000	327,000	-	-	-
				補正額	▲281,000	▲206,000	-	-	-
				補正後の額	198,000	121,000	-	-	-
			6	補正前の額	100,000	67,000	-	-	-
				補正額	10,000	▲7,000	-	-	-
				補正後の額	110,000	60,000	-	-	-

(単位：千円)

当年度損益勘定留保資金	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額(見込)額	当該年度支払義務発生額	当該年度末までの支払義務発生額	翌年度の支払義務発生額	継続費の総額に対する進捗率(%)	備考
25,600	50,737	50,737	-	50,737	-	1.8	遞次繰越
-	-	-	-	-	-	-	9,263
25,600	50,737	50,737	-	50,737	-	1.8	
30,000	12,009	12,009	-	12,009	-	0.4	〃
-	-	-	-	-	-	-	327,254
30,000	12,009	12,009	-	12,009	-	0.4	
3,000	315,540	315,540	-	315,540	-	11.4	〃
-	-	-	-	-	-	-	14,714
3,000	315,540	315,540	-	315,540	-	11.3	
137,800	313,691	313,691	-	313,691	-	11.4	〃
-	-	-	-	-	-	-	150,823
137,800	313,691	313,691	-	313,691	-	11.3	
126,300	388,029	388,029	-	388,029	-	14.1	〃
-	-	-	-	-	-	-	68,094
126,300	388,029	388,029	-	388,029	-	13.9	
36,000	42,690	42,690	-	42,690	-	1.6	〃
-	-	-	-	-	-	-	130,404
36,000	42,690	42,690	-	42,690	-	1.5	
148,500	286,001	286,001	-	286,001	-	10.4	〃
-	-	-	-	-	-	-	380,903
148,500	286,001	286,001	-	286,001	-	10.3	
173,000	-	449,649	-	449,649	-	16.3	〃
-	-	-	-	-	-	-	321,254
173,000	-	449,649	-	449,649	-	16.1	
152,000	-	-	800,254	800,254	-	29.0	
▲75,000	-	-	▲281,000	▲281,000	-	-	
77,000	-	-	519,254	519,254	-	18.6	
33,000	-	-	-	-	100,000	-	
17,000	-	-	-	-	10,000	-	
50,000	-	-	-	-	110,000	-	

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 補 助 金	他 会 計 等 出 資 金	建 設 改 良 積 立 金	
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	送 配 水 管 業 事 業	令 和 7	補正前の額	-	-	-	-	-
				補 正 額	273,000	198,000	-	-	-
				補正後の額	273,000	198,000	-	-	-
			8	補正前の額	-	-	-	-	-
				補 正 額	28,000	15,000	-	-	-
				補正後の額	28,000	15,000	-	-	-
			計	補正前の額	2,758,600	1,890,200	-	3,200	-
				補 正 額	30,000	-	-	-	-
				補正後の額	2,788,600	1,890,200	-	3,200	-



(単位：千円)

	前前年度末 までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生額 (見込)額	当該年度 支払義務 発生額 予定	当該年度 未払義務 発生額 予定	翌年度の 支払義務 発生額 予定	以降の支 払義務発 生額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	備考
当年度 損益勘定 留保資金	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
75,000	-	-	-	-	273,000	-	-	
75,000	-	-	-	-	273,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
13,000	-	-	-	-	28,000	-	-	
13,000	-	-	-	-	28,000	-	-	
865,200	1,408,697	1,858,346	800,254	2,658,600	100,000	96.4		
30,000	-	-	▲281,000	▲281,000	311,000	-		
895,200	1,408,697	1,858,346	519,254	2,377,600	411,000	85.3		

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳				建 設 改 良 金
					企 業 債	国 補	府 助 金	他 会 計 等 出 資 金	
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	送 配 水 管 業	平成 29	補正前の額	55,000	38,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	55,000	38,000	-	-	-
			30	補正前の額	80,000	56,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	80,000	56,000	-	-	-
			令和 元	補正前の額	101,000	54,800	22,666	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	101,000	54,800	22,666	-	-
			2	補正前の額	15,000	10,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	15,000	10,000	-	-	-
			3	補正前の額	144,000	88,500	16,479	6,220	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	144,000	88,500	16,479	6,220	-
			4	補正前の額	150,000	99,000	16,987	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	150,000	99,000	16,987	-	-
			5	補正前の額	253,000	162,000	6,666	-	-
				補 正 額	▲30,000	▲22,000	-	-	-
				補正後の額	223,000	140,000	6,666	-	-
			6	補正前の額	329,000	234,000	-	17,000	-
				補 正 額	30,000	22,000	-	-	-
				補正後の額	359,000	256,000	-	17,000	-
			計	補正前の額	1,127,000	742,300	62,798	23,220	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	1,127,000	742,300	62,798	23,220	-

(単位：千円)

当年度 損益勘定 留保資金	前年度 までの 支払義務 発生額	前年度 までの 支払義務 発生額 (見込)額	当該年度 支払義務 発生額	当該年度 支払義務 発生額	翌年度 以降の 支払義務 発生額	以て 継続費の 総額に 対する 進捗率 (%)	備考
17,000	48,467	48,467	-	48,467	-	4.3	通次繰越
-	-	-	-	-	-	-	6,533
17,000	48,467	48,467	-	48,467	-	4.3	
24,000	58,507	58,507	-	58,507	-	5.2	〃
-	-	-	-	-	-	-	28,026
24,000	58,507	58,507	-	58,507	-	5.2	
23,534	101,661	101,661	-	101,661	-	9.0	〃
-	-	-	-	-	-	-	27,365
23,534	101,661	101,661	-	101,661	-	9.0	
5,000	20,834	20,834	-	20,834	-	1.8	〃
-	-	-	-	-	-	-	21,531
5,000	20,834	20,834	-	20,834	-	1.8	
32,801	140,887	140,887	-	140,887	-	12.5	〃
-	-	-	-	-	-	-	24,644
32,801	140,887	140,887	-	140,887	-	12.5	
34,013	-	91,353	-	91,353	-	8.1	〃
-	-	-	-	-	-	-	83,291
34,013	-	91,353	-	91,353	-	8.1	
84,334	-	-	336,291	336,291	-	29.8	
▲8,000	-	-	▲30,000	▲30,000	-	-	
76,334	-	-	306,291	306,291	-	27.2	
78,000	-	-	-	-	329,000	-	
8,000	-	-	-	-	30,000	-	
86,000	-	-	-	-	359,000	-	
298,682	370,356	461,709	336,291	798,000	329,000	70.8	
-	-	-	▲30,000	▲30,000	30,000	-	
298,682	370,356	461,709	306,291	768,000	359,000	68.1	

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳				建 設 改 良 金
					企 業 債	国 補 助 金	他 会 計 等	出 資 金	
資 本 的 支 出	建 設 費 改 良	北 中 振 他 配 水 振 管 整 備 事 業	令 和 4	補正前の額	2,000	-	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	
				補正後の額	2,000	-	-	-	
			5	補正前の額	294,000	264,000	-	-	-
				補 正 額	▲80,000	▲72,000	-	-	-
				補正後の額	214,000	192,000	-	-	-
			6	補正前の額	318,000	286,000	-	-	-
				補 正 額	80,000	72,000	-	-	-
				補正後の額	398,000	358,000	-	-	-
			7	補正前の額	73,000	65,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	73,000	65,000	-	-	-
			8	補正前の額	16,000	14,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	16,000	14,000	-	-	-
			計	補正前の額	703,000	629,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	703,000	629,000	-	-	-

(単位：千円)

当年度 損益勘定 留保資金	前年度末 までの義 務発生額	前年度末 までの支 払義務発 生額(見込)	当該年度 支払義務 発生額	当該年度 支払義務 発生額	翌年度以 降の支払 義務発生 額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	備考
2,000	-	-	-	-	-	-	通次繰越
-	-	-	-	-	-	-	2,000
2,000	-	-	-	-	-	-	
30,000	-	-	296,000	296,000	-	42.1	
▲8,000	-	-	▲80,000	▲80,000	-	-	
22,000	-	-	216,000	216,000	-	30.7	
32,000	-	-	-	-	318,000	-	
8,000	-	-	-	-	80,000	-	
40,000	-	-	-	-	398,000	-	
8,000	-	-	-	-	73,000	-	
-	-	-	-	-	-	-	
8,000	-	-	-	-	73,000	-	
2,000	-	-	-	-	16,000	-	
-	-	-	-	-	-	-	
2,000	-	-	-	-	16,000	-	
74,000	-	-	296,000	296,000	407,000	42.1	
-	-	-	▲80,000	▲80,000	80,000	-	
74,000	-	-	216,000	216,000	487,000	30.7	

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 補 助 金	他 会 計 等 出 資 金	建 設 改 良 積 立 金	
資 本 的 支 出	建 設 費 改 良 費	上 野 3 丁 目 他 配 水 管 更 新 事 業	令 和 5	補正前の額	195,000	175,000	-	-	-
				補正額	▲82,000	▲74,000	-	-	-
				補正後の額	113,000	101,000	-	-	-
			6	補正前の額	157,000	141,000	-	-	-
				補正額	-	-	-	-	-
				補正後の額	157,000	141,000	-	-	-
			7	補正前の額	107,000	96,000	-	-	-
				補正額	82,000	74,000	-	-	-
				補正後の額	189,000	170,000	-	-	-
			計	補正前の額	459,000	412,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	459,000	412,000	-	-	-

(単位：千円)

当年度 損益勘定 留保資金	前前年度末 までの支払 義務発生額	前年度末 までの支払 義務発生額 (見込)額	当該年度 支払義務 発生額	当該年度 末までの 支払義務 発生額	翌年度以 降の支払 義務発生 額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	備考
20,000	-	-	195,000	195,000	-	42.5	
▲8,000	-	-	▲82,000	▲82,000	-	-	
12,000	-	-	113,000	113,000	-	24.6	
16,000	-	-	-	-	157,000	-	
-	-	-	-	-	-	-	
16,000	-	-	-	-	157,000	-	
11,000	-	-	-	-	107,000	-	
8,000	-	-	-	-	82,000	-	
19,000	-	-	-	-	189,000	-	
47,000	-	-	195,000	195,000	264,000	42.5	
-	-	-	▲82,000	▲82,000	82,000	-	
47,000	-	-	113,000	113,000	346,000	24.6	

## 令和5年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業収益	11,422,138 千円	462 千円	11,422,600 千円
第1項 医業収益	9,744,988 千円	▲2,450 千円	9,742,538 千円
第2項 医業外収益	1,677,047 千円	2,912 千円	1,679,959 千円

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業費用	11,701,940 千円	288 千円	11,702,228 千円
第1項 医業費用	11,311,991 千円	288 千円	11,312,279 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,029,706千円は、当年度消費税資本的収支調整額189千円、建設改良積立金100,000千円、過年度損益勘定留保資金929,517千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的収入	1,005,205 千円	2,158 千円	1,007,363 千円
第3項 補助金	4,259 千円	2,158 千円	6,417 千円

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的支出	2,057,069 千円	▲20,000 千円	2,037,069 千円
第1項 建設改良費	575,118 千円	▲20,000 千円	555,118 千円



(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 給 与 費	5,645,410 千円	288 千円	5,645,698 千円

令和6年(2024年)2月19日 提出

枚方市長 伏見 隆

## 1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業収益		11,422,138	462	11,422,600
1. 医業収益		9,744,988	▲ 2,450	9,742,538
	3. その他医業収益	772,031	▲ 2,450	769,581
2. 医業外収益		1,677,047	2,912	1,679,959
	3. 補助金	268,594	2,912	271,506
収入合計		11,422,138	462	11,422,600

病院事業会計補正予算説明書（第4号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
そ の 他 医 業 収 益	▲ 2,450	1. その他医業収益	▲ 2,450
国 庫 補 助 金	480	1. 国庫補助金	480
		医療施設運営費等補助金	
		2. 府補助金	2,432
		(1) 医療機関食材料費高騰対策	2,144
		一時支援金	
		(2) 看護補助者処遇改善事業	288
		補助金	
府 補 助 金	2,432		

2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業費用		11,701,940	288	11,702,228
1. 医業費用		11,311,991	288	11,312,279
	1. 給与費	5,645,410	288	5,645,698
支 出 合 計		11,701,940	288	11,702,228

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
報 酬	260	1. 報 酬 嘱託給	260
法 定 福 利 費	28	2. 法定福利費 (1) 共済組合負担金 (2) 厚生年金負担金	28 13 15

3. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 資本的収入		1,005,205	2,158	1,007,363
3. 補助金		4,259	2,158	6,417
	1. 補助金	4,259	2,158	6,417
収入合計		1,005,205	2,158	1,007,363

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
国 庫 補 助 金	2,158	1. 国庫補助金 医療施設運営費等補助金	2,158

## 4. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 資本的支出		2,057,069	▲ 20,000	2,037,069
1. 建設改良費		575,118	▲ 20,000	555,118
	2. 施設改良費	65,000	▲ 20,000	45,000
支 出 合 計		2,057,069	▲ 20,000	2,037,069



(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
委 託 料	▲ 20,000	1. 委託料 設計委託料	▲ 20,000

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	
	特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)								
補  正  前	損益勘定 支弁職員	1	22	(169) 504	362,840	2,025,624	2,362,068	4,750,532	873,053	5,623,585
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(169) 504	362,840	2,025,624	2,362,068	4,750,532	873,053	5,623,585
補  正  額	損益勘定 支弁職員	-	-	-	260	-	-	260	28	288
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	260	-	-	260	28	288
補  正  後	損益勘定 支弁職員	1	22	(169) 504	363,100	2,025,624	2,362,068	4,750,792	873,081	5,623,873
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(169) 504	363,100	2,025,624	2,362,068	4,750,792	873,081	5,623,873

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( )外数とする。



令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,402,452千円は、当年度消費税資本的収支調整額77,748千円、減債積立金133,740千円、過年度損益勘定留保資金2,427,622千円、当年度損益勘定留保資金1,763,342千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	2,552,974	20,900	2,573,874
第1項 企業債	1,167,600	20,900	1,188,500

支 出

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	6,955,319	21,007	6,976,326
第4項 固定資産購入費	115,830	21,007	136,837

(継続費)

第3条 継続費（污水公共下水道未普及地区整備事業）の総額、期間及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的支出	整備事業費	污水公共下水道未普及地区整備事業	665,550	令和4	23,000	1,115,260	令和4	23,000
				5	339,020		5	339,020
				6	323,020		6	355,320
				7	3,510		7	420,920
				-	-		8	425,620
				-	-		9	4,600

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(単位：千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	補正前	109,200	普通貸借又は証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	130,100			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

令和6年（2024年）2月19日提出

枚方市長 伏見 隆

## 令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業

### 1. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的収入		2,552,974	20,900	2,573,874
企 業 債		1,167,600	20,900	1,188,500
	流域下水道事業債	109,200	20,900	130,100
収 入 合 計		2,552,974	20,900	2,573,874

# 会計補正予算説明書（第3号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
流域下水道事業債	20,900	1. 流域下水道事業債 寝屋川北部流域下水道事業 <span style="float: right;">20,900</span>

## 2. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		6,955,319	21,007	6,976,326
固定資産購入費		115,830	21,007	136,837
	無形固定資産購入費	110,801	21,007	131,808
支出合計		6,955,319	21,007	6,976,326



( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
寝屋川北部 流域下水道費	21,007	1. 寝屋川北部流域下水道事業建設負担金 21,007

継 続 費 に

継続費について前前事業年度末までの支払義務発生額、前事業年度末までの支払義務発生

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年 割 額	同 左 財 源			
					企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	
資本的支出	整備事業費	汚 水 公 共 道 下 水 普 及 地 区 未 普 及 地 区 整 備 事 業	令和 4	補正前の額	23,000	20,700	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	23,000	20,700	-	-
			5	補正前の額	339,020	302,700	15,000	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	339,020	302,700	15,000	-
			6	補正前の額	323,020	279,100	10,000	-
				補正額	32,300	5,600	26,600	-
				補正後の額	355,320	284,700	36,600	-
			7	補正前の額	3,510	3,100	-	-
				補正額	417,410	320,700	66,500	-
				補正後の額	420,920	323,800	66,500	-
			8	補正前の額	-	-	-	-
				補正額	425,620	316,100	82,000	-
				補正後の額	425,620	316,100	82,000	-
			9	補正前の額	-	-	-	-
				補正額	4,600	4,100	-	-
				補正後の額	4,600	4,100	-	-
			計	補正前の額	688,550	605,600	25,000	-
				補正額	879,930	646,500	175,100	-
				補正後の額	1,568,480	1,252,100	200,100	-

# 関 する 調 査 書

見込額及び当該事業年度以降の支払義務発生予定額並びに事業の進捗状況等に関する調査書

(単位：千円)

内 訳		前前年度末 までの 支払義務 発生額	前年度末 までの 支払義務 発生額 (見込)額	当該年度 支払義務 発生額 予定額	当該年度 支払義務 発生額 予定額	翌年度 以降の 支払義務 発生額 予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	備 考
建設改良 積立金	当年度損 益勘定留 保資金							
-	2,300	-	7,840	-	7,840	-	1.2	通次繰越 15,160
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	2,300	-	7,840	-	7,840	-	0.5	
-	21,320	-	-	354,180	354,180	-	51.4	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	21,320	-	-	354,180	354,180	-	22.6	
-	33,920	-	-	-	-	323,020	-	
-	100	-	-	-	-	32,300	-	
-	34,020	-	-	-	-	355,320	-	
-	410	-	-	-	-	3,510	-	
-	30,210	-	-	-	-	417,410	-	
-	30,620	-	-	-	-	420,920	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	27,520	-	-	-	-	425,620	-	
-	27,520	-	-	-	-	425,620	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	500	-	-	-	-	4,600	-	
-	500	-	-	-	-	4,600	-	
-	57,950	-	7,840	354,180	362,020	326,530	52.6	
-	58,330	-	-	-	-	879,930	-	
-	116,280	-	7,840	354,180	362,020	1,206,460	23.1	

議案第 100 号

枚方市学校事故等調査委員会条例の制定について

次のとおり枚方市学校事故等調査委員会条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市学校事故等調査委員会を設置するため。

枚方市学校事故等調査委員会条例

(設置)

第1条 枚方市立の小学校又は中学校で発生した重大な事故等の事実関係及び再発防止対策を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市学校事故等調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校事故等の事実関係及び再発防止対策について調査審議する。

2 前項の学校事故等は、次に掲げる事故等で枚方市立の小学校又は中学校に係るものとする。

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第5条第2項に規定する学校の管理下において発生した事故で教育委員会が重大であると認めるもの
- (2) 総合型放課後事業において発生した事故で教育委員会が重大であると認めるもの
- (3) その理由が学校生活と密接に関係すると教育委員会が認める児童又は生徒の自殺（自殺が疑われる死亡を含む。）でいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に該当しないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する事故等で教育委員会が特に認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、委員会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(委員の報酬)

第6条 委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の報酬の額は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 委員会の会議への出席 日額22,000円
- (2) 関係者からの聴取等による調査又は当該調査に係る資料の作成 時間額11,000円

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。ただし、副委員長については、委員長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長（委員長が定められていない場合にあっては、教育委員会）が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

(会議の非公開等)

第9条 委員会の会議は、非公開とする。

2 委員会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第10条 委員会は、2以上の学校事故等に関して諮問を受けた場合において、必要があると認めるときは、部会を置き、その決議をもって委員会の決議とすることができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 第7条第2項から第4項までの規定は部会長及び副部会長について、前2条の規定は部会の会議について準用する。

(関係者に対する協力要請)

第11条 委員会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 101 号

枚方市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について

次のとおり枚方市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を廃止するため。

枚方市条例第 号

枚方市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

枚方市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第 102 号

枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例の廃止について

次のとおり枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制を行うこととするため。

枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例（平成30年枚方市条例第28号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた廃止前の枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項若しくは第2項又は第13条第2項の規定による許可又は変更許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第7条第1項の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第1項の許可を受ける者に関する旧条例第9条第3項、第12条第1項、第13条第5項、第14条から第21条まで、第22条（休止に係る部分を除く。）、第23条、第24条第1項及び第3項から第5項まで並びに第25条から第31条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第24条第1項及び第3項から第5項まで並びに第25条第1項の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該許可に係る旧条例第2条第1項に規定する土砂埋立て等を2月以上休止する者にあつては、当該休止をする日から起算して2月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にされた旧条例第24条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第12条第1項第4号及び第5号、第19条第2項、第29条第1項並びに第30条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為並びに附則第3項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 103 号

枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

次のとおり枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 補償基礎額を見直すため。

枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

枚方市消防団員等公務災害補償条例（昭和40年枚方市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「12,440」を「12,500」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に、「10,670」を「10,800」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

新 (改正後)	旧 (現 行)																														
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 [略]</p>																														
<p>別表 補償基礎額表 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="210 1161 1099 1406"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>12,500円</u></td> <td><u>13,350円</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>10,800</u></td> <td><u>11,650</u></td> <td><u>12,500</u></td> </tr> </tbody> </table>	階 級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	[略]	分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>	<p>別表 補償基礎額表 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 1161 2056 1406"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>12,440円</u></td> <td><u>13,320円</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>10,670</u></td> <td><u>11,550</u></td> <td><u>12,440</u></td> </tr> </tbody> </table>	階 級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	[略]	分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
階 級		勤務年数																													
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																												
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	[略]																												
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>																												
階 級	勤務年数																														
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																												
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	[略]																												
分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>																												

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800	部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670
備考 [略]				備考 [略]			

議案第 104 号

枚方市人権尊重のまちづくり条例の一部改正について

次のとおり枚方市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 事業者の責務、市民の役割等を定めるため。

枚方市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例

枚方市人権尊重のまちづくり条例（平成16年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第1項中「すべて」を「全て」に改め、第3項中「差別をなくし」を「人権侵害を許さず」に改め、第4項中「性別」の次に「、性的指向、性自認」を、「障害」の次に「、疾病」を加え、「ことも事実である」を削り、第6項を第7項とし、第5項中「人権尊重の機運が国際的に高まる中で、私たち」を「私たちは、人権意識の醸成に努め、」に、「、男女が共同して参画できるまちを築いていくことが、今こそ必要とされている」を「を築いていかなければならない」に改め、同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

それらが複合的に絡み合うことにより、被害がさらに深刻なものになるとともに、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。

第1条中「の責務」を「及び事業者の責務並びに市民の役割」に、「高揚」を「醸成」に、「」を「」の推進に必要な事項を定めることにより、人権施策を総合的かつ計画的に」に、「すべて」を「全て」に改める。

第2条第1項中「積極的」を「総合的かつ計画的」に改め、同条第2項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第3条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、人権尊重の視点に立って事業活動を行うとともに、人権が尊重されるまちづくりを推進するよう努めなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重されるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

（人権侵害行為の禁止）

第5条 何人も差別的言動、いじめ、虐待、プライバシーの侵害その他あらゆる人権侵害行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を行ってはならない。

2 市、事業者及び市民は、一体となって人権意識の醸成を図るとともに、人権侵害行為の防止に努めるものとする。

（基本計画）

第6条 市長は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本理念並びに人権教育及び人権啓発の推進、人権相談及び支援体制の充実その他人権施策を効果的に推進するために必要な事項を定める基本的な計画を策定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。</u></p> <p>また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。</p> <p>この理念をまちづくりに生かし、あらゆる<u>人権侵害を許さず</u>、一人ひとりを大切にすまちを実現することは、私たちの願いである。</p> <p>しかしながら、今日もなお、人種、民族、信条、性別、<u>性的指向、性自認、障害、疾病、社会的身分等による人権侵害が存在している。</u></p> <p><u>それらが複合的に絡み合うことにより、被害がさらに深刻なものになるとともに、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。</u></p> <p><u>私たちは、人権意識の醸成に努め、一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやる心豊かな住みよいまちを築いていかなければならない。</u></p> <p>そこで、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに本市の人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、私たち一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、ここに、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する市及び事業者の責務並びに<u>市民の役割</u>を明らかにするとともに、人権意識の醸成及び人権擁護</p>	<p><u>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。</u></p> <p>また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。</p> <p>この理念をまちづくりに生かし、あらゆる<u>差別をなくし</u>、一人ひとりを大切にすまちを実現することは、私たちの願いである。</p> <p>しかしながら、今日もなお、人種、民族、信条、性別、障害、社会的身分等による人権侵害が存在している<u>ことも事実である。</u></p> <p><u>人権尊重の機運が国際的に高まる中で、私たち一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやる心豊かな住みよいまち、男女が共同して参画できるまちを築いていくことが、今こそ必要とされている。</u></p> <p>そこで、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに本市の人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、私たち一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、ここに、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する市の責務を明らかにするとともに、人権意識の<u>高揚</u>及び人権擁護に資する施策（以下「人権</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進に必要な事項を定めることにより、<u>人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人の人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。</u></p> <p>（市の責務）</p> <p>第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすよう努めるとともに、<u>人権施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</u></p> <p>2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、大阪府、関係団体等との連携を図るとともに、<u>必要な推進体制の充実に努めなければならない。</u></p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第3条 <u>事業者は、人権尊重の視点に立って事業活動を行うとともに、人権が尊重されるまちづくりを推進するよう努めなければならない。</u></p> <p>（市民の役割）</p> <p>第4条 <u>市民は、互いの人権を尊重するとともに、自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重されるまちづくりを推進するよう努めるものとする。</u></p> <p>（人権侵害行為の禁止）</p> <p>第5条 <u>何人も差別的言動、いじめ、虐待、プライバシーの侵害その他あらゆる人権侵害行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を行ってはならない。</u></p> <p>2 <u>市、事業者及び市民は、一体となって人権意識の醸成を図るとともに、人権侵害行為の防止に努めるものとする。</u></p> <p>（基本計画）</p>	<p>施策」という。）を推進し、もって<u>すべての人の人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。</u></p> <p>（市の責務）</p> <p>第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすよう努めるとともに、<u>人権施策を積極的に推進するものとする。</u></p> <p>2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、大阪府、関係団体等との連携を図るとともに、<u>必要な推進体制の充実に努めるものとする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第6条 <u>市長は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本理念並びに人権教育及び人権啓発の推進、人権相談及び支援体制の充実その他人権施策を効果的に推進するために必要な事項を定める基本的な計画を策定するものとする。</u></p> <p>第7条 [略]</p>	<p>第3条 [略]</p>

議案第 105 号

枚方市事務分掌条例の一部改正について

次のとおり枚方市事務分掌条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 部の分掌する事務を変更するため。

枚方市条例第 号

枚方市事務分掌条例の一部を改正する条例

枚方市事務分掌条例（昭和46年枚方市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市民生活部の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 介護保険料に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 部及び室の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>市民生活部</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 介護保険料に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 部及び室の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>市民生活部</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p>

議案第 106 号

枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 級別基準職務を整理するため。
- 2 教育職に係る給料月額を改定するため。

枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

(枚方市職員給与条例の一部改正)

第1条 枚方市職員給与条例(昭和23年枚方市条例第103号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表4級の項中「係長の職務」を 「1 係長の職務  
2 主査の職務」に改め、

別表第1の2の表5級の項中「監督の職務」を 「1 監督の職務  
2 業務主査の職務」に改め、

別表第1の3の表2級の項中「3 相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務」を

「3 主査の職務  
4 相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務」に改める。

別表第5を次のように改める。



## 別表第5（第5条関係）

## 教育職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	178,300 円	194,300 円	296,900 円
	2	179,800	196,300	299,600
	3	181,300	198,400	302,600
	4	182,800	200,400	305,400
	5	184,500	202,100	307,700
	6	186,400	204,200	310,400
	7	188,200	206,200	313,200
	8	190,000	208,300	315,800
	9	191,700	210,300	318,300
	10	193,700	213,100	321,100
	11	195,700	215,600	323,900
	12	197,500	218,100	326,800
	13	199,200	220,900	329,700
	14	201,300	222,500	331,800
	15	203,300	223,800	334,100
	16	205,400	225,400	336,400
	17	207,400	227,000	338,600
	18	210,000	227,800	340,800
	19	212,300	228,600	343,100
	20	214,600	229,400	345,300
	21	217,000	230,400	347,500
	22	218,600	231,600	349,800
	23	220,000	233,700	352,200
	24	221,600	235,700	354,600
	25	222,900	237,200	357,000
	26	223,600	239,300	359,000
	27	224,300	241,300	361,000
	28	225,000	243,200	363,000
	29	225,800	244,200	364,900
	30	226,900	246,800	366,800
	31	228,700	249,600	368,600
	32	230,500	252,300	370,500
	33	231,800	255,000	372,500
	34	233,600	257,600	374,400
	35	235,400	260,000	376,200
	36	237,000	262,400	378,000
	37	237,700	264,000	379,900
	38	239,300	266,300	381,700
	39	240,900	268,900	383,400
	40	242,500	271,500	385,100
	41	244,100	274,000	386,800
	42	245,400	276,000	388,600
	43	246,600	278,000	390,400
	44	247,900	280,000	392,100
	45	248,500	282,100	393,700
	46	249,900	284,000	395,500
	47	251,400	286,100	397,300
	48	252,900	288,100	399,200
	49	254,100	289,800	400,900
	50	255,300	292,100	402,600
	51	256,400	294,400	404,300
	52	257,300	296,700	405,900
	53	258,000	298,400	407,300
	54	259,200	300,700	408,600
	55	260,300	303,000	409,800
	56	261,400	305,100	411,000
	57	262,200	306,800	412,600
	58	263,200	309,200	413,800
	59	264,100	311,600	415,100
	60	265,000	313,900	416,400
	61	265,900	315,800	417,400

62	267,000	318,000	418,800
63	268,000	320,400	420,100
64	269,000	322,600	421,500
65	269,700	324,500	422,500
66	270,900	326,800	423,600
67	272,100	329,100	424,800
68	273,300	331,300	426,000
69	274,400	333,400	426,800
70	275,500	335,600	428,000
71	276,700	337,700	429,200
72	277,900	339,800	430,400
73	278,600	341,900	431,300
74	279,800	344,100	431,900
75	281,000	346,300	432,500
76	282,200	348,500	433,100
77	283,400	350,400	433,800
78	284,500	352,200	434,400
79	285,500	354,000	435,000
80	286,500	355,900	435,600
81	287,500	357,700	436,000
82	288,600	359,500	436,500
83	289,700	361,100	437,000
84	290,800	362,900	437,500
85	291,600	364,400	437,800
86	292,600	366,100	438,100
87	293,600	367,700	438,400
88	294,600	369,400	438,700
89	295,400	371,100	439,100
90	296,300	372,500	439,400
91	297,200	373,800	439,700
92	298,100	375,200	440,000
93	298,500	376,800	440,200
94	299,300	378,100	440,500
95	300,100	379,400	440,800
96	300,900	380,700	441,100
97	301,800	381,800	441,400
98	302,600	382,600	441,700
99	303,400	383,500	442,000
100	304,200	384,400	442,300
101	305,000	385,500	442,600
102	305,500	386,500	442,800
103	306,000	387,500	443,000
104	306,400	388,500	443,200
105	306,600	389,400	443,400
106	306,800	390,400	443,600
107	307,100	391,300	443,800
108	307,300	392,300	444,000
109	307,500	393,100	444,200
110	307,800	394,100	444,400
111	308,000	395,100	444,600
112	308,300	396,100	444,800
113	308,500	396,700	445,000
114	308,800	397,600	
115	309,100	398,500	
116	309,400	399,400	
117	309,600	400,300	
118	309,900	401,100	
119	310,200	401,900	
120	310,400	402,700	
121	310,600	403,500	
122	310,800	404,300	
123	311,000	405,000	
124	311,200	405,800	
125	311,400	406,100	
126	311,600	406,500	
127	311,800	407,100	

128	312,000	407,400	
129	312,200	407,900	
130	312,400	408,300	
131	312,600	408,900	
132	312,800	409,300	
133	313,000	409,600	
134	313,200	410,000	
135	313,400	410,400	
136	313,600	410,800	
137	313,800	411,200	
138	314,000	411,600	
139	314,200	412,000	
140	314,400	412,400	
141	314,600	412,800	
142	314,800	413,100	
143	315,000	413,400	
144	315,200	413,700	
145	315,400	413,900	
146	315,600	414,200	
147	315,800	414,500	
148	316,000	414,800	
149	316,200	415,100	
150	316,400	415,300	
151	316,600	415,500	
152	316,800	415,700	
153	317,000	415,900	
154	317,200	416,100	
155	317,400	416,300	
156	317,600	416,500	
157	317,800	416,700	
158		416,900	
159		417,100	
160		417,300	
161		417,500	
定年前再任用 短時間勤務職 員	182,160	221,840	265,680

備考

- 1 この表は、教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該額に勤務時間条例第2条第4項の規定による当該職員の勤務時間の数を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その数に10円未満の端数を生じたときは、5円未満はこれを切り捨て、5円以上はこれを10円に切り上げる。）をそれぞれ加算した額とする。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

## 別表第4（第4条関係）

## 教育職給料表

職務 の級 号給	1級	
	給料月額	
1		178,300 円
2		179,800
3		181,300
4		182,800
5		184,500
6		186,400
7		188,200
8		190,000
9		191,700
10		193,700
11		195,700
12		197,500
13		199,200
14		201,300
15		203,300
16		205,400
17		207,400
18		210,000
19		212,300
20		214,600
21		217,000
22		218,600
23		220,000
24		221,600
25		222,900
26		223,600
27		224,300
28		225,000
29		225,800
30		226,900
31		228,700
32		230,500
33		231,800
34		233,600
35		235,400
36		237,000
37		237,700
38		239,300
39		240,900
40		242,500
41		244,100
42		245,400
43		246,600
44		247,900
45		248,500
46		249,900
47		251,400
48		252,900
49		254,100
50		255,300
51		256,400
52		257,300
53		258,000
54		259,200
55		260,300
56		261,400
57		262,200
58		263,200
59		264,100
60		265,000
61		265,900

62	267,000
63	268,000
64	269,000
65	269,700
66	270,900
67	272,100
68	273,300
69	274,400
70	275,500
71	276,700
72	277,900
73	278,600
74	279,800
75	281,000
76	282,200
77	283,400
78	284,500
79	285,500
80	286,500
81	287,500
82	288,600
83	289,700
84	290,800
85	291,600
86	292,600
87	293,600
88	294,600
89	295,400
90	296,300
91	297,200
92	298,100
93	298,500
94	299,300
95	300,100
96	300,900
97	301,800
98	302,600
99	303,400
100	304,200
101	305,000
102	305,500
103	306,000
104	306,400
105	306,600
106	306,800
107	307,100
108	307,300
109	307,500
110	307,800
111	308,000
112	308,300
113	308,500
114	308,800
115	309,100
116	309,400
117	309,600
118	309,900
119	310,200
120	310,400
121	310,600
122	310,800
123	311,000
124	311,200
125	311,400
126	311,600
127	311,800

128	312,000
129	312,200
130	312,400
131	312,600
132	312,800
133	313,000
134	313,200
135	313,400
136	313,600
137	313,800
138	314,000
139	314,200
140	314,400
141	314,600
142	314,800
143	315,000
144	315,200
145	315,400
146	315,600
147	315,800
148	316,000
149	316,200
150	316,400
151	316,600
152	316,800
153	317,000
154	317,200
155	317,400
156	317,600
157	317,800

備考 この表は、教育職員に適用する。

## 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中枚方市職員給与条例別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）別表第5の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の枚方市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。



新 (改正後)	旧 (現 行)												
別表第 1 (第 5 条関係) 級 別 基 準 職 務 表	別表第 1 (第 5 条関係) 級 別 基 準 職 務 表												
1 行政職給料表級別基準職務表	1 行政職給料表級別基準職務表												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基 準 と な る 職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td> <u>1 係長の職務</u>  <u>2 主査の職務</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 級</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基 準 と な る 職 務	4 級	<u>1 係長の職務</u> <u>2 主査の職務</u>	9 級	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基 準 と な る 職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td><u>係長の職務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 級</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基 準 と な る 職 務	4 級	<u>係長の職務</u>	9 級	[略]
職務の級	基 準 と な る 職 務												
4 級	<u>1 係長の職務</u> <u>2 主査の職務</u>												
9 級	[略]												
職務の級	基 準 と な る 職 務												
4 級	<u>係長の職務</u>												
9 級	[略]												
2 技能労務職給料表級別基準職務表	2 技能労務職給料表級別基準職務表												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基 準 と な る 職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td> <u>1 監督の職務</u>  <u>2 業務主査の職務</u> </td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基 準 と な る 職 務	5 級	<u>1 監督の職務</u> <u>2 業務主査の職務</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基 準 と な る 職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td><u>監督の職務</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基 準 と な る 職 務	5 級	<u>監督の職務</u>				
職務の級	基 準 と な る 職 務												
5 級	<u>1 監督の職務</u> <u>2 業務主査の職務</u>												
職務の級	基 準 と な る 職 務												
5 級	<u>監督の職務</u>												

新（改正後）	旧（現行）																				
<p>3 医療職給料表級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 339 378 395">職務の級</th> <th data-bbox="383 339 1075 395">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 399 378 454">1 級</td> <td data-bbox="383 399 1075 454">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 458 378 678">2 級</td> <td data-bbox="383 458 1075 678">                     1 課長代理の職務                      2 係長の職務                      3 <u>主査の職務</u>                      4 <u>相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 681 378 737">3 級</td> <td data-bbox="383 681 1075 737">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 740 378 796">4 級</td> <td data-bbox="383 740 1075 796">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1 級	[略]	2 級	1 課長代理の職務 2 係長の職務 3 <u>主査の職務</u> 4 <u>相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務</u>	3 級	[略]	4 級	[略]	<p>3 医療職給料表級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 339 1348 395">職務の級</th> <th data-bbox="1352 339 2045 395">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 399 1348 454">1 級</td> <td data-bbox="1352 399 2045 454">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 458 1348 678">2 級</td> <td data-bbox="1352 458 2045 678">                     1 課長代理の職務                      2 係長の職務                      3 <u>相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 681 1348 737">3 級</td> <td data-bbox="1352 681 2045 737">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 740 1348 796">4 級</td> <td data-bbox="1352 740 2045 796">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1 級	[略]	2 級	1 課長代理の職務 2 係長の職務 3 <u>相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務</u>	3 級	[略]	4 級	[略]
職務の級	基準となる職務																				
1 級	[略]																				
2 級	1 課長代理の職務 2 係長の職務 3 <u>主査の職務</u> 4 <u>相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務</u>																				
3 級	[略]																				
4 級	[略]																				
職務の級	基準となる職務																				
1 級	[略]																				
2 級	1 課長代理の職務 2 係長の職務 3 <u>相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務</u>																				
3 級	[略]																				
4 級	[略]																				

議案第 107 号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

次のとおり市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 地方自治法の改正に伴い、所要の整備を行うため。

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年枚方市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条第2項中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>法第243条の2の7第1項</u>の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>法第243条の2第1項</u>の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

議案第 108 号

枚方市附属機関条例の一部改正について

次のとおり枚方市附属機関条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会の設置等を行うため。

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の表小中学校体育館空調設備整備D B O事業者選定審査会の項を削り、同表枚方市健康増進計画審議会の項の次に次のように加える。

枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会	公共施設への電力供給等業務を行う事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 関係行政機関の職員	答申の日まで
--------------------------	------------------------------	------	--	--------

別表1の表枚方市風俗営業等審査会の項の次に次のように加える。

枚方市ふるさと寄附金推進事業支援事業者選定審査会	ふるさと寄附金推進事業を支援する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者	
--------------------------	------------------------------	------	---	--

別表1の表枚方市包括外部監査人選定審査会の項の次に次のように加える。

枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定委員会	歩行者利便増進道路における公募占用指針の策定及び利便増進誘導区域の占用予定者の選定に関する審査	4人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	答申の日まで
------------------------	---	------	---------------------------------------	--------

別表1の表枚方市予防接種健康被害調査会の項の次に次のように加える。

枚方市立小中学校教室等空調設備更新D B O事業者選定審査会	市立の小中学校及び中学校の教室等の空調設備の更新に伴う設計、施工及び維持管理を行う事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 関係行政機関の職員	答申の日まで
枚方市立総合福祉会館E S C O事業者選定審査会	枚方市立総合福祉会館の施設のE S C O事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 関係行政機関の職員	答申の日まで

別表1の表枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会の項の次に次のように加える。

枚方市立幼児療育園跡地活用事業者選定審査	枚方市立幼児療育園の跡地を活用する事業者の選定に関する審査	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 市民団体又は関係団体を	答申の日まで
----------------------	-------------------------------	------	--	--------

会		代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が 適当と認める者	
---	--	--	--

別表2の表に次のように加える。

枚方市立中学校 学校全員給 食事業PFI 事業者選 定審査会	市立の中学校の全ての生徒に対する給食を実施するための調理施設の整備及び運営事業者の選定に関する調査審議	5人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 教育に関する専門的知識を有する者	答申 の日 まで
--	---	----------	---	----------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



新（改正後）					旧（現 行）				
別表（第1条、第2条関係）					別表（第1条、第2条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間	名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
障害者地域 生活支援事 業者選定審 査会	[略]	[略]	[略]		障害者地域 生活支援事 業者選定審 査会	[略]	[略]	[略]	
					<u>小中学校体 育館空調設 備整備DB 〇事業者選 定審査会</u>	<u>市立の小学校及び 中学校の体育館の 空調設備の設計、 施工及び維持管理 を行う事業者の選 定に関する審査</u>	<u>5人 以内</u>	<u>(1) 学識経験を有 する者 (2) 関係行政機関 の職員</u>	<u>答申の 日まで</u>
枚方市健康 増進計画審 議会	[略]	[略]	[略]		枚方市健康 増進計画審 議会	[略]	[略]	[略]	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会	公共施設への電力供給等業務を行う事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 関係行政機関の職員	答申の日まで					
枚方市風俗営業等審査会	[略]	[略]	[略]		枚方市風俗営業等審査会	[略]	[略]	[略]	
枚方市ふるさと寄附金推進事業支援事業者選定審査会	ふるさと寄附金推進事業を支援する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者						
枚方市包括外部監査人選定審査会	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市包括外部監査人選定審査会	[略]	[略]	[略]	[略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定委員会	歩行者利便増進道路における公募占用指針の策定及び利便増進誘導区域の占用予定者の選定に関する審査	4人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	答申の日まで					
枚方市窓口関連業務等最適化検討支援事業者選定審査会	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市窓口関連業務等最適化検討支援事業者選定審査会	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市予防接種健康被害調査会	[略]	[略]	[略]		枚方市予防接種健康被害調査会	[略]	[略]	[略]	
枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業者選定審査会	市立の小中学校及び中学校の教室等の空調設備の更新に伴う設計、施工及び維持管理を行う事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 関係行政機関の職員	答申の日まで					

新（改正後）					旧（現 行）				
枚方市立総合福祉会館 E S C O 事業者選定審査会	枚方市立総合福祉会館の施設の E S C O 事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 関係行政機関の職員	答申の日まで					
枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市立幼児療育園跡地活用事業者選定審査会	枚方市立幼児療育園の跡地を活用する事業者の選定に関する審査	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者	答申の日まで					

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現行）				
			(3) <u>市民団体又は関係団体を代表する者</u> (4) <u>前3号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が<u>適当と認める者</u></u>						
2 教育委員会の附属機関					2 教育委員会の附属機関				
名称	担任事務	委員の定数	委員の構成	委員の委嘱期間	名称	担任事務	委員の定数	委員の構成	委員の委嘱期間
枚方市支援教育充実審議会	[略]	[略]	[略]		枚方市支援教育充実審議会	[略]	[略]	[略]	
枚方市立中学校全員給食事業PFI事業者選定審査会	市立の中学校の全ての生徒に対する給食を実施するための調理施設の整備及び運営事業者の選定に関する調査審議	5人以内	(1) <u>学識経験を有する者</u> (2) <u>経理に関する専門的知識を有する者</u> (3) <u>教育に関する専門的知識を有</u>	答申の日まで					

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           する者         </div>	<div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>
<div style="border: 1px solid black; height: 686px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; height: 686px;"></div>

議案第 109 号

枚方市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり枚方市国民健康保険条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 大阪府国民健康保険運営方針を踏まえ、保険料率等を見直すため。
- 2 退職被保険者に関する規定を削除するため。

枚方市国民健康保険条例の一部を改正する条例

枚方市国民健康保険条例（昭和54年枚方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「第37条第1項に規定する医療（結核に係るものに限る。）又は感染症法」を削り、同号を同項第2号とし、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「、精神保健福祉法」を削り、同号を同項第4号とし、同条第3項中「第1項第2号に掲げる医療又は第1項第3号」を「第1項各号」に改める。

第10条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号イ中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号ロ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号へ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号ロ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ハ中「（二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号ニ中「収入」の次に「の額」を加え、「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた、」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削り、「除く。）の額」を「除く。）」に改める。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、「100円未満」を「1円未満」に改める。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 所得割 法第82条の3第1項及び第3項の規定により大阪府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率



(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

ロ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） イに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） イに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第13条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は10円未満」を「1円未満」に改める。

第14条から第16条までを次のように改める。

第14条から第16条まで 削除

第16条の2を削る。

第17条中「又は第14条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同じ。）」を削り、「650,000円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額」に改める。

第17条の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を「充てる部分」に改め、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ロ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた、」を削る。

第17条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、「100円未満」を「1円未満」に改める。

第17条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第17条の5第1項第3号イを次のように改める。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

第17条の5第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は10円未満」を「1円未満」に改める。

第17条の6から第17条の9までを次のように改める。

第17条の6から第17条の9まで 削除

第17条の10中「又は第17条の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同じ。)」を削り、「200,000円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額」に改める。

第17条の11第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ロ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条の12中「100円未満」を「1円未満」に改める。

第17条の14第1項各号を次のように改める。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第17条の14第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は10円未満」を「1円未満」に改める。

第17条の15中「170,000円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額」に改める。

第19条第3項中「若しくは第14条」及び「若しくは第17条の6」を削り、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第20条第1項中「増加」を「増加し、」に、「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「なつた若しくは」を「なつた、若しくは」に改め、「若しくは第14条」及び「若しくは第17条の6」を削り、「又は第17条の12」を「、第17条の12」に、「又は第24条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める」を「、第24条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第24条の4第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第24条の4第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に掲げる額、第24条の5第1項各号(同条第3項又は第4項の規定によ

り読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に掲げる額又は同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に掲げる」に、「する。)又は」を「する。)若しくは」に、「日又は」を「日若しくは」に改め、同条第2項中「若しくは第14条」及び「若しくは第17条の6」を削り、「又は」を「、」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める」を「、第24条の4第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第24条の4第4項第1号に掲げる額、第24条の5第1項各号に掲げる額又は同条第5項各号に掲げる」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「又は第14条」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「又は第14条」及び「又は第17条の6」を削り、同条第4項中「又は第14条」を削る。

第24条の4第1項中「又は第16条」を削り、同条第3項中「又は第16条」及び「又は第17条の8」を削り、同条第4項第1号中「又は第16条」を削り、同条第6項中「又は第16条」及び「又は第17条の8」を削る。

第24条の5第1項中「又は第14条」を削り、同条第3項中「又は第14条」及び「又は第17条の6」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第14条」を削り、同条第7項中「又は第14条」及び「又は第17条の6」を削り、同条第8項中「又は第14条」を削る。

第26条第1項中「20日以内」を「30日以内」に改める。

第27条第3項中「ついて」の次に「、規則で定める」を加える。

第29条第2項中「は、」の次に「規則で定めるやむを得ない理由があると認める場合を除き、納期限までに」を加える。

## 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定(同条第3項中「若しくは第14条」及び「若しくは第17条の6」を削る部分を除く。)、第20条の改正規定(同条第1項中「若しくは第14条」及び「若しくは第17条の6」を削る部分並びに同条第2項中「若しくは第14条」及び「若しくは第17条の6」を削る部分を除く。)、第26条の改正規定及び第27条の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市国民健康保険条例(第20条及び第26条を除く。)の規定は、令和6年度以後の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第20条の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に賦課する保険料について適用する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（精神・結核医療給付金）</p> <p>第6条の2 被保険者が次に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第37条の2第1項に規定する医療</p> <p>2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要した費用の額から当該医療について次に定める額を控除した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 被保険者が法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び感染症法以外の法令の規定により医療に関する給付を受</p>	<p>（精神・結核医療給付金）</p> <p>第6条の2 被保険者が次に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。</p> <p>(1) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第29条第1項又は第29条の2第1項に規定する医療</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第37条第1項に規定する医療（結核に係るものに限る。）又は感染症法第37条の2第1項に規定する医療</u></p> <p>2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要した費用の額から当該医療について次に定める額を控除した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>精神保健福祉法の規定により負担される額（精神保健福祉法第31条の規定により徴収された費用の額を除く。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 被保険者が法、<u>精神保健福祉法</u>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び感染症法以外の法令の規定により医療</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>けることができる者であるときは、当該給付により負担される額</p> <p>3 本市は、被保険者が第1項各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者が保険医療機関等に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の範囲内において、世帯主に代わり、支払うことができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第24条、第24条の4及び第24条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p>	<p>に関する給付を受けることができる者であるときは、当該給付により負担される額</p> <p>3 本市は、被保険者が第1項第2号に掲げる医療又は第1項第3号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者が保険医療機関等に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の範囲内において、世帯主に代わり、支払うことができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第24条、第24条の4及び第24条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ハ～ホ [略]</p> <p>ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（<u>大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り</u>、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ハ～ホ [略]</p> <p>ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（<u>退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</u></p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>イ [略]</p> <p>ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額のうち、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を除く額</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金<del>の額並びに算定政令第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額を除く。</del>）</p>	<p>イ [略]</p> <p>ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金<del>（二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）</del>（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額のうち、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を除く額</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた、法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）</u>の額並びに算定政令第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額を除く。）の額</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>（基礎賦課額）</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、その世帯に属する<u>被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、その額に<u>1円未満</u>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額）</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>は、その世帯に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（<u>一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額</u>）の合計額とする。この場合において、その額に<u>100円未満</u>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
<p>（基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第12条 前条の所得割額は、<u>被保険者に係る</u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第12条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に係る</u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第</p>



新（改正後）	旧（現行）
<p>1 項、第35条第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 3 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 2 の 6 第11項又は第35条の 3 第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 2 項（同法第12条第 5 項及び第16条第 2 項において準用する場合を含む。第24条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第12条第 6 項及び第16条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。同号において「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>第 1 項、第35条第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 3 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 2 の 6 第11項又は第35条の 3 第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 2 項（同法第12条第 5 項及び第16条第 2 項において準用する場合を含む。第24条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第12条第 6 項及び第16条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。同号において「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 [略]</p> <p>（基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第13条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割 法第82条の3第1項及び第3項の規定により大阪府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>(3) <u>世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</u></p> <p><u>ロ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>イに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>ハ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）</u> <u>イに定めるところ</u></p>	<p>2 [略]</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第13条 <u>一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の48.2に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の31.1に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(3) <u>世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の20.7に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>により算定した額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満</u>の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>第14条から第16条まで</u> 削除</p>	<p><u>者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p>ロ 特定世帯 <u>イに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>ハ 特定継続世帯 <u>イに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額）</u></p> <p><u>第14条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</u></p> <p><u>第15条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第17条 第11条の基礎賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p>	<p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p>第16条 第14条の被保険者均等割額は、第13条の規定により算定した額と同額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第16条の2 第14条の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第6条第1項の規定による退職被保険者（以下「退職被保険者」という。）の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第13条第1項第3号ロに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第13条第1項第3号ハに定めるところにより算定した額</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第17条 第11条又は第14条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同じ。）は、650,000円を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第17条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第24条、第24条の4及び第24条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に<u>充てる部分</u>に限る。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第17条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯</p>	<p>第17条の2 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額（第24条、第24条の4及び第24条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に<u>係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限る。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた、</u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第17条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、その額に<u>1円未満</u>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第17条の4 前条の所得割額は、<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第17条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>(3) <u>世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</u></p>	<p>に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（<u>一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額</u>）の合計額とする。この場合において、その額に<u>100円未満</u>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>（<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第17条の4 前条の所得割額は、<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>（<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第17条の5 <u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の48.4に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(3) <u>世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</u></p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>第17条の6 から第17条の9まで 削除</u></p>	<p><u>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20.6に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</u></p> <p><u>第17条の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第17条の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第17条の10 第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されている国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。</p>	<p>算定)</p> <p>第17条の8 第17条の6の被保険者均等割額は、第17条の5の規定により算定した額と同額とする。</p> <p>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）</p> <p>第17条の9 第17条の6の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第17条の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第17条の5第1項第3号ロに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第17条の5第1項第3号ハに定めるところにより算定した額</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第17条の10 第17条の3又は第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同</p>



新（改正後）	旧（現行）
<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第17条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第24条及び第24条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第17条の12 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。この場合において、その額に<u>1円未満</u>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>じ。)は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第17条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第24条及び第24条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>)の額</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第17条の12 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。この場合において、その額に<u>100円未満</u>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第17条の14 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第17条の15 第17条の12の介護納付金賦課額は、<u>各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額</u>を超えることができない。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期等)</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第17条の14 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割 介護納付金賦課総額の100分の44.9に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の55.1に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第17条の15 第17条の12の介護納付金賦課額は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期等)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第19条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に規定する各納期の納付額は、当該年度における第11条の基礎賦課額、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額及び第17条の12の介護納付金賦課額の合算額を同項に規定する納期の数で除して得た額とする。ただし、納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、<u>全て</u>最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）</p> <p>第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が<u>増加し、若しくは減少し、若しくは</u>1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第11条の基礎賦課額（被保険者数が<u>増加し、若しくは減少した</u>場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が<u>増加し、若しくは減少した</u>場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者</p>	<p>第19条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に規定する各納期の納付額は、当該年度における第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第17条の3若しくは第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額及び第17条の12の介護納付金賦課額の合算額を同項に規定する納期の数で除して得た額とする。ただし、納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、<u>すべて</u>最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）</p> <p>第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が<u>増加若しくは減少し、又は</u>1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額（被保険者数が<u>増加若しくは減少した</u>場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第17条の3若しくは第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が<u>増加若しくは減少した</u>場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>に係る世帯別平等割額を除く。）<u>第17条の12の介護納付金賦課額、第24条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第24条の4第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第24条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額、第24条の5第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額又は同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条の基礎賦課額、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額、第17条の12の介護納付金賦課額、第24条第1項各号に定める額、第24条の4第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第24条の4第4項第1号に掲げる額、第24条の5第1項各号に掲げる額又は同条第5項各号に掲げる額の算定は、その納付</p>	<p>当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）<u>又は第17条の12の介護納付金賦課額又は第24条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第17条の3若しくは第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額又は第17条の12の介護納付金賦課額又は第24条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれか</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第24条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額)とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p>	<p>に該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第24条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額)とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>545,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の3」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とある</p>	<p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の12」と、「第17</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>のは「第17条の15」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第24条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（当該額に端数がある場合は、第13条第2項の規定の例により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第17条の5」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と、前項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第24条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率</p>	<p>条」とあるのは「第17条の15」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第24条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（当該額に端数がある場合は、第13条第2項の規定の例により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第17条の5又は第17条の8」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と、前項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第24条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>に第24条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において読み替えて準用する第13条第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）を控除して得た額</p> <p>(2) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第17条の5」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と、前項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第24条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。</p>	<p>該保険料率に第24条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において読み替えて準用する第13条第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）を控除して得た額</p> <p>(2) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第17条の5又は第17条の8」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と、前項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第24条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。</p>



新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の3」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第24条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の3」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17</p>	<p>この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第24条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>条の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第6項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（保険料の督促）</p> <p>第26条 納付義務者が納期限までに保険料を納付しない場合においては、市長は、納期限後<u>30日以内</u>に、期限を指定して督促状を発しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（延滞金）</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、納付義務者が納期限までにその保険料を納付しなかつたことについて、<u>規則で定める</u>やむを得ない理由があると認める場合は、第1項に規定する延滞金を減免することができる。</p> <p>（保険料の減免）</p> <p>第29条 [略]</p>	<p>2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第6項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（保険料の督促）</p> <p>第26条 納付義務者が納期限までに保険料を納付しない場合においては、市長は、納期限後<u>20日以内</u>に、期限を指定して督促状を発しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（延滞金）</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、納付義務者が納期限までにその保険料を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合は、第1項に規定する延滞金を減免することができる。</p> <p>（保険料の減免）</p> <p>第29条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、<u>規則で定めるやむを得ない理由があると認める場合を除き、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>

議案第 110 号

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏見 隆

提案理由 個人番号を利用することができる事務及び情報の範囲を見直すため。

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「中国残留邦人等支援給付関係情報」の次に「、法第9条第3項に規定する戸籍関係情報」を加え、同表8の項中「実施」の次に「、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給」を加え、「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表21の項中「による保護に準じた措置」を「に準じた保護」に改め、「実施」の次に「、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表に次のように加える。

22	市長	若者の入院に係る医療費に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報、国民健康保険関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報又は外国人生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの
----	----	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）				旧（現 行）			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
項	執行機関	事 務	特定個人情報	項	執行機関	事 務	特定個人情報
1				1			
削除				削除			
2	[略]	[略]	[略]	2	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	医療保険給付関係情報、身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報、生活保護実施関係情報、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、養育医療関係情報、後期高齢者医療給付等関係情報、中国残留邦人等	3	[略]	[略]	医療保険給付関係情報、身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報、生活保護実施関係情報、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、養育医療関係情報、後期高齢者医療給付等関係情報、中国残留邦人等

新（改正後）				旧（現 行）			
			支援給付関係情報、 <u>法第9条第3項に規定する戸籍関係情報</u> 、 <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> 又は <u>外国人生活保護実施関係情報</u> であって規則で定めるもの				支援給付関係情報、 <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> 又は <u>外国人生活保護実施関係情報</u> であって規則で定めるもの
8	[略]	生活保護法による保護の決定及び実施、 <u>就労自立給付金の支給</u> 、 <u>進学準備給付金の支給</u> 又は <u>徴収金の徴収</u> に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報、 <u>精神障害者保健福祉手帳関係情報</u> 、 <u>地方税関係情報</u> 又は <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの	8	[略]	生活保護法による保護の決定及び実施又は <u>徴収金の徴収</u> に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報、 <u>精神障害者保健福祉手帳関係情報</u> 又は <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの
21	[略]	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に <u>準じた保護の決定</u> 及び実施、 <u>就労自立給付金の支給</u> 、 <u>進学準備</u>	身体障害者手帳関係情報、 <u>精神障害者保健福祉手帳関係情報</u> 、 <u>地方税関係情報</u> 又は <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの	21	[略]	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による <u>保護に準じた措置の決定</u> 及び実施又は <u>徴収金の徴収</u>	身体障害者手帳関係情報、 <u>精神障害者保健福祉手帳関係情報</u> 又は <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
		<p><u>備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>				<p>に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
22	市長	<p><u>若者の入院に係る医療費に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報、国民健康保険関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報又は外国人生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの</u></p>				



議案第 111 号

枚方市基金条例の一部改正について

次のとおり枚方市基金条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市新型コロナウイルス感染症対策応援基金を廃止するため。

枚方市条例第 号

枚方市基金条例の一部を改正する条例

枚方市基金条例（昭和59年枚方市条例第25号）の一部を次のように改正する。  
別表1の表枚方市新型コロナウイルス感染症対策応援基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)																						
<p>別表 (第 1 条関係)</p> <p>1 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金</p> <table border="1" data-bbox="192 472 1093 1123"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 472 499 525">名 称</th> <th data-bbox="499 472 1093 525">設 置 の 目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 571 499 831">枚方市国民健康保険 財政調整基金</td> <td data-bbox="499 571 1093 831">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 831 499 927">枚方市まち・ひと・し ごと創生基金</td> <td data-bbox="499 831 1093 927">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 927 499 1023">枚方市ひらかた万博 推進基金</td> <td data-bbox="499 927 1093 1023">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1023 499 1123">枚方宿地区賑わい創 出基金</td> <td data-bbox="499 1023 1093 1123">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設 置 の 目 的	枚方市国民健康保険 財政調整基金	[略]	枚方市まち・ひと・し ごと創生基金	[略]	枚方市ひらかた万博 推進基金	[略]	枚方宿地区賑わい創 出基金	[略]	<p>別表 (第 1 条関係)</p> <p>1 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金</p> <table border="1" data-bbox="1149 472 2049 1123"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 472 1456 525">名 称</th> <th data-bbox="1456 472 2049 525">設 置 の 目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 571 1456 683">枚方市国民健康保険 財政調整基金</td> <td data-bbox="1456 571 2049 683">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 683 1456 831"><u>枚方市新型コロナウイルス感 染症対策応 援基金</u></td> <td data-bbox="1456 683 2049 831"><u>新型コロナウイルス感染症対策に係る支援に 要する資金に充てるため。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 831 1456 927">枚方市まち・ひと・し ごと創生基金</td> <td data-bbox="1456 831 2049 927">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 927 1456 1023">枚方市ひらかた万博 推進基金</td> <td data-bbox="1456 927 2049 1023">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1023 1456 1123">枚方宿地区賑わい創 出基金</td> <td data-bbox="1456 1023 2049 1123">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設 置 の 目 的	枚方市国民健康保険 財政調整基金	[略]	<u>枚方市新型コロナウイルス感 染症対策応 援基金</u>	<u>新型コロナウイルス感染症対策に係る支援に 要する資金に充てるため。</u>	枚方市まち・ひと・し ごと創生基金	[略]	枚方市ひらかた万博 推進基金	[略]	枚方宿地区賑わい創 出基金	[略]
名 称	設 置 の 目 的																						
枚方市国民健康保険 財政調整基金	[略]																						
枚方市まち・ひと・し ごと創生基金	[略]																						
枚方市ひらかた万博 推進基金	[略]																						
枚方宿地区賑わい創 出基金	[略]																						
名 称	設 置 の 目 的																						
枚方市国民健康保険 財政調整基金	[略]																						
<u>枚方市新型コロナウイルス感 染症対策応 援基金</u>	<u>新型コロナウイルス感染症対策に係る支援に 要する資金に充てるため。</u>																						
枚方市まち・ひと・し ごと創生基金	[略]																						
枚方市ひらかた万博 推進基金	[略]																						
枚方宿地区賑わい創 出基金	[略]																						

議案第 112 号

枚方市介護保険条例の一部改正について

次のとおり枚方市介護保険条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 保険料率を改定するため。

枚方市介護保険条例の一部を改正する条例

枚方市介護保険条例（平成12年枚方市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「35,400円」を「34,300円」に改め、同項第2号中「49,600円」を「47,800円」に改め、同項第3号中「53,100円」を「52,000円」に改め、同項第4号中「63,700円」を「67,800円」に改め、同項第5号中「70,800円」を「75,300円」に改め、同項第6号中「81,400円」を「86,600円」に改め、同号ロ中「又は第14号ロ」を「、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ」に改め、同項第7号中「85,000円」を「90,400円」に改め、同号ロ中「又は第14号ロ」を「、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ」に改め、同項第8号中「88,500円」を「94,100円」に改め、同号イ中「200万円」を「210万円」に改め、同号ロ中「又は第14号ロ」を「、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ」に改め、同項第9号中「106,200円」を「113,000円」に改め、同号イ中「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」に改め、同号ロ中「又は第14号ロ」を「、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ」に改め、同項第10号中「109,800円」を「128,000円」に改め、同号イ中「300万円」を「320万円」に、「400万円」を「420万円」に改め、同号ロ中「又は第14号ロ」を「、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ」に改め、同項第11号中「123,900円」を「146,900円」に改め、同号イ中「400万円」を「420万円」に、「600万円」を「520万円」に改め、同号ロ中「又は第14号ロ」を「、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ」に改め、同項第12号中「131,000円」を「158,200円」に改め、同号イ中「600万円」を「520万円」に、「800万円」を「620万円」に改め、同号ロ中「又は第14号ロ」を「、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ」に改め、同項第13号中「148,700円」を「169,500円」に改め、同号イ中「800万円」を「620万円」に、「1,000万円」を「720万円」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ、第15号ロ又は第16号ロ」に改め、同項第14号中「162,900円」を「173,200円」に改め、同号イ中「1,000万円」を「720万円」に、「1,500万円」を「820万円」に改め、同号ロ中「部分を除く。）」の次に「、次号ロ又は第16号ロ」を加え、同項第15号中「177,100円」を「222,200円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号の次に次の2号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 192,000円

- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 207,100円

- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「21,200円」を「21,500円」に改め、同条第3項中「21,200円」を「21,500円」に、「31,900円」を「32,800円」に改め、同条第4項中「21,200円」を「21,500円」に、「49,600円」を「51,600円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>67,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>75,300円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,600円</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条に規定する保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>90,400円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,100円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,700円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,400円</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条に規定する保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ <u>又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>85,000円</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>イ [略]</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>94,100円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が120万円以上<u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>113,000円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>210万円</u>以上<u>320万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は</u></p>	<p>イ [略]</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>88,500円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が120万円以上<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>106,200円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>200万円</u>以上<u>300万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>第16号ロに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>128,000円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>320万円以上420万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>146,900円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>420万円以上520万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第13号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>158,200円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>520万円以上620万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>109,800円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>300万円以上400万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>123,900円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>400万円以上600万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第13号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>131,000円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>600万円以上800万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ (同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>169,500円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>620万円以上720万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ (同号イ(1)に係る部分を除く。))、<u>次号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>173,200円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>720万円以上820万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ (同号イ(1)に係る部分を除く。))、<u>次号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>192,000円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>820万円以上1,000万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該</p>	<p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ (同号イ(1)に係る部分を除く。))、次号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>148,700円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>800万円以上1,000万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ (同号イ(1)に係る部分を除く。)) <u>又は次号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>162,900円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>1,000万円以上1,500万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ (同号イ(1)に係る部分を除く。)) に該当する者を除く。)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(16) 次のいずれかに該当する者 207,100円</u></p> <p><u>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(17) 前各号のいずれにも該当しない者 222,200円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者については、保険料の減額賦課を行うものとし、その者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,500円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、前項中「<u>21,500円</u>」とあるのは、「<u>32,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,500円</u>」とあるのは、「<u>51,600円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 177,100円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者については、保険料の減額賦課を行うものとし、その者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,200円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、前項中「<u>21,200円</u>」とあるのは、「<u>31,900円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,200円</u>」とあるのは、「<u>49,600円</u>」と読み替えるものとする。</p>

議案第 113 号

枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する等について

次のとおり枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する等につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 指定地域密着型サービスに関する基準等を変更するため。

枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例

(枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成24年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないものとする。
- (2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第36条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第53条中「第47条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。
- (2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第47条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第61条の9中「第61条の2に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

(2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第61条の2に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第61条の30中「第61条の22に規定する基本方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

(2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第61条の22に規定する基本方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第68条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第73条中「第62条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

(2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第62条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第93条の2第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第109条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第109条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第125条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第129条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第132条中「及び第107条」を「、第107条及び第109条の2」に改める。

第152条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第154条中「及び第102条」を「、第102条及び第109条の2」に改める。

第171条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第172条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第178条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第183条中「及び第61条の17第1項から第4項まで」を「、第61条の17第1項から第4項まで及び第109条の2」に改める。

第194条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第196条中「第4項まで」の次に「、第109条の2」を加える。

第203条に次の1項を加える。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第210条中「及び第109条」を「、第109条及び第109条の2」に改める。

（枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例（平成24年枚方市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第



48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第35条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

第45条中「第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないものとする。
- (2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第57条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第67条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討)

第67条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第84条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第88条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する

医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第91条中「及び第65条」を「、第65条及び第67条の2」に改める。

（枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第29条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第30条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求め

に依り自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

第42条第1項中「、交付」を削る。

(枚方市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 枚方市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第27条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

(枚方市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 枚方市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第47号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第23条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第28条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第49条中「、第32条及び第32条の2」を「及び第32条から第32条の3まで」に改める。

第53条中「、第32条の2」を「から第32条の3まで」に改める。

（枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないものとする。
- (2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第35条の見出しを「（揭示等）」に改め、同条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条に

において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

第55条中「第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。
- (2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第73条中「第65条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。
- (2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第65条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第86条中「第81条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。
- (2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第81条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第96条中「次の各号に掲げる者」を「医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士(第3号において「医師等」という。)」に、「第91条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

る。

(2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第91条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、医師等の区分に応じ規則で定めるところによるものとする。

第106条中「第100条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

(2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第100条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第141条中「第137条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

(2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第137条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第156条第2項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第167条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第167条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第175条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第180条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条第2号を削り、同条第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同条第2号とし、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第192条第2号を削り、同条第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同条第2号とし、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第193条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。））」を削る。

第195条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第203条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削る。

第205条中「及び第167条」を「、第167条及び第167条の2」に改める。

第208条中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「には、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める設備を規則で定める基準に従い備えなければならない」を「の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする」に改め、同条各号を削り、同条に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。

- (1) ユニット
- (2) 廊下
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項の設備の基準は、規則で定める。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第210条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定め

る措置を講じなければならない。

第215条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第216条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第229条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第229条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第235条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第238条中「及び第160条」を「、第160条及び第167条の2」に改める。

第256条中「第250条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。
- (2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第250条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。



第257条第3項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

4 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第262条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第274条中「第267条に規定する基本方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

(2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第267条に規定する基本方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第275条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

（枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第56条の4の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重

要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第60条中「第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないものとする。
- (2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第78条中第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

- 8 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 9 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第88条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 6 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条中「次の各号に掲げる者」を「医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士（第3号において「医師等」という。）」に、「第89条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。
- (2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第89条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、医師等の区分に応じ規則で定めるところによるものとする。

第127条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

6 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第138条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第141条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加える。

第142条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第142条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第159条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第175条第2号を削り、同条第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第176条第2号を削り、同条第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第177条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第179条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第181条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に改める。

第183条中「及び第142条」を「、第142条及び第142条の2」に改める。

第193条中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「には、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める設備を規則で定める基準に従い備えなければならない」を「の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする」に改め、同条各号を削り、同条に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。

- (1) ユニット
- (2) 廊下
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項の設備の基準は、規則で定める。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第196条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第197条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第212条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第212条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第216条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなけれ

ばならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第219条中「第56条の4」の次に「から第56条の8まで、第56条の10」を加え、「（第56条の9第2項を除く。）」を削り、「及び第141条の2」を「、第141条の2及び第142条の2」に改める。

第236条中「第56条の4」の次に「から第56条の8まで、第56条の10」を加え、「（第56条の9第2項を除く。）」を削り、「第213条まで」を「第212条まで、第213条」に改める。

第248条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第252条中「第239条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。
- (2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第239条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第266条中「第256条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。
- (2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第256条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第267条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第26条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第27条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第35条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第36条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)に

より公衆の閲覧に供しなければならない。

第42条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討)

第42条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第54条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第34条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求

めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討)

第36条の2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第51条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例(平成26年枚方市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター」を「地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)」に、「法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)」に改める。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を、規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。

第6条中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改める。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「利用者又は」を「利用申込者又は」に改め、「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この節及び次節において同じ。)」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。



第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第24条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第33条中第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（枚方市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条 枚方市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条中第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第25条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第12条 枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第34条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接

続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第39条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第51条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第13条 枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

（虐待の防止に関する経過措置）

2 令和9年3月31日までの間、第6条の規定による改正後の枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新居宅サービス等基準条例第92条に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第41条の2（新居宅サービス等基準条例第99条において準用する場合に限る。）並びに第7条の規定による改正後の枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新介護予防サービス等基準条例第90条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第56条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第95条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に関する経過措置）

3 令和9年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第33条の2（新居宅サービス等基準条例第99条において準用する場合に限る。）及び新介護予防サービス等基準条例第56条の2の2（新介護予防サービス等基準条例第95条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(枚方市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

第14条 枚方市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第52号）は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条中枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第73条、第86条、第96条及び第141条の改正規定並びに第7条中枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第78条、第88条、第97条及び第127条の改正規定 令和6年6月1日

(2) 第1条中枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例第36条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）、第2条中枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例第35条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）、第3条中枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第30条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）、第6条中枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第35条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）及び第262条の改正規定（同条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える部分に限る。）、第7条中枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第56条の4の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）及び第248条の改正規定（同条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える部分に限る。）、第8条中枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第36条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）、第9条中枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第34条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）、第10条中枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例第24条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）、第11条中枚方市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第25条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）並びに第12条中枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第34条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。） 令和7年4月1日

(身体的拘束等の適正化に関する経過措置)

2 令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第93条の2第3項及

び第203条第3項、第2条の規定による改正後の枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第57条第3項、第6条の規定による改正後の枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第156条第4項（新居宅サービス等基準条例第182条の3及び第189条において準用する場合を含む。）、第175条第4項、第195条第4項及び第210条第4項並びに第7条の規定による改正後の枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第138条第3項（新介護予防サービス等基準条例第161条、第166条の3及び第173条において準用する場合を含む。）及び第179条第3項（新介護予防サービス等基準条例第198条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者等の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討に関する経過措置）

- 3 令和9年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第109条の2（新地域密着型サービス基準条例第132条、第154条、第183条、第196条及び第210条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第67条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第91条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の枚方市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第32条の3（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第167条の2（新居宅サービス等基準条例第182条、第182条の3、第189条、第205条（新居宅サービス等基準条例第217条において準用する場合を含む。）及び第238条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第142条の2（新介護予防サービス等基準条例第161条、第166条の3、第173条、第183条（新介護予防サービス等基準条例第198条において準用する場合を含む。）及び第219条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第42条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）、第9条の規定による改正後の枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第36条の2（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第12条の規定による改正後の枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第39条の3（新介護医療院基準条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「検討しなければ」とあるのは、「検討するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に関する経過措置）

4 令和9年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第229条の2及び新介護予防サービス等基準条例第212条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

5 令和9年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第178条第1項(新地域密着型サービス基準条例第196条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の枚方市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第27条第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第28条第1項(新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第35条第1項(新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第33条第1項(新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第33条第1項(新介護医療院基準条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例関係]            （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）</p> <p>第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、<u>次の各号に掲げる</u>ところによるものとする。</p> <p>(1) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>（掲示等）</u></p> <p>第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込</p>	<p>[枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例関係]            （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）</p> <p>第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、<u>第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>（掲示）</u></p> <p>第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、<u>次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第47条に規定する基本方針及び前条に</u></p>	<p>者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、<u>第47条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、<u>次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第61条の2に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（指定療養通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第61条の30 指定療養通所介護の方針は、<u>次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p>	<p>（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、<u>第61条の2に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（指定療養通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第61条の30 指定療養通所介護の方針は、<u>第61条の22に規定する基本方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第61条の22に規定する基本方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（利用定員等）            第68条 〔略〕</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第125条及び附則第3項において「指定居宅サービス事業等」という。）について、3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>（利用定員等）            第68条 〔略〕</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）</u>の運営（第125条及び附則第3項において「指定居宅サービス事業等」という。）について、3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護の方針は、<u>次の各号に掲げる</u>ところによるものとする。</p> <p>(1) <u>指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第62条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第93条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護の方針は、<u>第62条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第93条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）</u></p> <p><u>第109条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。</u></p> <p>（管理者による管理）</p> <p>第125条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うものが提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>（管理者による管理）</p> <p>第125条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うものが提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限り</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第129条 [略]</p> <p><u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能</u></p>	<p>でない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第129条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>7</u> [略]</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第132条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第102条、第105条、<u>第107条及び第109条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第152条 [略]</p> <p><u>2</u> 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき<u>協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、<u>協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4</u> 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、<u>第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第132条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第102条、第105条<u>及び第107条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第152条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p>7 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第154条 第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、<u>第102条及び第109条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第171条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第156条第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、<u>当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めてお</u>か</p>	<p>2 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第154条 第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで<u>及び第102条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第171条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第156条第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>なければならない。</p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>（管理者による管理）</p> <p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等（規則で定める施設を含む。）の職務（規則で定める職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第178条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	<p>（管理者による管理）</p> <p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等（規則で定める施設を含む。）</u>の職務（規則で定める職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>（協力病院等）</p> <p>第178条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。</u></p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>い。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p>（準用）</p> <p>第183条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、<u>第61条の17第1項から第4項まで及び第109条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において必要な読替は、規則で定める。</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第194条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p>	<p><u>2 [略]</u></p> <p>（準用）</p> <p>第183条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15<u>及び第61条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において必要な読替は、規則で定める。</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第194条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 [略]</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（準用）</p> <p>第196条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで、<u>第109条の2</u>、第158条から第160条まで、第164条、第167条、第169条から第173条まで及び第177条から第182条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（身体的拘束等の禁止）</p> <p>第203条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第210条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第90条から第93条まで、第96条から第98条まで、第100条、第101条、第103条から第107条まで、<u>第109条及び第109条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p>	<p>（準用）</p> <p>第196条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで、第158条から第160条まで、第164条、第167条、第169条から第173条まで及び第177条から第182条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（身体的拘束等の禁止）</p> <p>第203条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第210条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第90条から第93条まで、第96条から第98条まで、第100条、第101条、第103条から第107条まで<u>及び第109条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例関係]</p> <p>（利用定員等）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第84条及び附則第3項において「指定居宅サービス事業等」という。）について、3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p><u>（揭示等）</u></p> <p>第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービ</p>	<p>[枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例関係]</p> <p>（利用定員等）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）</u>の運営（第84条及び附則第3項において「指定居宅サービス事業等」という。）について、3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p><u>（揭示）</u></p> <p>第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービ</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>スの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第45条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、<u>次の各号に掲げる</u>ところによるものとする。</p> <p>(1) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p>	<p>スの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第45条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、<u>第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところ</u>によるものとする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（身体的拘束等の禁止）</p> <p>第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）</u></p> <p>第67条の2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。</u></p>	<p>（身体的拘束等の禁止）</p> <p>第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（管理者による管理）</p> <p>第84条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うものが提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第88条 [略]</p> <p>2 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p>	<p>（管理者による管理）</p> <p>第84条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うものが提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第88条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p><u>8 [略]</u></p> <p>（準用） 第91条 第14条、第15条、第17条、第18条、第26条、第27条、第29条、第31条の2、第34条から第37条まで、第39条から第42条まで（第40条第5項及び第41条第4項を除く。）、第60条、第63条、第65条及び第67条の2</p>	<p><u>2 [略]</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p>（準用） 第91条 第14条、第15条、第17条、第18条、第26条、第27条、第29条、第31条の2、第34条から第37条まで、第39条から第42条まで（第40条第5項及び第41条第4項を除く。）、第60条、第63条及び第65条の規定は、指</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>[枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (協力医療機関等)</p> <p>第29条 [略]</p> <p><u>2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院し</u></p>	<p>定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>[枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (協力医療機関等)</p> <p>第29条 [略]</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>た後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>7</u> [略] (<u>揭示等</u>)</p> <p>第30条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「<u>重要事項</u>」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>軽費老人ホームは、原則として、前2項の規定による揭示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第42条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条に</p>	<p>2 [略] (<u>揭示</u>)</p> <p>第30条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第42条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、<u>交付</u>、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>[枚方市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係] <u>（協力医療機関等）</u></p> <p>第27条 養護老人ホームは、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場</u></p>	<p>の条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>[枚方市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係] <u>（協力病院等）</u></p> <p>第27条 養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>5 <u>養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>[枚方市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係] 目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—<u>第32条の3</u>）</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 [略]</p> <p>第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当</p>	<p>2 [略]</p> <p>[枚方市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係] 目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—<u>第32条の2</u>）</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 [略]</p> <p>第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>2 <u>特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p><u>（協力医療機関等）</u></p> <p>第28条 特別養護老人ホームは、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	<p>を定めておかなければならない。</p> <p><u>（協力病院等）</u></p> <p>第28条 特別養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討)</u></p> <p><u>第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p>(準用)</p> <p>第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、</p>	<p><u>2 [略]</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 [略]</u></p> <p>(準用)</p> <p>第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から<u>第32条の3</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第49条 第4条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び<u>第32条から第32条の3</u>までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、<u>第32条から第32条の3</u>まで、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>[枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>（指定訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第25条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、<u>次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p>	<p>第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から<u>第32条の2</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第49条 第4条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、<u>第32条及び第32条の2</u>の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、<u>第32条、第32条の2</u>、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>[枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>（指定訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第25条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、<u>第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(1) <u>指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>(揭示等)</u></p> <p>第35条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において単に「<u>重要事項</u>」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定訪問介護事業者は、原則として、前2項の規定による揭示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）に</u></p>	<p><u>(揭示)</u></p> <p>第35条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>より公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）</p> <p>第55条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、<u>次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（指定訪問看護の具体的取扱方針）</p> <p>第73条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、<u>次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p>	<p>（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）</p> <p>第55条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、<u>第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（指定訪問看護の具体的取扱方針）</p> <p>第73条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、<u>第65条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第65条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）</p> <p>第86条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定訪問リハビリテーションの方針は、<u>次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第81条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）</p> <p>第96条 <u>医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士（第3号に</u></p>	<p>（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）</p> <p>第86条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定訪問リハビリテーションの方針は、<u>第81条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）</p> <p>第96条 <u>次の各号に掲げる者の行う指定居宅療養管理指導の方針は、第91</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>において「医師等」という。)の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第91条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、医師等の区分に応じ規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第106条 指定通所介護の方針は、<u>次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第100条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p>	<p><u>条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>医師又は歯科医師</u></p> <p>(2) <u>薬剤師</u></p> <p>(3) <u>歯科衛生士又は管理栄養士</u></p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第106条 指定通所介護の方針は、<u>第100条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>る。</u></p> <p>（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）</p> <p>第141条 指定通所リハビリテーションの方針は、<u>次の各号に掲げるところ</u>によるものとする。</p> <p>(1) <u>指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第137条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（指定短期入所生活介護の取扱方針）</p> <p>第156条 [略]</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）</p> <p>第141条 指定通所リハビリテーションの方針は、<u>第137条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>（指定短期入所生活介護の取扱方針）</p> <p>第156条 [略]</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>3 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>4 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討)</u></p> <p><u>第167条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。</u></p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第175条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第175条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第180条 [略]                      2～4 [略]  <u>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u>                      6 [略]</p> <p>第191条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同</p>	<p>第180条 [略]                      2～4 [略]                      5 [略]</p> <p>第191条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士</u></p> <p>(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 <u>（前号に該当するものを除く。）</u> 医師、薬</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>法に規定する看護補助者をいう。)、理学療法士又は作業療法士及び栄養士</p> <p>(3) 診療所である指定短期入所療養介護事業所（前号に該当するものを除く。） 看護職員又は介護職員</p> <p>(4) [略]</p> <p>第192条 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める設備を規則で定める基準に従い備えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備</p> <p>(3) 診療所である指定短期入所療養介護事業所（前号に該当するものを除く。） 浴室、機能訓練を行うための場所及び規則で定める床面積を有する病室</p> <p>(4) [略] (対象者)</p>	<p>剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。)、理学療法士又は作業療法士及び栄養士</p> <p>(4) 診療所である指定短期入所療養介護事業所（前2号に該当するものを除く。） 看護職員又は介護職員</p> <p>(5) [略]</p> <p>第192条 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める設備を規則で定める基準に従い備えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所</u> 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（<u>ユニット型指定介護療養型医療施設（枚方市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第52号）第40条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）</u>）に関するものを除く。）</p> <p>(3) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所（前号に該当するものを除く。） 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備</p> <p>(4) 診療所である指定短期入所療養介護事業所（前2号に該当するものを除く。） 浴室、機能訓練を行うための場所及び規則で定める床面積を有する病室</p> <p>(5) [略] (対象者)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第193条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>（指定短期入所療養介護の取扱方針）</p> <p>第195条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第203条 指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定短期入所</p>	<p>第193条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、<u>診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）</u>において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>（指定短期入所療養介護の取扱方針）</p> <p>第195条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第203条 指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定短期入所</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>療養介護事業所の種類の区分に応じ、規則で定める定員を超える数の利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第175条に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第174条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者）に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第205条 第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第28条、第33条の2、第35条、第36条、第38条から第42条まで（第40条第2項を除く。）、第57条、第109条、第111条、第145条、第153条、第154条第2項、<u>第167条及び第167条の2</u>の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p>	<p>療養介護事業所の種類の区分に応じ、規則で定める定員を超える数の利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第175条に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第174条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者）に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第205条 第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第28条、第33条の2、第35条、第36条、第38条から第42条まで（第40条第2項を除く。）、第57条、第109条、第111条、第145条、第153条、第154条第2項及び<u>第167条</u>の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>第208条 <u>介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</u></p>	<p>第208条 <u>ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）には、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める設備を規則で定める基準に従い備えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）</u></p> <p>(4) <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に關す</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>2 療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。</u></p> <p>(1) <u>ユニット</u></p> <p>(2) <u>廊下</u></p> <p>(3) <u>機能訓練室</u></p> <p>(4) <u>浴室</u></p> <p>(5) <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u></p> <p><u>3 前項の設備の基準は、規則で定める。</u></p> <p><u>4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</u></p> <p>（指定短期入所療養介護の取扱方針）</p> <p>第210条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p>	<p><u>るものに限る。）</u></p> <p>（指定短期入所療養介護の取扱方針）</p> <p>第210条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第215条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> [略] (定員の遵守)</p> <p>第216条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、規則で定める定員を超える数の利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第193条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第191条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者）に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>第215条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5</u> [略] (定員の遵守)</p> <p>第216条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、規則で定める定員を超える数の利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第193条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第191条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者）に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所</u></p> <p>(3) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（口腔衛生の管理）</u></p> <p>第229条の2 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第235条 [略]</p> <p><u>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指</u></p>	<p>（協力医療機関等）</p> <p>第235条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p>7 [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第238条 第13条、第14条、第23条、第28条、第33条の2、第35条から第37条まで、第38条、第39条、第41条から第42条まで、第56条、第57条、第111条、第112条、<u>第160条及び第167条の2</u>の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）</p> <p>第256条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、<u>次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の</u></p>	<p>2 [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第238条 第13条、第14条、第23条、第28条、第33条の2、第35条から第37条まで、第38条、第39条、第41条から第42条まで、第56条、第57条、第111条、第112条<u>及び第160条</u>の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）</p> <p>第256条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、<u>第250条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、第250条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（福祉用具貸与計画の作成等）</p> <p>第257条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</u></p> <p><u>4 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、当該福祉用具貸与計画の変更を規則で定める基準に従い行うものとする。</u></p> <p>（<u>掲示等及び目録の備え付け</u>）</p> <p>第262条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程</p>	<p>（福祉用具貸与計画の作成等）</p> <p>第257条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、当該福祉用具貸与計画の変更を規則で定める基準に従い行うものとする。</u></p> <p>（<u>掲示及び目録の備え付け</u>）</p> <p>第262条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定福祉用具貸与事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）</p> <p>第274条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、<u>次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第267条に規定する基本方針に基づき規</u></p>	<p>の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）</p> <p>第274条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、<u>第267条に規定する基本方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>則で定めるところによるものとする。</u>            （特定福祉用具販売計画の<u>作成等</u>）</p> <p>第275条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u></p> <p>[枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例関係]  <u>（掲示等）</u></p> <p>第56条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第56条に規定する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公</u></p>	<p>（特定福祉用具販売計画の<u>作成</u>）</p> <p>第275条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例関係]  <u>（掲示）</u></p> <p>第56条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第56条に規定する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>（指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針）</p> <p>第60条 <u>介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）</p> <p>第78条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 <u>指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用</u></p>	<p>（指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針）</p> <p>第60条 <u>介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）</p> <p>第78条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>9 <u>前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>10 [略]</p> <p>（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）</p> <p>第88条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>6 <u>前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>7 [略]</p> <p>（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）</p> <p>第97条 <u>医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士（第3号において「医師等」という。）の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又</u></p>	<p>8 [略]</p> <p>（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）</p> <p>第88条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）</p> <p>第97条 <u>次の各号に掲げる者の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、第89条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>医師又は歯科医師</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p><u>(2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、第89条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、医師等の区分に応じ規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第127条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>6 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第138条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は</p>	<p>(2) 薬剤師</p> <p>(3) <u>歯科衛生士又は管理栄養士</u></p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第127条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第138条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第141条 [略]</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画に位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する利用者の定員を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p> <p><u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）</u></p> <p>第142条の2 <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定める</u></p>	<p>身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第141条 [略]</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画に位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する利用者の定員を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>ところにより、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第159条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p>第175条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第159条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 [略]</u></p> <p>第175条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士</p> <p>(3) 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所（前号に該当するものを除く。） 看護職員又は介護職員</p> <p>(4) [略]</p> <p>第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める設備を規則で定める基準に従い備えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備</p>	<p><u>養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士</u></p> <p>(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所（前号に該当するものを除く。） 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士</p> <p>(4) 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所（前2号に該当するものを除く。） 看護職員又は介護職員</p> <p>(5) [略]</p> <p>第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める設備を規則で定める基準に従い備えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（枚方市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第52号）第40条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）</u></p> <p>(3) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所（前号に該当するものを除く。） 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(3) 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所（前号に該当するものを除く。） 浴室、機能訓練を行うための場所及び規則で定める床面積を有する病室</p> <p>(4) [略] (対象者)</p> <p>第177条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第179条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(4) 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所（前2号に該当するものを除く。） 浴室、機能訓練を行うための場所及び規則で定める床面積を有する病室</p> <p>(5) [略] (対象者)</p> <p>第177条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、<u>診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）</u>において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第179条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（定員の遵守）</p> <p>第181条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、規則で定める定員を超える数の利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第191条に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第190条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者）に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第183条 第52条の3から第52条の7まで、第52条の9、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2の2、第56条の4、第56条の5、第56条の7から第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）、第122条の2、第122条の4、第123条、第135条、第136条第2項、</p>	<p>（定員の遵守）</p> <p>第181条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、規則で定める定員を超える数の利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第191条に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第190条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者）に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第183条 第52条の3から第52条の7まで、第52条の9、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2の2、第56条の4、第56条の5、第56条の7から第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）、第122条の2、第122条の4、第123条、第135条、第136条第2項</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>第142条及び第142条の2の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>第193条 <u>介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</u></p>	<p>及び第142条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>第193条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）には、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める設備を規則で定める基準に従い備えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）</u></p> <p>(4) <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 <u>療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。</u></p> <p>(1) <u>ユニット</u></p> <p>(2) <u>廊下</u></p> <p>(3) <u>機能訓練室</u></p> <p>(4) <u>浴室</u></p> <p>(5) <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u></p> <p>3 <u>前項の設備の基準は、規則で定める。</u></p> <p>4 <u>介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第196条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第196条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>6</u> [略]</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第197条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、規則で定める定員を超える数の利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第208条に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第206条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者）に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>（口腔衛生の管理）</u></p> <p>第212条の2 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口</u></p>	<p><u>5</u> [略]</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第197条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、規則で定める定員を超える数の利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第208条に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第206条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者）に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u></p> <p>(3) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第216条 [略]</p> <p><u>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機</u></p>	<p>（協力医療機関等）</p> <p>第216条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>7</u> [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第219条 第52条の5、第52条の6、第53条の2から第55条まで、第56条の2の2、第56条の4から第56条の8まで、<u>第56条の10</u>から第56条の11まで、第122条の4、<u>第141条の2</u>及び第142条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>(準用)</p> <p>第236条 第52条の5、第52条の6、第53条の2から第55条まで、第56条の2の2、第56条の4から第56条の8まで、<u>第56条の10</u>から第56条の11まで、第122条の4、第141条の2、第209条から<u>第212条</u>まで、<u>第213条</u>及び第215条から第217条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>(掲示等及び目録の備え付け)</p> <p>第248条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第244条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者の</p>	<p><u>2</u> [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第219条 第52条の5、第52条の6、第53条の2から第55条まで、第56条の2の2、第56条の4から第56条の11まで <u>(第56条の9第2項を除く。)</u>、第122条の4 <u>及び第141条の2</u>の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>(準用)</p> <p>第236条 第52条の5、第52条の6、第53条の2から第55条まで、第56条の2の2、第56条の4から第56条の11まで <u>(第56条の9第2項を除く。)</u>、第122条の4、第141条の2、第209条から<u>第213条</u>まで及び第215条から第217条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>(掲示及び目録の備え付け)</p> <p>第248条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第244条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者の</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）</p> <p>第252条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、<u>次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第239条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p>	<p>サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）</p> <p>第252条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、<u>第239条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第266条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、<u>次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第256条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>(特定介護予防福祉用具販売計画の作成等)</p> <p>第267条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u></p> <p>[枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する</p>	<p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第266条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、<u>第256条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第267条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>基準を定める条例関係]            （緊急時等の対応）</p> <p>第26条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第6条第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>（管理者による管理）</p> <p>第27条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等（規則で定める施設を含む。）の職務に従事することができる。</p> <p><u>（協力医療機関等）</u></p> <p>第35条 指定介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p>	<p>基準を定める条例関係]            （緊急時等の対応）</p> <p>第26条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第6条第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>（管理者による管理）</p> <p>第27条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等（規則で定める施設を含む。）</u>の職務に従事することができる。</p> <p><u>（協力病院等）</u></p> <p>第35条 指定介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 [略]</u> <u>（掲示等）</u></p> <p>第36条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p><u>2 [略]</u> <u>（掲示）</u></p> <p>第36条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力病院</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>3 指定介護老人福祉施設は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）</u></p> <p><u>第42条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p>[枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例関係]</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 [略]</u></p> <p>[枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例関係]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(医療提供困難時の対応等)</p> <p>第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状を勘案し、当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認められた場合は、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等の診療についての適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、<u>規則で定める要件を満たす協力医療機関</u>を定めておかなければならない。</p> <p>2 <u>介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である</u></p>	<p>(医療提供困難時の対応等)</p> <p>第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状を勘案し、当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認められた場合は、<u>協力病院</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等の診療についての適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(協力病院等)</p> <p>第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、<u>協力病院</u>を定めておかなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p>6 [略] (揭示等)</p> <p>第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>介護老人保健施設は、原則として、前2項の規定による揭示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討)</u></p>	<p>2 [略] (揭示)</p> <p>第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力病院</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>第36条の2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p>[枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例関係]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、<u>地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、<u>指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）</u>、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 [略]</u></p> <p>[枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例関係]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、<u>法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者</u>、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 [略] （従業者の員数）</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を、規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに、管理者を規則で定める基準に従い置かなければならない。</u></p> <p>（重要事項の説明等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもので</u></p>	<p>めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 [略] （従業者の員数）</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所ごとに、管理者を規則で定める基準に従い置かなければならない。</u></p> <p>（重要事項の説明等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>あり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この節及び次節において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p> <p>4～6 [略]</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>（保険給付の請求のための証明書の交付）</p>	<p>防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p> <p>4～6 [略]</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>（保険給付の請求のための証明書の交付）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について <u>前条第1項</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>（指定介護予防支援の委託）</p> <p>第15条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市地域包括支援センター運営等審議会の議を経なければならないことその他規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>（揭示等）</u></p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、原則として、前2項の規定による揭示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送</u></p>	<p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について <u>前条</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>（指定介護予防支援の委託）</p> <p>第15条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市地域包括支援センター運営等審議会の議を経なければならないことその他規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>（揭示）</u></p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>8 [略]</u></p> <p>[枚方市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>（重要事項の説明等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し</u>、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利</p>	<p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6 [略]</u></p> <p>[枚方市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>（重要事項の説明等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p>	<p>業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>8 [略]</p> <p><u>(揭示等)</u></p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、前2項の規定による揭示に</u></p>	<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p><u>(揭示)</u></p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>[枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>（医療提供困難時の対応等）</p> <p>第18条 介護医療院の医師は、入所者の病状を勘案し、当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた場合は、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等の診療についての適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>（協力医療機関等）</u></p> <p>第33条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、<u>規則で定める要件を満たす協力医療機関</u>を定めておかなければならない。</p> <p><u>2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する</u></p>	<p>[枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>（医療提供困難時の対応等）</p> <p>第18条 介護医療院の医師は、入所者の病状を勘案し、当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた場合は、<u>協力病院</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等の診療についての適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>（協力病院等）</u></p> <p>第33条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、<u>協力病院</u>を定めておかなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 [略]</u> <u>（掲示等）</u></p> <p>第34条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 介護医療院は、原則として、前2項の規定による掲示に加え、重要事</u></p>	<p><u>2 [略]</u> <u>（掲示）</u></p> <p>第34条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力病院</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）</u></p> <p><u>第39条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p>[枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例関係]</p> <p>附 則</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 [略]</u></p> <p>[枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例関係]</p> <p>附 則</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（虐待の防止に関する経過措置）</u></p> <p>2 <u>令和9年3月31日までの間、第6条の規定による改正後の枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新居宅サービス等基準条例第92条に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第41条の2（新居宅サービス等基準条例第99条において準用する場合に限る。）並びに第7条の規定による改正後の枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新介護予防サービス等基準条例第90条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第56条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第95条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u></p>	<p><u>（虐待の防止に関する経過措置）</u></p> <p>2 <u>令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第42条の2（新地域密着型サービス基準条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第83条、第111条、第132条、第154条、第183条、第196条及び第210条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第69条及び第91条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項、第35条の2（新軽費老人ホーム基準条例第41条及び附則第11条において準用する場合を含む。）及び附則第4条第4項、第4条の規定による改正後の枚方市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第32条、第5条の規定による改正後の枚方市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項（新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。）、第32条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び第34条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第53</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
	<p>条において準用する場合を含む。)、第6条の規定による改正後の枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新居宅サービス等基準条例第43条の3、第48条、第60条、第64条、第80条、第90条、第99条、第114条、第116条、第136条、第147条、第169条（新居宅サービス等基準条例第182条において準用する場合を含む。）、第182条の3、第189条、第205条（新居宅サービス等基準条例第217条において準用する場合を含む。）、第238条、第249条、第264条、第266条及び第277条において準用する場合を含む。）、第7条の規定による改正後の枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第56条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第64条、第76条、第86条、第95条、第125条、第144条（新介護予防サービス等基準条例第161条において準用する場合を含む。）、第166条の3、第173条、第183条（新介護予防サービス等基準条例第198条において準用する場合を含む。）、第219条、第236条、第250条、第255条及び第264条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第3条第4項、第42条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）及び第46条第3項、第9条の規定による改</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（業務継続計画の策定等に関する経過措置）</u></p> <p>3 令和9年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第33条の2（新</p>	<p><u>正後の枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項、第10条の規定による改正後の枚方市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第4項、第37条の2（新介護療養型医療施設基準条例第51条において準用する場合を含む。）及び第41条第3項、第11条の規定による改正後の枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、第12条の規定による改正後の枚方市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2（新介護医療院基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等に関する経過措置）</u></p> <p>3 令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第34条の</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>居宅サービス等基準条例第99条において準用する場合に限る。)及び新介護予防サービス等基準条例第56条の2の2（新介護予防サービス等基準条例第95条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p>	<p>2（新地域密着型サービス基準条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第83条、第111条、第132条、第154条、第183条、第196条及び第210条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第69条及び第91条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第26条の2（新軽費老人ホーム基準条例第41条及び附則第11条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第25条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第33条の2（新居宅サービス等基準条例第43条の3、第48条、第60条、第64条、第80条、第90条、第99条、第114条、第116条、第136条、第147条、第169条（新居宅サービス等基準条例第182条において準用する場合を含む。）、第182条の3、第189条、第205条（新居宅サービス等基準条例第217条において準用する場合を含む。）、第238条、第249条、第264条、第266条及び第277条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第56条の2の2（新介護予防サービス等基準条例第64条、第76条、第86条、第95条、第125条、第144条（新介護予防サービス等基準条例第161条において準用する場合を含む。）、第166条の3、第173条、第183条（新介護予防サービス等基準条例第198条において準用する場合を含む。）、第219条、第236条、第250条、第255条及び第264条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第31条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第29条の2（新介護老人保健</p>

新（改正後）	旧（現 行）
	<p><u>施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第27条の2（新介護療養型医療施設基準条例第51条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条の2（新介護医療院基準条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「<u>講じるよう努めなければ</u>」と、「実施しなければ」とあるのは「<u>実施するよう努めなければ</u>」と、「行うものとする」とあるのは「<u>行うよう努めるものとする</u>」とする。</u></p>

議案第 114 号

枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、  
設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

次のとおり枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 指定障害福祉サービスに関する基準等を変更するため。

枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第131条の4」を「第131条の5」に、「第177条の20」を「第177条の19」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定居宅介護事業所以外」に改める。

第26条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第27条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者に」を加え、同条第3項中「サービス提供責任者は、」の次に「第1項の」を加える。

第31条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第46条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該基準該当居宅介護事業所以外」に改める。

第51条第2項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第3項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第59条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第80条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第87条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関

する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第106条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第123条中「第30条」の次に「、第31条第4項」を加える。

第125条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

- 第8章第5節中第131条の4を第131条の5とし、第131条の3を第131条の4とし、第131条の2の次に次の1条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第131条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるとおりとする。

第132条中「基準該当障害福祉サービス（）」の次に「第132条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスを除く。」を加える。

第132条の2の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第132条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスに関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、規則で定めるとおりとする。

第160条第2項中「（昭和35年法律第123号）」を削る。

第173条及び第177条中「第129条」の次に「、第163条第6項」を加える。

第177条の6に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第177条の7中「過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第177条の17を削る。

第177条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問すること」を「定期的な利用者の居宅への訪問その他規則で定める方法」に改め、同条を第177条の17とする。

第177条の19を第177条の18とし、第177条の20を第177条の19とする。

第178条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第182条第3項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第185条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第186条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第186条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第186条の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される規則で定める協議会（以下この条及び第194条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第193条に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第1項の医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第194条中「、第76条」を削る。

第194条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な」に改める。

第194条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第194条の10の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の次に「及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第6項とし、同条に第1項から第5項までとして次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第194条の11中「、第76条」を削る。

第195条中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅におけ



る自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第196条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第205条中「、第76条」を削る。

第207条第1項中「第131条の4」を「第131条の5」に、「第177条の20」を「第177条の19」に改める。

附則第2項及び第3項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第143条―第144条）」を

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第143条―第144条）」を

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第144条の2）

第2節 人員に関する基準（第144条の3・第144条の4） に改める。

第3節 設備に関する基準（第144条の5）

第4節 運営に関する基準（第144条の6―第144条の9） 」

第27条第2項中「指定計画相談支援をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第144条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、法施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第144条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に、就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

（準用）

第144条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第144条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (実施主体)

第144条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

##### (評価及び整理の実施)

第144条の7 指定就労選択支援事業者は、規則で定めるところにより、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行うものとする。

##### (関係機関との連絡調整等の実施)

第144条の8 指定就労選択支援事業者は、前条の規定により実施した評価及び整理の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

##### (準用)

第144条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第128条及び第140条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。

第154条の次に次の1条を加える。

##### (就労選択支援に関する情報提供)

第154条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第168条中「及び第129条」を「、第129条及び第154条の2」に改める。

第173条及び第177条中「第129条」の次に「、第154条の2」を加える。

(枚方市指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 枚方市指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と

連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

- 5 障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第27条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される規則で定める協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第27条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移

行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第50条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、第1項の医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第57条を削り、第58条を第57条とし、第58条の2を第58条とする。

（枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第18条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第37条及び第50条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第52条第1項中「第60条」を「第59条の2」に改める。

第59条の次に次の1条を加える。

（規模）

第59条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第60条中「、就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）のうち」を削り、「もの」を「就労移行支援事業所」に改める。

第67条中「から第10条まで」を「、第9条」に改める。

第82条第1項中「、指定医療型児童発達支援（同令第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第5条 枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第54条－第58条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第54条－第58条）」を第5章の2 就労選択支援に改める。

（第58条の2－第58条の8）」

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第58条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、法施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第58条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（従業者の配置の基準）

第58条の4 就労選択支援事業者は、就労選択支援事業所に、次に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）

（実施主体）

第58条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第58条の6 就労選択支援事業者は、規則で定めるところにより、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法施行規則第6条の7の3

に規定する事項の整理を行うものとする。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第58条の7 就労選択支援事業者は、前条の規定により実施した評価及び整理の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。）その他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第58条の8 第5条、第8条、第9条、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第39条、第41条、第42条及び第43条から第47条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。

第66条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第66条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第73条第2項中「（昭和35年法律第123号）」を削る。

第78条中「及び第63条から第65条まで」を「、第63条から第65条まで及び第66条の2」に改める。

第81条中「第65条まで」の次に「、第66条の2」を加える。

(枚方市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 枚方市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

ない。

第11条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第17条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第19条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第19条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される規則で定める協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第19条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第39条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法

律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 障害者支援施設は、第1項の医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第43条を削り、第44条を第43条とし、第45条を第44条とし、第46条を第45条とする。

(枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 第7条 枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和元年枚方市条例第31号)の一部を次のように改正する。

「第4章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第67条)

目次中 第2節 人員に関する基準(第68条・第69条)を「第4章 削除」に改める。

第3節 設備に関する基準(第70条)

第4節 運営に関する基準(第71条―第77条)」

第3条(見出しを含む。)中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)」に改める。

第7条第3項を次のように改める。

- 3 前2項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第4項を削る。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導及び訓練を供与するため」を「支援」に改める。

第11条第1項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 発達支援室

第11条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 静養室

第11条第2項を次のように改める。

- 2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項各号(第4号を除く。)に掲げる設備、備品等のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。



第11条第3項中「指導及び訓練を供与するため」を「支援」に改める。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に定める額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第27条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めなければならない。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出しを「(支援)」に改め、同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第42条第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第44条中「指定児童発達支援事業者」の次に「(治療を行うものを除く。)」を加える。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第61条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導及び訓練を供与するため」を「支援」に改める。

第4章を次のように改める。

#### 第4章 削除

第67条から第77条まで 削除

第78条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第81条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導及び訓練を供与するため」を「支援」に改める。

第87条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導及び訓練を供与するため」を「支援」に改める。

第91条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」という。)を行い、及び」を「この項において単に「支援」という。)を行い、並びに」に、「訓練等を」を「支援を」に、「訓練等に」を「支援に」に、「職業訓練又は」を「職業訓練若しくは」に改める。

第97条中「第4項及び第5項を除く。)」を「第6項及び第7項を除く。）」、「第27条の2」に、「第48条まで、第50条、第51条」を「第51条まで」に、「第53条から第55条まで及び第76条」を「及び第53条から第55条まで」に改める。

第102条中「及び第5項」を削り、「第28条」を「第27条の3」に、「第48条まで、第50条、第51条」を「第51条まで」に改め、「第76条」を削る。

第103条中「第68条」及び「第68条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。))」とあり、同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあり」を削る。

第105条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「第77条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定並びに第7条中枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第50条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(地域との連携等に関する経過措置)

- 2 令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第186条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第205条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第194条の10、第3条の規定による改正後の枚方市指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第27条の2並びに第6条の規定による改正後の枚方市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第19条の2の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第186条の2第2項及び第3項並びに第194条の10第2項及び第3項、新指定障害者支援施設基準条例第27条の2第2項及び第3項並びに新障害者支援施設基準条例第19条の2第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第186条の2第4項及び第194条の10第4項、新指定障害者支援施設基準条例第27条の2第4項並びに新障害者支援施設基準条例第19条の2第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

(地域移行等意向確認担当者の選任に関する経過措置)

- 3 令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第27条の3第1項及び新障害者支援施設基準条例第19条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「選任しなければ」とあるのは、「選任するよう努めなければ」とする。

(枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「児童福祉法等改正法」という。）附則第4条第1項の規定により児童福祉法等改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされる者並びにこの条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第7条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、第7条の規定による改正後の枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和

9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

- 5 児童福祉法等改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされる者並びにこの条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第7条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第27条の2（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第84条、第85条、第89条及び第97条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新指定通所支援基準条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について  
 主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>[第1条関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 [略]</p> <p>第6章 [略]</p> <p>第7章 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>    第1節 [略]</p> <p>    第2節 [略]</p> <p>    第3節 [略]</p> <p>    第4節 [略]</p> <p>    第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第131条の2 - <u>第131条の5</u>)</p> <p>    第6節 [略]</p> <p>第9章 [略]</p> <p>第10章 [略]</p> <p>第11章 [略]</p> <p>第12章 [略]</p>	<p>[第1条関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 [略]</p> <p>第6章 [略]</p> <p>第7章 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>    第1節 [略]</p> <p>    第2節 [略]</p> <p>    第3節 [略]</p> <p>    第4節 [略]</p> <p>    第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第131条の2 - <u>第131条の4</u>)</p> <p>    第6節 [略]</p> <p>第9章 [略]</p> <p>第10章 [略]</p> <p>第11章 [略]</p> <p>第12章 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第12章の2 [略]</p> <p>第12章の3 自立生活援助</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 運営に関する基準（第177条の17－<u>第177条の19</u>）</p> <p>第13章 [略]</p> <p>第14章 [略]</p> <p>第15章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（管理者）</p> <p>第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常時勤務し、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該指定居宅介護事業所以外</u>の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>（指定居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第26条 指定居宅介護事業者は、次に掲げる具体的な方針に基づいて指定居宅介護を行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は</u></p>	<p>第12章の2 [略]</p> <p>第12章の3 自立生活援助</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 運営に関する基準（第177条の17－<u>第177条の20</u>）</p> <p>第13章 [略]</p> <p>第14章 [略]</p> <p>第15章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（管理者）</p> <p>第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常時勤務し、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の</u>職務に従事させることができるものとする。</p> <p>（指定居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第26条 指定居宅介護事業者は、次に掲げる具体的な方針に基づいて指定居宅介護を行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(居宅介護計画の作成等)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、<u>当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者に</u>交付しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、<u>第1項の居宅介護計画の作成後</u>においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定</u></p>	<p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(居宅介護計画の作成等)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</u></p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。第53条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。第53条第3項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第105号）第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準</p>	<p>（管理者）</p> <p>第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</u></p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法<u>（昭和22年法律第164号）</u>第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。第53条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。第53条第3項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第105号）第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをも</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>3 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下この項において同じ。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（指定療養介護の取扱方針）</p> <p>第59条 [略]</p> <p><u>2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p>（サービス管理責任者の責務）</p> <p>第61条 [略]</p> <p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p>	<p>って、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>3 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下この項において同じ。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（指定療養介護の取扱方針）</p> <p>第59条 [略]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p>（サービス管理責任者の責務）</p> <p>第61条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に、次に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 前項第2号に掲げる理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>（職場への定着のための支援等の実施）</p> <p>第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（<u>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。</u>）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以</p>	<p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に、次に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は<u>作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 前項第2号に掲げる理学療法士又は<u>作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>（職場への定着のための支援等の実施）</p> <p>第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（指定短期入所の取扱方針）</p> <p>第106条 [略]</p> <p><u>2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p>（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）</p> <p>第120条 [略]</p> <p><u>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p>（準用）</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、<u>第31条第4項、第34条（第1項及び第2項を除く。）</u>から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合</p>	<p>2 [略]</p> <p>（指定短期入所の取扱方針）</p> <p>第106条 [略]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p>（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）</p> <p>第120条 [略]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p>（準用）</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第34条（第1項及び第2項を除く。）から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、必要</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第125条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に、次に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p><u>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）</u></p> <p>第131条の3 <u>共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるとおとする。</u></p> <p>第131条の4 [略]</p> <p>第131条の5 [略]</p>	<p>な読替えは、規則で定める。</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第125条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に、次に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士又は<u>作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる<u>理学療法士又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>第131条の3 [略]</p> <p>第131条の4 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）</p> <p>第132条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（<u>第132条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスを除く。</u>次条及び第133条において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであることとし、人員、設備、運営等について規則で定めるとおりとする。</p> <p><u>（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）</u></p> <p>第132条の3 <u>地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスに関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、規則で定めるとおりとする。</u></p> <p>（実施主体）</p> <p>第160条 [略]</p>	<p>（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）</p> <p>第132条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（次条及び第133条において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであることとし、人員、設備、運営等について規則で定めるとおりとする。</p> <p>（実施主体）</p> <p>第160条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第128条、第129条、<u>第163条第6項</u>及び第164条から第166条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第177条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第53条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第128条（第1項を除く。）、第129条、<u>第163条第6項</u>、第164条から第166条まで及び第169条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（サービス管理責任者の責務）</p> <p>第177条の6 [略]</p>	<p>2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律<u>（昭和35年法律第123号）</u>第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第164条から第166条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第177条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第53条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第128条（第1項を除く。）、第129条、第164条から第166条まで及び第169条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（サービス管理責任者の責務）</p> <p>第177条の6 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>（実施主体）</p> <p>第177条の7 指定就労定着支援事業者は、<u>生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。</u></p> <p>（定期的な訪問等による支援）</p> <p>第177条の17 指定自立生活援助事業者は、<u>定期的な利用者の居宅への訪問その他規則で定める方法により、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</u></p>	<p>（実施主体）</p> <p>第177条の7 指定就労定着支援事業者は、<u>過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。</u></p> <p>（実施主体）</p> <p>第177条の17 指定自立生活援助事業者は、<u>指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。</u></p> <p>（定期的な訪問による支援）</p> <p>第177条の18 指定自立生活援助事業者は、<u>おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第177条の18 [略]</p> <p>第177条の19 [略]</p> <p>第178条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは<u>食事の介護</u>その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に<u>行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>（入居及び退居）</p> <p>第182条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、<u>又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>（指定共同生活援助の取扱方針）</p>	<p>第177条の19 [略]</p> <p>第177条の20 [略]</p> <p>第178条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>又は食事の介護</u>その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>（入居及び退居）</p> <p>第182条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>（指定共同生活援助の取扱方針）</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>第185条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>3 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>4 〔略〕</u></p> <p><u>5 〔略〕</u></p> <p><u>6 〔略〕</u></p> <p>（サービス管理責任者の責務）</p> <p>第186条 〔略〕</p> <p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>（地域との連携等）</u></p> <p>第186条の2 <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される規則で定める協議会（以下この条及び第194条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運</u></p>	<p>第185条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>（サービス管理責任者の責務）</p> <p>第186条 〔略〕</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u></p> <p>（協力医療機関等） 第193条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>4 指定共同生活援助事業者は、第1項の医療機関が第二種協定指定医療</u></p>	<p>（協力医療機関等） 第193条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第194条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条及び第140条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（この節の趣旨）</p> <p>第194条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる<u>相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。</u>以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第194条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びにその置かれている環境に応</p>	<p>（準用）</p> <p>第194条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、第77条、第90条、第92条、第94条及び第140条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（この節の趣旨）</p> <p>第194条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる<u>入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。</u>以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第194条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びにその置かれている環境に応</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは<u>食事の介護</u>その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p><u>（地域との連携等）</u></p> <p>第194条の10 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>2 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>3 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</u></p> <p>4 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその</u></p>	<p>じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は<u>食事の介護</u>その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p><u>（協議の場の設置等）</u></p> <p>第194条の10</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。</u></p> <p>6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、<u>要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の<u>協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第194条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条、第140条、第182条から第186条まで及び第189条から第193条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（この節の趣旨）</p> <p>第195条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用</p>	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、<u>要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第194条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、第77条、第90条、第92条、第94条、第140条、第182条から第186条まで及び第189条から第193条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（この節の趣旨）</p> <p>第195条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる第205条において準用する第60条の規定により作成する計画（以下「外部サービス利用型共同生活援助計画」という。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第197条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第196条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着</p>	<p>型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる第205条において準用する第60条の規定により作成する計画（以下「外部サービス利用型共同生活援助計画」という。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第197条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第196条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第205条 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条、第140条、第182条から第188条まで及び第191条から第193条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第207条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第11条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）（第44条、第44条の4、第49条、第95条、第95条の5、第123条、第131条、<u>第131条の5</u>、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、第177条の12及び第177条の19）において準用する場合を含む。）、第15条（第44条、第44条の4、第49条、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、<u>第131条の5</u>、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、</p>	<p>（準用）</p> <p>第205条 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、第77条、第90条、第92条、第94条、第140条、第182条から第188条まで及び第191条から第193条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第207条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第11条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）（第44条、第44条の4、第49条、第95条、第95条の5、第123条、第131条、<u>第131条の4</u>、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、第177条の12及び第177条の20）において準用する場合を含む。）、第15条（第44条、第44条の4、第49条、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、<u>第131条の4</u>、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第177条の12、<u>第177条の19</u>、第194条、第194条の11及び第205条において準用する場合を含む。）、第54条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第183条第1項（第194条の11及び第205条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合に関する特例）</p> <p>2 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分四、同条第6号に規定する区分五又は同条第7号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従</p>	<p>第177条の12、<u>第177条の20</u>、第194条、第194条の11及び第205条において準用する場合を含む。）、第54条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第183条第1項（第194条の11及び第205条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合に関する特例）</p> <p>2 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分四、同条第6号に規定する区分五又は同条第7号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和9年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>3 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分四、同条第6号に規定する区分五又は同条第7号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和9年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[第2条関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 [略]</p> <p>第6章 [略]</p>	<p>業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>3 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分四、同条第6号に規定する区分五又は同条第7号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[第2条関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 [略]</p> <p>第6章 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第7章 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第5節 [略]</p> <p>第6節 <u>基準該当障害福祉サービスに関する基準（第143条－第144条）</u></p> <p>第9章の2 <u>就労選択支援</u></p> <p>第1節 <u>基本方針（第144条の2）</u></p> <p>第2節 <u>人員に関する基準（第144条の3・第144条の4）</u></p> <p>第3節 <u>設備に関する基準（第144条の5）</u></p> <p>第4節 <u>運営に関する基準（第144条の6－第144条の9）</u></p> <p>第10章 [略]</p> <p>第11章 [略]</p> <p>第12章 [略]</p> <p>第12章の2 [略]</p> <p>第12章の3 [略]</p> <p>第13章 [略]</p> <p>第14章 [略]</p> <p>第15章 [略]</p>	<p>第7章 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第5節 [略]</p> <p>第6節 <u>基準該当障害福祉サービスに関する基準（第143条－第144条）</u></p> <p>第10章 [略]</p> <p>第11章 [略]</p> <p>第12章 [略]</p> <p>第12章の2 [略]</p> <p>第12章の3 [略]</p> <p>第13章 [略]</p> <p>第14章 [略]</p> <p>第15章 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>附則</p> <p>（居宅介護計画の作成等）</p> <p>第27条 〔略〕</p> <p>2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。<u>以下同じ。</u>）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>第9章の2 就労選択支援</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第144条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「<u>指定就労選択支援</u>」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>法施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、法施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p>	<p>附則</p> <p>（居宅介護計画の作成等）</p> <p>第27条 〔略〕</p> <p>2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。</p> <p>3・4 〔略〕</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p style="text-align: center;"><u>第2節 人員に関する基準</u> <u>（従業者の配置の基準）</u></p> <p><u>第144条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に、就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</u></p> <p><u>（準用）</u></p> <p><u>第144条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 設備に関する基準</u></p> <p><u>第144条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4節 運営に関する基準</u> <u>（実施主体）</u></p> <p><u>第144条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。</u></p> <p><u>（評価及び整理の実施）</u></p> <p><u>第144条の7 指定就労選択支援事業者は、規則で定めるところにより、</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行うものとする。</u></p> <p><u>（関係機関との連絡調整等の実施）</u></p> <p><u>第144条の8 指定就労選択支援事業者は、前条の規定により実施した評価及び整理の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>（準用）</u></p> <p><u>第144条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第128条及び第140条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</u></p> <p><u>（就労選択支援に関する情報提供）</u></p> <p><u>第154条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>ものとする。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第168条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、<u>第128条、第129条及び第154条の2</u>の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第128条、第129条、<u>第154条の2</u>、第163条第6項及び第164条から第166条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第177条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第53条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第</p>	<p>（準用）</p> <p>第168条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、<u>第128条及び第129条</u>の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第128条、第129条、第163条第6項及び第164条から第166条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第177条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第53条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>128条（第1項を除く。）、第129条、<u>第154条の2</u>、第163条第6項、第164条から第166条まで及び第169条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</p> <p>[第3条関係] （基本方針） 第3条 [略] 2・3 [略]</p> <p><u>4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>（従業者の配置の基準）</p>	<p>128条（第1項を除く。）、第129条、第163条第6項、第164条から第166条まで及び第169条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</p> <p>[第3条関係] （基本方針） 第3条 [略] 2・3 [略]</p> <p>（従業者の配置の基準）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第5条 指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。次号において同じ。）、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員（利用者の生活を支援する者をいう。以下この項において同じ。）</p> <p>ハ [略]</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合</p> <p>イ 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>ロ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 前項第1号ロ又は第2号イに掲げる<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>（施設障害福祉サービスの取扱方針）</p> <p>第25条 [略]</p>	<p>第5条 指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。次号において同じ。）、理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員（利用者の生活を支援する者をいう。以下この項において同じ。）</p> <p>ハ [略]</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合</p> <p>イ 看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>ロ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 前項第1号ロ又は第2号イに掲げる<u>理学療法士又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>（施設障害福祉サービスの取扱方針）</p> <p>第25条 [略]</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p>（サービス管理責任者の責務）</p> <p>第27条 [略]</p> <p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>（地域との連携等）</p> <p>第27条の2 <u>指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される規則で定める協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p>	<p><u>2 [略]</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p>（サービス管理責任者の責務）</p> <p>第27条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3 <u>指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u>  <u>（地域移行等意向確認担当者の選任等）</u></p> <p>第27条の3 <u>指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（協力医療機関等）</p> <p>第50条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定障害者支援施設は、第1項の医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>第57条 〔略〕</p> <p>第58条 〔略〕</p> <p>〔第4条関係〕</p> <p>（療養介護の取扱方針）</p> <p>第16条 〔略〕</p>	<p>（協力医療機関等）</p> <p>第50条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（地域との交流）</p> <p>第57条 <u>指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p> <p>第58条 〔略〕</p> <p>第58条の2 〔略〕</p> <p>〔第4条関係〕</p> <p>（療養介護の取扱方針）</p> <p>第16条 〔略〕</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p>（サービス管理責任者の責務）</p> <p>第18条 [略]</p> <p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第37条 生活介護事業者は、生活介護事業所に、次に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章及び次章において同じ。）<u>、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2 前項第3号に掲げる<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保す</p>	<p><u>2 [略]</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p>（サービス管理責任者の責務）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第37条 生活介護事業者は、生活介護事業所に、次に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章及び次章において同じ。）<u>、理学療法士又は作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 前項第3号に掲げる<u>理学療法士又は作業療法士</u>を確保することが困難</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ることが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第50条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に、次に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 前項第2号に掲げる<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>（地域生活への移行のための支援）</p> <p>第52条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>第59条の2</u>に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p>	<p>な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第50条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に、次に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は<u>作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 前項第2号に掲げる<u>理学療法士又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>（地域生活への移行のための支援）</p> <p>第52条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>第60条</u>に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 [略]</p> <p><u>（規模）</u></p> <p><u>第59条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></p> <p>（認定就労移行支援事業所の設備）</p> <p>第60条 第67条において準用する第36条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されている<u>就労移行支援事業所</u>（以下「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同法の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る養成施設として必要とされる設備を有することとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第67条 第5条、第8条、<u>第9条</u>、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第39条、第41条、第42条、第43条から第47条まで及び第51条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、必要な</p>	<p>2 [略]</p> <p>（認定就労移行支援事業所の設備）</p> <p>第60条 第67条において準用する第36条の規定にかかわらず、<u>就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されているもの</u>（以下「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同法の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る養成施設として必要とされる設備を有することとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第67条 第5条、第8条<u>から第10条まで</u>、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第39条、第41条、第42条、第43条から第47条まで及び第51条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、必</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>読替えは、規則で定める。</p> <p>（規模に関する特例）</p> <p>第82条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（同令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（規模に関する特例）</p> <p>第82条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、<u>指定医療型児童発達支援（同令第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業</u>又は指定放課後等デイサービス（同令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2・3 [略]</p> <p>[第5条関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 <u>自立訓練（生活訓練）（第54条－第58条）</u></p> <p>第5章の2 <u>就労選択支援（第58条の2－第58条の8）</u></p> <p>第6章 [略]</p> <p>第7章 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>第9章 [略]</p> <p>第10章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第5章の2 <u>就労選択支援</u></p> <p><u>（基本方針）</u></p> <p>第58条の2 <u>就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法施行規則第6条の7の3に規</u></p>	<p>2・3 [略]</p> <p>[第5条関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 <u>自立訓練（生活訓練）（第54条－第58条）</u></p> <p>第6章 [略]</p> <p>第7章 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>第9章 [略]</p> <p>第10章 [略]</p> <p>附則</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、法施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p> <p><u>（規模）</u></p> <p><u>第58条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></p> <p><u>（従業者の配置の基準）</u></p> <p><u>第58条の4 就労選択支援事業者は、就労選択支援事業所に、次に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</u></p> <p><u>(1) 管理者</u></p> <p><u>(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）</u></p> <p><u>（実施主体）</u></p> <p><u>第58条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。</u></p> <p><u>（評価及び整理の実施）</u></p> <p><u>第58条の6 就労選択支援事業者は、規則で定めるところにより、短期間</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行うものとする。</u></p> <p><u>（関係機関との連絡調整等の実施）</u></p> <p><u>第58条の7 就労選択支援事業者は、前条の規定により実施した評価及び整理の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。）その他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>（準用）</u></p> <p><u>第58条の8 第5条、第8条、第9条、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第39条、第41条、第42条及び第43条から第47条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</u></p> <p><u>（就労選択支援に関する情報提供）</u></p> <p><u>第66条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</u></p> <p>（実施主体） 第73条 [略]</p> <p>2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。</p> <p>（準用） 第78条 第5条、第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第38条、第39条、第43条から第47条まで、第51条、<u>第63条から第65条まで及び第66条の2</u>の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第38条第2項中「6人」とあるのは「10人」と、第65条第2項中「を行わなければ」とあるのは「に努めなければ」と読み替えるほか、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（準用） 第81条 第5条、第8条から第10条まで、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第35条、第38条、第39条、第41条、第43条から第47条まで、第51条、第63条から第65条まで、<u>第66条の2</u>、第69条、第71条及び第72条の規定は、就労継続支援B型の</p>	<p>（実施主体） 第73条 [略]</p> <p>2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律<u>（昭和35年法律第123号）</u>第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。</p> <p>（準用） 第78条 第5条、第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第38条、第39条、第43条から第47条まで、第51条<u>及び第63条から第65条まで</u>の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第38条第2項中「6人」とあるのは「10人」と、第65条第2項中「を行わなければ」とあるのは「に努めなければ」と読み替えるほか、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>（準用） 第81条 第5条、第8条から第10条まで、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第35条、第38条、第39条、第41条、第43条から第47条まで、第51条、第63条から第65条まで、第69条、第71条及び第72条の規定は、就労継続支援B型の事業について</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>事業について準用する。この場合において、第38条第2項中「6人」とあるのは「10人」と読み替えるほか、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>[第6条関係] （基本方針）</p> <p>第3条 [略] 2・3 [略]</p> <p><u>4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第11条 障害者支援施設には、施設長及び第1号から第6号までの各号に</p>	<p>準用する。この場合において、第38条第2項中「6人」とあるのは「10人」と読み替えるほか、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>[第6条関係] （基本方針）</p> <p>第3条 [略] 2・3 [略]</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第11条 障害者支援施設には、施設長及び第1号から第6号までの各号に</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。次号において同じ。）、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員（利用者の生活を支援する者をいう。以下この項において同じ。）</p> <p>ハ [略]</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合</p> <p>イ 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>ロ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 前項第1号ロ又は第2号イに掲げる理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>（施設障害福祉サービスの取扱方針）</p> <p>第17条 [略]</p> <p><u>2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ</u></p>	<p>掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。次号において同じ。）、理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員（利用者の生活を支援する者をいう。以下この項において同じ。）</p> <p>ハ [略]</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合</p> <p>イ 看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>ロ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 前項第1号ロ又は第2号イに掲げる理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>（施設障害福祉サービスの取扱方針）</p> <p>第17条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>とができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>（サービス管理責任者の責務）</p> <p>第19条 [略]</p> <p><u>2</u> <u>サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>（地域との連携等）</u></p> <p>第19条の2 <u>障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される規則で定める協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に</u></p>	<p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>（サービス管理責任者の責務）</p> <p>第19条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u></p> <p><u>（地域移行等意向確認担当者の選任等）</u></p> <p><u>第19条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</u></p> <p><u>2 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（協力医療機関等）</p>	<p>（協力医療機関等）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第39条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>障害者支援施設は、第1項の医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>第43条 [略]</p> <p>第44条 [略]</p> <p>第45条 [略]</p> <p>[第7条関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p>	<p>第39条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(地域との交流)</u></p> <p>第43条 <u>障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p> <p>第44条 [略]</p> <p>第45条 [略]</p> <p>第46条 [略]</p> <p>[第7条関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>第2章 [略]                      第3章 [略]                      第4章 削除</p> <p>第5章 [略]                      第6章 [略]                      第7章 [略]                      第8章 [略]                      第9章 [略]                      附則</p> <p>（<u>指定障害児通所支援事業者の一般原則</u>）</p> <p>第3条 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者</u>を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った</p>	<p>第2章 [略]                      第3章 [略]                      第4章 <u>医療型児童発達支援</u></p> <p>第1節 <u>基本方針</u>（第67条）                      第2節 <u>人員に関する基準</u>（第68条・第69条）                      第3節 <u>設備に関する基準</u>（第70条）                      第4節 <u>運営に関する基準</u>（第71条－第77条）</p> <p>第5章 [略]                      第6章 [略]                      第7章 [略]                      第8章 [略]                      第9章 [略]                      附則</p> <p>（<u>指定障害児通所支援事業者等の一般原則</u>）</p> <p>第3条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者等</u>を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者</u>を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）</u>を行うものでなければならない。</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所において、治療</p>	<p>った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者等</u>を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>指導及び訓練を行うものでなければならない。</u></p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p>	<p><u>援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者（前項の規則で定める場合にあつては、第3号に掲げる従業者を除く。）を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</u></p> <p>(1) 言語聴覚士</p> <p>(2) <u>機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</u></p> <p>(3) <u>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては、看護職員</u></p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</u></p> <p>(1) 看護職員</p> <p>(2) 機能訓練担当職員</p> <p>（管理者）</p> <p>第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、<u>発達支援室</u>のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備、備品等は、第5条に規定する<u>支援</u>に必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。</p> <p>第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、次に掲げる設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>(1) <u>発達支援室</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>静養室</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項各号（第4号を除く。）に掲げる設備、備品等のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。</u></p> <p>3 前2項に規定する設備は、第5条に規定する<u>支援</u>に必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p>	<p>第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、<u>指導訓練室</u>のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備、備品等は、第5条に規定する<u>指導及び訓練を供与するために必要な基準</u>として規則で定めるものに従い設置しなければならない。</p> <p>第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、次に掲げる設備、備品等を備えなければならない。<u>ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、第2号から第5号までに掲げる設備は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。</u></p> <p>(1) <u>指導訓練室</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 <u>前項各号に掲げる設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。</u></p> <p>3 前2項に規定する設備は、第5条に規定する<u>指導及び訓練を供与するために必要な基準</u>として規則で定めるものに従い設置しなければならない。</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第24条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u></p> <p>(2) <u>治療を行う場合 前号に定める額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>（通所利用者負担額に係る管理）</p> <p>第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した<u>指定障害児通所支援</u></p>	<p>第24条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から<u>当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>（通所利用者負担額に係る管理）</p> <p>第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した<u>指定障害児通所支</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>事業者</u>に通知しなければならない。 （障害児通所給付費の額に係る通知等）</p> <p>第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は<u>肢体不自由児通所医療費</u>の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費又は<u>肢体不自由児通所医療費</u>の額を通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>（指定児童発達支援の取扱方針）</u></p> <p>第27条 指定児童発達支援事業者は、<u>第28条第1項</u>に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者に対する指定児童発達支援を適切に提供するとともに、指定児童発達支援の提供に当たっては、必要な注意を払い、その内容が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わ</u></p>	<p><u>援事業者等</u>に通知しなければならない。 （障害児通所給付費の額に係る通知等）</p> <p>第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>（指定児童発達支援の取扱方針）</u></p> <p>第27条 指定児童発達支援事業者は、<u>次条第1項</u>に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者に対する指定児童発達支援を適切に提供するとともに、指定児童発達支援の提供に当たっては、必要な注意を払い、その内容が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>2 [略]</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>なければならない。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、<u>指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。</u></p> <p>7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、<u>自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>第27条の2 <u>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u>  <u>（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）</u></p> <p>第27条の3 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めなければならない。</u></p>	<p>3 [略]</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、<u>自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。</u></p> <p>5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、<u>前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p> <p>第29条 [略]</p> <p><u>2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(支援)</u></p> <p>第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>支援</u>を行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>支援</u>を行わなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を<u>支援</u>に従事させなければならない。</p> <p>5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による<u>支援</u>を受けさせてはならない。</p> <p>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害</p>	<p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p> <p>第29条 [略]</p> <p><u>(指導、訓練等)</u></p> <p>第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を<u>指導、訓練等</u>に従事させなければならない。</p> <p>5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による<u>指導、訓練等</u>を受けさせてはならない。</p> <p>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は<u>肢体不自由児通所医療費</u>の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<u>発達支援室</u>の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待を受けた障害児の保護その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（安全計画の策定等）</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して<u>通所給付決定保護者</u>との連携が図られるよう、<u>通所給付決定保護者</u>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>（協力医療機関）</p> <p>第44条 指定児童発達支援事業者（<u>治療を行うものを除く。</u>）は、障害児の病状の急変等に備え、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</p>	<p>児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<u>指導訓練室</u>の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待を受けた障害児の保護その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（安全計画の策定等）</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して<u>保護者</u>との連携が図られるよう、<u>保護者</u>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>（協力医療機関）</p> <p>第44条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備え、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(設備)</p> <p>第61条 基準該当児童発達支援事業所は、<u>発達支援</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備、備品等は、第5条に規定する<u>支援</u>に必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。</p> <p>第4章 削除</p> <p>第67条から第77条まで 削除</p>	<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(設備)</p> <p>第61条 基準該当児童発達支援事業所は、<u>指導訓練</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備、備品等は、第5条に規定する<u>指導及び訓練を供与するために必要な基準</u>として規則で定めるものに従い設置しなければならない。</p> <p>第4章 <u>医療型児童発達支援</u></p> <p>第1節 <u>基本方針</u></p> <p>第67条 <u>医療型児童発達支援に係る指定通所支援</u>（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作</p>

新（改正後）	旧（現 行）
	<p>及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 人員に関する基準</p> <p style="text-align: center;">（従業者の配置の基準）</p> <p>第68条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 看護職員</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（準用）</p> <p>第69条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
	<p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準</p> <p>第70条 <u>指定医療型児童発達支援事業所の設備は、第67条に規定する指導及び訓練並びに治療を供与するために必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準 (利用定員)</p> <p>第71条 <u>指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。 (通所利用者負担額の受領)</u></p> <p>第72条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u></p> <p>(2) <u>当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</u></p> <p>3 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援を提供するに当たり要する費用のうち、規則で定めるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</u></p> <p>4 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、前3項の支払を受けた場合は、当</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
	<p><u>該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（障害児通所給付費の額に係る通知等）</u></p> <p>第73条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）</u></p> <p>第74条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために<u>必要な支援</u>を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>支援</u>を行うものでなければならない。</p>	<p><u>（運営規程）</u></p> <p>第75条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、当該事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>（情報の提供等）</u></p> <p>第76条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のものとし、又は誇大なものとしてはならない。</u></p> <p><u>（準用）</u></p> <p>第77条 <u>第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第43条まで、第45条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</u></p> <p>第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために<u>必要な訓練</u>を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>指導及び訓練</u>を行うものでなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、<u>発達支援室</u>のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備、備品等は、第78条に規定する<u>支援</u>に必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。</p> <p>（設備）</p> <p>第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、<u>発達支援</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備、備品等は、第78条に規定する<u>支援</u>に必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第91条 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくはは<u>心理担当職員</u>（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技</p>	<p>第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、<u>指導訓練室</u>のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備、備品等は、第78条に規定する<u>指導及び訓練を供与するために必要な基準</u>として規則で定めるものに従い設置しなければならない。</p> <p>（設備）</p> <p>第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、<u>指導訓練</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備、備品等は、第78条に規定する<u>指導及び訓練を供与するために必要な基準</u>として規則で定めるものに従い設置しなければならない。</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第91条 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくはは<u>心理指導担当職員</u>（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第42条の2第1項、第43条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第42条の2第1項、第43条、第45条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p>	<p>の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第42条の2第1項、第43条から第48条まで、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第42条の2第1項、第43条、第45条から第48条まで、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>（従業者の配置の基準に関する特例）</p> <p>第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項及び第2項、第7条、第79条第1項及び第2項、第91条第1項並びに第99条の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあり、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあり、第7条中「指定児童発達支援事業所」とあり、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあり、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあり、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあり、及び第99条中「事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第105条 <u>指定障害児通所支援事業者及びその従業者は</u>、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第14条第1項（同条第4項において準用する場合を</p>	<p>定める。</p> <p>（従業者の配置の基準に関する特例）</p> <p>第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項及び第2項、第7条、<u>第68条</u>、第79条第1項及び第2項、第91条第1項並びに第99条の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあり、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあり、第7条中「指定児童発達支援事業所」とあり、<u>第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」</u>とあり、同条第2項中「<u>指定医療型児童発達支援事業所</u>」とあり、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあり、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあり、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあり、及び第99条中「事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第105条 <u>指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は</u>、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第14条第1項（同条第4項において準用する場合を</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>む。)（第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	<p>含む。)（第59条、第63条、<u>第77条</u>、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第63条、<u>第77条</u>、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>

議案第 115 号

枚方市手数料条例の一部改正について

次のとおり枚方市手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 介護保険法に係る事務についての手数料を見直すため。

枚方市手数料条例の一部を改正する条例

枚方市手数料条例（昭和13年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項の表10の項中「審査」の次に「（次項に規定する場合における審査を除く。）」を加え、同表25の項を削り、同表24の項中「審査」の次に「（11の項に規定する場合における審査を除く。）」を加え、同項を同表25の項とし、同表11の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、同表10の項の次に次のように加える。

11	法第79条の2第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請及び法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）における当該2の申請に対する審査	10,000円
----	---	---------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新（改正後）			旧（現 行）		
別表第2（第2条、第3条関係） 民生関係事務に関する手数料表			別表第2（第2条、第3条関係） 民生関係事務に関する手数料表		
1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）関係事務 申請1件につき、次の表に定める額			1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）関係事務 申請1件につき、次の表に定める額		
項	事 務	金 額	項	事 務	金 額
10	法第79条の2第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査（次項に規定する場合における審査を除く。）	[略]	10	法第79条の2第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	[略]
11	法第79条の2第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請及び法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）における当該2の申請に対する審査	10,000円			
12	[略]	[略]	11	[略]	[略]
13	[略]	[略]	12	[略]	[略]
14	[略]	[略]	13	[略]	[略]
15	[略]	[略]	14	[略]	[略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現行）		
<u>16</u>	[略]	[略]	<u>15</u>	[略]	[略]
<u>17</u>	[略]	[略]	<u>16</u>	[略]	[略]
<u>18</u>	[略]	[略]	<u>17</u>	[略]	[略]
<u>19</u>	[略]	[略]	<u>18</u>	[略]	[略]
<u>20</u>	[略]	[略]	<u>19</u>	[略]	[略]
<u>21</u>	[略]	[略]	<u>20</u>	[略]	[略]
<u>22</u>	[略]	[略]	<u>21</u>	[略]	[略]
<u>23</u>	[略]	[略]	<u>22</u>	[略]	[略]
<u>24</u>	[略]	[略]	<u>23</u>	[略]	[略]
<u>25</u>	法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査（11の項に規定する場合における審査を除く。）	[略]	<u>24</u>	法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	[略]
			<u>25</u>	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第1項の指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	16,000円

議案第 116 号

枚方市保健所条例の一部改正について

次のとおり枚方市保健所条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市保健所の位置を変更するため。

枚方市条例第 号

枚方市保健所条例の一部を改正する条例

枚方市保健所条例（平成25年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「枚方市大垣内町2丁目2番2号」を「枚方市禁野本町2丁目13番13号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。



新（改正後）	旧（現 行）
<p>(位置及び所管区域)</p> <p>第2条 枚方市保健所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 位置 <u>枚方市禁野本町2丁目13番13号</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(位置及び所管区域)</p> <p>第2条 枚方市保健所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 位置 <u>枚方市大垣内町2丁目2番2号</u></p> <p>(2) [略]</p>

議案第 117 号

枚方市児童福祉施設等条例の一部改正について

次のとおり枚方市児童福祉施設等条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立桜丘北保育所を廃止するため。

枚方市条例第 号

枚方市児童福祉施設等条例の一部を改正する条例

枚方市児童福祉施設等条例（昭和44年枚方市条例第24号）の一部を次のように改正する。  
別表保育所の部枚方市立桜丘北保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 117 号参考資料

枚方市児童福祉施設等条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種 類	名 称	位 置	種 類	名 称	位 置
助産施設	[略]	[略]	助産施設	[略]	[略]
保 育 所	[略]	[略]	保 育 所	[略]	[略]
	枚方市立楠葉野保育所	[略]		枚方市立楠葉野保育所	[略]
				枚方市立桜丘北保育所	枚方市桜丘町20番1号
小規模保育事業を行う施設	[略]	[略]	小規模保育事業を行う施設	[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]

議案第 118 号

枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 重要事項の掲示に関する基準を見直すため。

枚方市条例第 号

枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（揭示等）</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程（第20条に規定する規程をいう。）の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>	<p><u>（揭示）</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程（第20条に規定する規程をいう。）の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない。</u></p>

議案第 119 号

枚方市立障害者社会就労センター条例及び市立ひらかた子ども発達支援センター条例の一部改正について

次のとおり枚方市立障害者社会就労センター条例及び市立ひらかた子ども発達支援センター条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏見 隆

提案理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴い、所要の整備を行うため。



枚方市立障害者社会就労センター条例及び市立ひらかた子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例

(枚方市立障害者社会就労センター条例の一部改正)

第1条 枚方市立障害者社会就労センター条例（平成5年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

(市立ひらかた子ども発達支援センター条例の一部改正)

第2条 市立ひらかた子ども発達支援センター条例（平成31年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第6条第3項中「第5条第19項」を「第5条第20項」に、「同条第18項」を「同条第19項」に改める。

第9条第1項中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同条第3項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

#### 附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条中市立ひらかた子ども発達支援センター条例第9条第1項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市立障害者社会就労センター条例関係] （事業）</p> <p>第3条 センターは、主に知的障害者を対象として、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第15項</u>に規定する就労継続支援に関する事業</p> <p>(2) [略]</p> <p>[市立ひらかた子ども発達支援センター条例関係] （事業）</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童発達支援、障害児相談支援及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第19項</u>に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>（対象児童等）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>[枚方市立障害者社会就労センター条例関係] （事業）</p> <p>第3条 センターは、主に知的障害者を対象として、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第14項</u>に規定する就労継続支援に関する事業</p> <p>(2) [略]</p> <p>[市立ひらかた子ども発達支援センター条例関係] （事業）</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童発達支援、障害児相談支援及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第18項</u>に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>（対象児童等）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3 センターにおいて、特定相談支援事業のうち、障害者総合支援法第5条第20項に規定する基本相談支援を受けることができる者は、障害児等、障害児等の保護者及び障害児等の介護を行う者とし、同条第19項に規定する計画相談支援を受けることができる者は、障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（障害児の保護者に限る。以下「計画相談支援対象保護者」という。）とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>（児童発達支援等の利用に係る使用料）</p> <p>第9条 センターにおいて児童発達支援を受けた法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）は、法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 センターにおいて障害者総合支援法第5条第19項に規定する計画相談支援を受けた計画相談支援対象保護者は、障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>3 センターにおいて、特定相談支援事業のうち、障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援を受けることができる者は、障害児等、障害児等の保護者及び障害児等の介護を行う者とし、同条第18項に規定する計画相談支援を受けることができる者は、障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（障害児の保護者に限る。以下「計画相談支援対象保護者」という。）とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>（児童発達支援等の利用に係る使用料）</p> <p>第9条 センターにおいて児童発達支援を受けた法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）は、法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 センターにおいて障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援を受けた計画相談支援対象保護者は、障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p>

議案第 120 号

枚方市開発事業等の手続等に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市開発事業等の手続等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 宅地造成等規制法の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市条例第 号

枚方市開発事業等の手続等に関する条例の一部を改正する条例

枚方市開発事業等の手続等に関する条例（平成17年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ハ中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項」に改める。

第7条第1項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 開発事業 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による許可を要する行為</u></p> <p>ニ [略]</p> <p>(2)～(19) [略]</p> <p>（開発事業に伴う事前協議）</p> <p>第7条 開発者は、開発事業を行おうとするときは、当該開発事業について、都計法、建基法及び<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>に基づく許可、指定等の申請（以下「関係法令手続」という。）を行う前に、規則で定めるところにより市長に申し出て、当該開発事業の計画について市長と協議しなければならない。当該協議の内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 開発事業 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ <u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を要する行為</u></p> <p>ニ [略]</p> <p>(2)～(19) [略]</p> <p>（開発事業に伴う事前協議）</p> <p>第7条 開発者は、開発事業を行おうとするときは、当該開発事業について、都計法、建基法及び<u>宅地造成等規制法</u>に基づく許可、指定等の申請（以下「関係法令手続」という。）を行う前に、規則で定めるところにより市長に申し出て、当該開発事業の計画について市長と協議しなければならない。当該協議の内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p>

議案第 121 号

枚方市開発関係事務条例の一部改正について

次のとおり枚方市開発関係事務条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る事務についての手数料を見直すため。

枚方市開発関係事務条例の一部を改正する条例

枚方市開発関係事務条例（平成12年枚方市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第2条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改める。

別表10の項中「宅地造成等規制法第8条第1項本文」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項」に改め、「基づく宅地造成」の次に「又は特定盛土等」を加え、同表12の項中「宅地造成等規制法施行規則第30条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条」に、「前2項」を「10の項から13の項まで」に、「980円」を「650円」に、「4,800円」を「5,500円」に改め、同項を同表15の項とし、同表11の項中「宅地造成等規制法第12条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項」に改め、「基づく宅地造成」の次に「又は特定盛土等」を加え、「付表7」を「付表8」に改め、同項を同表12の項とし、同項の次に次のように加える。

13	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	付表9に定める額
14	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等（宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定の適用があったものを除く。）に関する工事の検査	付表10に定める額

別表10の項の次に次のように加える。

11	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	付表7に定める額
----	---	----------

別表付表6及び付表7を次のように改める。

付表6

宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可申請手数料表

盛土又は切土をする土地の面積	金額
500平方メートル以下のもの	14,300円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	25,900
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	37,300
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	57,300
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	71,600
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	96,300
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	150,600



20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	235,200
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	377,200
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	541,500
100,000平方メートルを超えるもの	723,600

付表7

土石の堆積に関する工事許可申請手数料表

土石の堆積をする土地の面積	金額
500平方メートル以下のもの	12,100円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	15,100
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	17,800
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	22,000
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	30,800
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	34,800
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	41,700
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	56,700
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	77,400
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	115,400
100,000平方メートルを超えるもの	144,200

別表に次の3表を加える。

付表8

宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更許可申請手数料表

区 分	金額
(1) 盛土又は切土をする土地（以下この表において「盛土等の土地」という。）に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	盛土等の土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積、当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積から当該減少に係る盛土等の土地の面積を減じた面積）に

	応じ付表 6 に規定する額に10分の1を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）
(2) 新たに盛土等の土地を加える宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更	新たに加える盛土等の土地の面積に応じ付表 6 に規定する額
(3) 前 2 号以外の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更	13,500円
(4) 第 1 号から前号までの 2 以上の区分に該当するもの	それぞれに定める額を合算した額（その額が723,600円を超える場合にあっては、723,600円）

付表 9

土石の堆積に関する工事変更許可申請手数料表

区 分	金 額
(1) 土石の堆積をする土地（以下この表において「土石堆積の土地」という。）に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	土石堆積の土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の土石堆積の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の土石堆積の土地の面積、当該計画の変更前の土石堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石堆積の土地の面積から当該減少に係る土石堆積の土地の面積を減じた面積）に応じ付表 7 に規定する額に10分の1を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときは、これを

	切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。)
(2) 新たに土石堆積の土地を加える土石の堆積に関する工事の計画の変更	新たに加える土石堆積の土地の面積に応じ付表7に規定する額
(3) 前2号以外の土石の堆積に関する工事の計画の変更	13,500円
(4) 第1号から前号までの2以上の区分に該当するもの	それぞれに定める額を合算した額(その額が144,200円を超える場合にあっては、144,200円)

付表10

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料表

盛土又は切土をする土地の面積	金額
500平方メートル以下のもの	3,900円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	4,300
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	4,800
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	5,500
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	6,100
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	7,000
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	9,200
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	12,600
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	18,100
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	24,600
100,000平方メートルを超えるもの	31,800

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による変更許可の申請に係る手数料並びに

同法第8条第1項本文（改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可及び改正法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項（改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による変更許可を受けたことを証する書面の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

新（改正後）		旧（現 行）																
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）に係る事務の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令</u>（昭和37年政令第16号）及び<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則</u>（昭和37年建設省令第3号）に定めるところによる。</p> <p>別表（第4条、第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事 務 の 区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td><u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td><u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する</u></td> <td>付表7に定める額</td> </tr> </tbody> </table>		項	事 務 の 区 分	金 額	10	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査</u>	[略]	11	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する</u>	付表7に定める額	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）に係る事務の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）、<u>宅地造成等規制法</u>、<u>宅地造成等規制法施行令</u>（昭和37年政令第16号）及び<u>宅地造成等規制法施行規則</u>（昭和37年建設省令第3号）に定めるところによる。</p> <p>別表（第4条、第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事 務 の 区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td><u>宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		項	事 務 の 区 分	金 額	10	<u>宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査</u>	[略]
項	事 務 の 区 分	金 額																
10	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査</u>	[略]																
11	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する</u>	付表7に定める額																
項	事 務 の 区 分	金 額																
10	<u>宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査</u>	[略]																

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
	<u>工事の許可の申請に対する審査</u>				
12	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	付表8に定める額	11	宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	付表7に定める額
13	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	付表9に定める額			
14	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等（宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定の適用があったものを除く。）に関する工事の検査	付表10に定める額			
15	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく書面の交付	10の項から13の項までに規定する審査による許可に係るものについては650円、その他のものについては5,500円	12	宅地造成等規制法施行規則第30条の規定に基づく書面の交付	前2項に規定する審査による許可に係るものについては980円、その他のものについては4,800円

新（改正後）	旧（現 行）																																										
<p>付表6 宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可申請手数料表</p>	<p>付表6 宅地造成に関する工事許可申請手数料表</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>盛土又は切土をする土地の面積</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500平方メートル以下のもの</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td>25,900</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</td> <td>37,300</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの</td> <td>57,300</td> </tr> <tr> <td>3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの</td> <td>71,600</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</td> <td>96,300</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの</td> <td>150,600</td> </tr> <tr> <td>20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの</td> <td>235,200</td> </tr> <tr> <td>40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの</td> <td>377,200</td> </tr> <tr> <td>70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの</td> <td>541,500</td> </tr> </tbody> </table>	盛土又は切土をする土地の面積	金 額	500平方メートル以下のもの	14,300円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	25,900	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	37,300	2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	57,300	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	71,600	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	96,300	10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	150,600	20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	235,200	40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	377,200	70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	541,500	<table border="1"> <thead> <tr> <th>切土又は盛土をする土地の面積</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500平方メートル以下のもの</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</td> <td>33,000</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</td> <td>73,000</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの</td> <td>270,000</td> </tr> <tr> <td>70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの</td> <td>360,000</td> </tr> </tbody> </table>	切土又は盛土をする土地の面積	金 額	500平方メートル以下のもの	13,000円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	23,000	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	33,000	2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	51,000	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	73,000	10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	120,000	20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	180,000	40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	270,000	70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	360,000
盛土又は切土をする土地の面積	金 額																																										
500平方メートル以下のもの	14,300円																																										
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	25,900																																										
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	37,300																																										
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	57,300																																										
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	71,600																																										
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	96,300																																										
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	150,600																																										
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	235,200																																										
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	377,200																																										
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	541,500																																										
切土又は盛土をする土地の面積	金 額																																										
500平方メートル以下のもの	13,000円																																										
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	23,000																																										
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	33,000																																										
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	51,000																																										
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	73,000																																										
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	120,000																																										
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	180,000																																										
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	270,000																																										
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	360,000																																										

新（改正後）		旧（現 行）																									
100,000平方メートルを超えるもの	723,600	100,000平方メートルを超えるもの	460,000																								
<p>付表7</p> <p><u>土石の堆積に関する工事許可申請手数料表</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土石の堆積をする土地の面積</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500平方メートル以下のもの</td> <td>12,100円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td>15,100</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</td> <td>17,800</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの</td> <td>22,000</td> </tr> <tr> <td>3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの</td> <td>30,800</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</td> <td>34,800</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの</td> <td>41,700</td> </tr> <tr> <td>20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの</td> <td>56,700</td> </tr> <tr> <td>40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの</td> <td>77,400</td> </tr> </tbody> </table>		土石の堆積をする土地の面積	金 額	500平方メートル以下のもの	12,100円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	15,100	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	17,800	2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	22,000	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	30,800	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	34,800	10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	41,700	20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	56,700	40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	77,400	<p>付表7</p> <p><u>宅地造成に関する工事変更許可申請手数料表</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 切土又は盛土をする土地（以下この表において「切土等の土地」という。）に係る宅地造成に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）</td> <td>切土等の土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の切土等の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の切土等の土地の面積、当該計画の変更前の切土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の切土等の土地の面積から当該減</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	金 額	(1) 切土又は盛土をする土地（以下この表において「切土等の土地」という。）に係る宅地造成に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	切土等の土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の切土等の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の切土等の土地の面積、当該計画の変更前の切土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の切土等の土地の面積から当該減
土石の堆積をする土地の面積	金 額																										
500平方メートル以下のもの	12,100円																										
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	15,100																										
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	17,800																										
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	22,000																										
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	30,800																										
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	34,800																										
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	41,700																										
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	56,700																										
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	77,400																										
区 分	金 額																										
(1) 切土又は盛土をする土地（以下この表において「切土等の土地」という。）に係る宅地造成に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	切土等の土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の切土等の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の切土等の土地の面積、当該計画の変更前の切土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の切土等の土地の面積から当該減																										



主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）	
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	115,400		少に係る切土等の土地の面積を減じた面積）に応じ付表6に規定する額に10分の1を乗じて得た額
100,000平方メートルを超えるもの	144,200		
		(2) 新たに切土等の土地を加える宅地造成に関する工事の計画の変更	新たに加える切土等の土地の面積に応じ付表6に規定する額
		(3) 前2号以外の宅地造成に関する工事の計画の変更	12,000円
		(4) 第1号から前号までの2以上の区分に該当するもの	それぞれに定める額を合算した額(その額が460,000円を超える場合にあっては、460,000円)

付表8

宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更許可申請手数料表

区	分	金	額
---	---	---	---

新（改正後）	旧（現行）
<p>(1) 盛土又は切土をする土地（以下この表において「盛土等の土地」という。）に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）</p>	<p>盛土等の土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積、当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積から当該減少に係る盛土等の土地の面積を減じた面積）に応じ付表6に規定する額に10分の1を乗じて得た額（その額</p>

新（改正後）		旧（現 行）
	に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。)	
(2) 新たに盛土等の土地を加える宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更	新たに加える盛土等の土地の面積に応じ付表6に規定する額	
(3) 前2号以外の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更	13,500円	
(4) 第1号から前号までの2以上の区分に該当するもの	それぞれに定める額を合算した額(その額が723,600円を超える場合にあっては、723,600円)	

付表9

土石の堆積に関する工事変更許可申請手数料表

新（改正後）		旧（現 行）
区	分	金 額
(1) 土石の堆積をする土地（以下この表において「土石堆積の土地」という。）に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）		土石堆積の土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の土石堆積の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の土石堆積の土地の面積、当該計画の変更前の土石堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石堆積の土地の面積から当該減少に係る土石堆積の土地の面積を減じた面積）に応じ付表7に規定する額に10

新（改正後）		旧（現 行）
	分の1を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）	
(2) 新たに土石堆積の土地を加える土石の堆積に関する工事の計画の変更	新たに加える土石堆積の土地の面積に応じ付表7に規定する額	
(3) 前2号以外の土石の堆積に関する工事の計画の変更	13,500円	
(4) 第1号から前号までの2以上の区分に該当するもの	それぞれに定める額を合算した額（その額が144,200円を超える場合にあっては、144,200円）	

新（改正後）	旧（現 行）																						
<p>付表10</p> <p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料表</p> <table border="1" data-bbox="228 443 1102 1417"> <thead> <tr> <th>盛土又は切土をする土地の面積</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500平方メートル以下のもの</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td>4,300</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの</td> <td>6,100</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの</td> <td>9,200</td> </tr> <tr> <td>20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの</td> <td>18,100</td> </tr> <tr> <td>70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの</td> <td>24,600</td> </tr> </tbody> </table>	盛土又は切土をする土地の面積	金 額	500平方メートル以下のもの	3,900円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	4,300	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	4,800	2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	5,500	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	6,100	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	7,000	10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	9,200	20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	12,600	40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	18,100	70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	24,600	
盛土又は切土をする土地の面積	金 額																						
500平方メートル以下のもの	3,900円																						
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	4,300																						
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	4,800																						
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	5,500																						
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	6,100																						
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	7,000																						
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	9,200																						
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	12,600																						
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	18,100																						
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	24,600																						

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）
100,000平方メートルを超えるもの	31,800	

議案第 122 号

枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正について

次のとおり枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 既存の建築物に対する制限の緩和を受ける大規模の修繕等の認定の審査についての手数料の額を定めるため。



枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正する条例

(枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正)

第1条 枚方市建築基準法関係事務条例（平成12年枚方市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表中57の項を58の項とし、56の項を57の項とし、55の項の次に次のように加える。

56	政令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000円
----	--------------------------------------	---------

別表付表4備考1ただし書及び備考2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

(枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正)

第2条 枚方市建築行政事務手数料条例（平成29年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4の3の項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別表第5の1の項の表備考2第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、別表第5の3の項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別表第6中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表7の項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、同表10の項から12の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新 (改正後)			旧 (現 行)		
[枚方市建築基準法関係事務条例関係] 別表 (第6条、第7条関係)			[枚方市建築基準法関係事務条例関係] 別表 (第6条、第7条関係)		
項	事 務 の 区 分	金 額	項	事 務 の 区 分	金 額
2	[略]	付表3に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合するかどうかの審査(以下「建築物エネルギー消費性能基準適合性審査」という。)を行う場合にあつては、当該額に付表4に定める額を加算した額)	2	[略]	付表3に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合するかどうかの審査(以下「建築物エネルギー消費性能基準適合性審査」という。)を行う場合にあつては、当該額に付表4に定める額を加算した額)

新（改正後）			旧（現行）		
55	[略]	[略]	55	[略]	[略]
56	政令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000円	56	[略]	[略]
57	[略]	[略]	57	[略]	[略]
58	[略]	[略]			
備考 [略]			備考 [略]		
付表1～3 [略]			付表1～3 [略]		
付表4			付表4		
表 [略]			表 [略]		
備考			備考		
<p>1 この表の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。以下備考1において同じ。）又は改築（以下備考1において「増築等」という。）をする場合において、当該建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める</p> <p>省令（平成28年 <small>経済産業省</small> 令第1号）第1条第1項第1号ただ <small>国土交通省</small></p> <p>し書の規定により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分を除く。以下「要基準適合部分」という。）について算定する。ただし、建築物の増築をする場合において、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等</u>に関する法律第36条第1項又は都市の</p>			<p>1 この表の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。以下備考1において同じ。）又は改築（以下備考1において「増築等」という。）をする場合において、当該建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める</p> <p>省令（平成28年 <small>経済産業省</small> 令第1号）第1条第1項第1号ただ <small>国土交通省</small></p> <p>し書の規定により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分を除く。以下「要基準適合部分」という。）について算定する。ただし、建築物の増築をする場合において、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u>に関する法律第36条第1項又は都市の低</p>		

新（改正後）	旧（現 行）
<p>低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項の変更の認定を受け、かつ、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項</u>において準用する同法第35条第8項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第8項の規定により当該増築が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項</u>の規定により同条第6項に規定する適合判定通知書の交付を受けたものとみなされたときは、当該増築に係る要基準適合部分の床面積に当該増築に係る部分以外の要基準適合部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>2 この表において、「建築物の用途」とは要基準適合部分の用途をいい、「非住宅部分」とは<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条</u>に規定する非住宅部分をいい、「工場等」とは工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>付表5～10 [略]</p> <p>[枚方市建築行政事務手数料条例関係] 別表第4（第2条関係）</p>	<p>炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項の変更の認定を受け、かつ、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項</u>において準用する同法第35条第8項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第8項の規定により当該増築が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項</u>の規定により同条第6項に規定する適合判定通知書の交付を受けたものとみなされたときは、当該増築に係る要基準適合部分の床面積に当該増築に係る部分以外の要基準適合部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>2 この表において、「建築物の用途」とは要基準適合部分の用途をいい、「非住宅部分」とは<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条</u>に規定する非住宅部分をいい、「工場等」とは工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>付表5～10 [略]</p> <p>[枚方市建築行政事務手数料条例関係] 別表第4（第2条関係）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。）申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事又は建築副主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4～9 [略]</p> <p>別表第5（第2条関係）</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出（法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をいう。次項から5の項までにおいて同じ。）を伴わない場合に限る。）申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。）申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4～9 [略]</p> <p>別表第5（第2条関係）</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出（法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をいう。次項から5の項までにおいて同じ。）を伴わない場合に限る。）申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の認定以外の認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）</p> <p>3・4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。）申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事又は建築副主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>別表第6（第2条関係）</p>	<p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の認定以外の認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）</p> <p>3・4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。）申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>別表第6（第2条関係）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による書面の交付の申請に対する審査 1通につき、前項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。）申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事又は建築副主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>8・9 [略]</p> <p>10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第29条の書面の交付の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うものを除く。）に対する審査 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>表 [略]</p>	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による書面の交付の申請に対する審査 1通につき、前項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。）申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>8・9 [略]</p> <p>10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第29条の書面の交付の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うものを除く。）に対する審査 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>表 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>備考 [略]</p> <p>11 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第29条の書面の交付の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うものに限る。）に対する審査 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 表 [略] 備考 [略]</p> <p>12 法第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 表 [略] 備考 1・2 [略] 3 この表において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) [略] (2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証 (3) [略] 4 [略]</p> <p>13 [略]</p>	<p>備考 [略]</p> <p>11 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第29条の書面の交付の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うものに限る。）に対する審査 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 表 [略] 備考 [略]</p> <p>12 法第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 表 [略] 備考 1・2 [略] 3 この表において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) [略] (2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証 (3) [略] 4 [略]</p> <p>13 [略]</p>



議案第 123 号

枚方市水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり枚方市水道事業給水条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省等に移管されるため。

枚方市水道事業給水条例の一部を改正する条例

枚方市水道事業給水条例（平成9年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第37条第2項ただし書中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

第46条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（工事の申込み）</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</p> <p>（過料）</p> <p>第46条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対し、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（<u>法第16</u></p>	<p>（工事の申込み）</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</p> <p>（過料）</p> <p>第46条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当する者に対し、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（<u>法第16</u></p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者                      (2)～(6) [略]</p>	<p>条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者                      (2)～(6) [略]</p>

議案第 124 号

枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例等の一部改正について

次のとおり枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 地方自治法の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例等の一部を改正する条例

(枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例の一部改正)

第1条 枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例（昭和41年枚方市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(枚方市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年枚方市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(枚方市監査委員条例の一部改正)

第3条 枚方市監査委員条例（平成6年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例関係] （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p>	<p>[枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例関係] （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p>
<p>[枚方市病院事業の設置等に関する条例関係] （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p>	<p>[枚方市病院事業の設置等に関する条例関係] （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p>
<p>[枚方市監査委員条例関係] （請求又は要求による監査） 第9条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>（地公企法第34条において準用する場合を含む。）又は地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、速やかに、監査に着手するものとする。</p>	<p>[枚方市監査委員条例関係] （請求又は要求による監査） 第9条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の2第3項</u>（地公企法第34条において準用する場合を含む。）又は地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、速やかに、監査に着手するものとする。</p>

令和6年度包括外部監査契約の締結について

次のとおり令和6年度包括外部監査契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）2月19日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 契約の相手方      住所 大阪市鶴見区横堤1丁目12番13-207号  
氏名 横田 慎一  
資格 公認会計士
2. 件                    名      令和6年度包括外部監査契約の締結
3. 目                    的      包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査の結果に関する  
報告の提出を受ける。
4. 契約期間の始期      令和6年4月1日
5. 契約金額            予算額を上限とする額
6. 費用の支払方法      監査の結果に関する報告提出後に一括払い



議案第126号

財産（執務室等什器）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）2月19日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 取得物件 枚方市駅前行政サービス再編に係る什器及び備品（執務室等什器） 一式
2. 契約先 枚方市村野本町19番8号  
株式会社ムラノ  
代表取締役 殿浦 啓維
3. 取得金額 金 52,327,000 円
4. 用途 執務室及び窓口等に設置される什器
5. 目的 令和6年9月より供用開始予定の③街区の複合施設に設置する市駅前行政サービスフロアに整備される執務室及び窓口等にて使用するため。
6. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

制限付き一般競争入札（物品希望型）  
執行調書

名称	枚方市駅前行政サービス再編に係る什器及び備品購入				
落札者名	(株)ムラノ				
業務区分	物品				
契約金額 (内消費税額)	金 52,327,000 円		(金 4,757,000 円)		
契約期間	自	本契約締結日		至	仕様書のとおり
公告日	令和5年12月1日		入札日	令和6年1月26日 11時00分	
予定価格 (単位:円)	76,765,455				
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	(株)ムラノ	47,570,000			落札
	(株)メーベル	49,500,000			
	(株)規文堂	74,630,000			

① 「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。  
② 「予定価格」及び「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

議案第127号

枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館の指定管理者の指定について

次のとおり枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館の指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）2月19日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館
2. 団体の名称 株式会社図書館流通センター
3. 指定の期間 令和6年6月1日から令和10年3月31日までの3年10ヶ月間

枚方市 指定候補者 選定調査

施設名称		枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館				
指定候補者として選定された団体		株式会社図書館流通センター	指定期間	令和6年6月1日から 令和10年3月31日まで		
選定委員会への諮問日		令和5年10月17日	選定委員会からの答申日	令和6年1月24日		
選定の概要		<p>枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館の指定候補者を選定するため「枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和5年11月14日から12月8日までの間、公募を行った。申請団体は4団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。</p> <p>その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行った。</p> <p>(評価方法)</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行った。内容審査は70点満点、指定管理料の額は30点満点とし、これらの合計100点満点で評価を行った。</p> <p>(選定委員会での主な意見と結果)</p> <p>総合評価点が1位である株式会社図書館流通センターについて、全国で582施設の運営を行うなど図書館運営を中心とする豊富な経営実績を有し、これまでの経験を踏まえた着実な提案がなされている。また、専門社員から他の社員が学ぶ機会を重視しているなど、健全で安定した運営が期待できる。</p> <p>事業においても、施設の特徴を吟味した上で着実な提案がなされており、特に図書館の事業提案は、地域の園・学校との連携の推進やビジネス支援を始め、本施設の立地特性を活かした具体的、意欲的な提案がなされている点が高評価であった。</p> <p>また、数多くの事業提案に加え、乳幼児健診時に出張図書館を設けて読み聞かせ等を行うなどの利用者への細やかな気配りには説得力が感じられたことから、他の申請団体よりもすぐれており、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年1月31日に指定候補者を選定した。</p>				
提案指定管理料の上限額		604,025,000円	調査基準価格		513,421,250円	
申請団体		提案指定管理料の額 (3年10ヶ月間の合計額)	事業計画に関する内容審査(A) 70点満点	提案された指定管理料の額(B) 30点満点	総合評価点 (A)+(B) 100点満点	順位
①	アクティオ株式会社	593,468,652円	40.6点	16.75点	57.35点	4
②	株式会社図書館流通センター	604,000,000円	51.6点	15.00点	66.60点	1
③	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	594,166,000円	42.3点	16.63点	58.93点	3
④	株式会社リブネット	594,138,600円	43.7点	16.64点	60.34点	2

※「提案指定管理料の上限額」「調査基準価格」「提案指定管理料の額」には、消費税及び地方消費税を含む。

◆評価結果【枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館】

事業計画に関する内容審査 配点70点

要求事項	配点	申請団体1 アクティオ株式会社	申請団体2 株式会社図書館流通センター	申請団体3 株式会社ケイミックスパブリックビジネス	申請団体4 株式会社リブネット	
		得点	得点	得点	得点	
<b>1. 申請団体の経営方針等に関する事項</b>	7	4.1	4.6	4.1	4.6	
①経営方針	3	1.5	2.0	1.5	2.0	
②指定管理者の指定を申請した理由	2	1.3	1.3	1.3	1.3	
③経営の継続性・安定性	2	1.3	1.3	1.3	1.3	
<b>2. 施設の経営方針に関する事項</b>	51	30.5	39.0	31.2	31.1	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	2	1.3	1.3	1.3	1.0	
②施設運営に関する計画	ア)管理経費・管理体制の提案	5	3.3	4.0	2.5	3.3
	イ)利用者サービス向上提案(生涯学習交流センター)	10	5.0	6.5	6.5	5.0
	ウ)利用者サービス向上提案(図書館)	10	6.5	8.0	5.0	6.5
	エ)事業提案(生涯学習交流センター)	6	4.8	4.8	4.8	3.9
	オ)事業提案(図書館)	6	3.0	5.4	3.9	4.8
	カ)連携事業提案(生涯学習交流センター)	4	2.0	3.2	2.6	2.0
	キ)連携事業提案(図書館)	4	2.0	3.2	2.6	2.0
	ク)利用者対応提案	4	2.6	2.6	2.0	2.6
<b>3. 施設の管理に関する事項</b>	3	1.5	2.0	1.5	2.0	
施設の管理に関する事項	3	1.5	2.0	1.5	2.0	
<b>4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項</b>	3	1.5	2.0	1.5	2.0	
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	3	1.5	2.0	1.5	2.0	
<b>5. 緊急時における対策に関する事項</b>	3	1.5	2.0	2.0	2.0	
緊急時における対策に関する事項	3	1.5	2.0	2.0	2.0	
<b>6. その他</b>	3	1.5	2.0	2.0	2.0	
その他	3	1.5	2.0	2.0	2.0	
<b>得点合計(A) (70点満点)</b>	<b>70</b>	<b>40.6</b>	<b>51.6</b>	<b>42.3</b>	<b>43.7</b>	

指定管理料の額 配点30点

項 目	申請団体1 アクティオ株式会社	申請団体2 株式会社図書館流通センター	申請団体3 株式会社ケイミックスパブリックビジネス	申請団体4 株式会社リブネット
提案された指定管理料(単位:円)	593,468,652	604,000,000	594,166,000	594,138,600
指定管理料の得点(B) (30点満点) 【配点(30点)×{基礎係数0.5+加算係数{0.5×(上限額-提案額)÷(上限額-調査基準価格)}}】	16.75	15.00	16.63	16.64

○総合評価点

項 目	申請団体1 アクティオ株式会社	申請団体2 株式会社図書館流通センター	申請団体3 株式会社ケイミックスパブリックビジネス	申請団体4 株式会社リブネット
総合評価点(A+B)	57.35	66.60	58.93	60.34
順位	4	1	3	2

## ○評価内容

### <申請団体1> アクティオ株式会社

指定管理施設や大型施設の管理運営など多様な施設運営の実績があり、信頼感は十分である。施設の現状認識のため人流データを用いた解析を行うなど、枚方市駅前という立地条件を踏まえた運営が提案されている点や、「枚方市駅という、枚方市民の往来がある場所で、市民が集い、体験・吸収したことが、市内全体に波及する可能性を見据えて、新たな出会いを創り出す未来づくりの場所へ」との管理運営コンセプトが、本施設の経営方針に合致して評価できる。

また、生涯学習交流センターの夜間利用者数の増加に向けて、主催事業だけでなく利用者による持ち込み企画を実施する仕組みの構築など、意欲的な提案がなされている点も評価できる。

一方で、図書館事業や連携事業の提案について具体性に欠ける点があったほか、提案された事業等の目的や効果が十分に伝わらなかった部分があり、全体的にコンセプトが先行している印象があった。

### <申請団体2> 株式会社図書館流通センター

全国で582施設の運営を行うなど図書館運営を中心とする豊富な経営実績を有し、これまでの経験を踏まえた着実な提案がなされている。また、専門社員から他の社員が学ぶ機会を重視しているなど、健全で安定した運営が期待できる。

事業においても、施設の特徴を吟味した上で着実な提案がなされており、特に図書館の事業提案は、地域の園・学校との連携の推進やビジネス支援を始め、本施設の立地特性を活かした具体的、意欲的な提案がなされている点が高評価であった。

また、数多くの事業提案に加え、乳幼児健診時に出張図書館を設けて読み聞かせ等を行うなどの利用者への細やかな気配りには説得力が感じられた。

これらのことから、他の申請団体よりも優れた提案内容であると評価する。

今後、生涯学習施設の運営においても、更なる経験を重ねて、サービス向上に繋げていくことを期待する。

### <申請団体3> 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

文化学習施設の豊富な運営実績を有する団体で、関西での実績は少ないものの信頼感があり、市内で唯一施設名に「交流」の語を用いている点に着目するなど独自の視点から提案がなされているのは魅力的であった。

また、「偶然立ち寄った方々に新しい発見を提供する」という新たな視点で提案されている点や、商用データベースの閲覧サービスなどが具体性をもって提案されている点など、これまでの経験を踏まえて本施設の特長を活かそうとしているところは高評価であった。

一方で、提案が一般論的な内容にとどまっている部分があり、具体的なサービスが十分に伝わらない部分もあった。独自の視点を更に具体化させたイベント例などが豊富に提案されていれば、更なる評価に繋がった。

### <申請団体4> 株式会社リブネット

枚方市内をはじめ、全国的に公共図書館・大学図書館を中心とした施設の運営を行うなど豊富な実績を有し、その経験に基づいて新しい着眼点や魅力的なアイデアが提示されており、提案内容に説得力があった。

特に、業務繁忙時の実施体制におけるきめ細やかな人材配置計画、生涯学習交流センターへの社会教育主事任用資格者の配置、緊急時における対策での南海トラフ地震への言及、ユニバーサルガイドの設置など運営面での提案が充実している点が評価できる。

一方で、事業提案については、やや抽象的な提案に留まっているところがあり、事業実施に向けた意欲を十分に感じ取ることができなかった。

また、全体的に一般論的な提案内容となっている部分も散見され、本施設において効果的かは疑問がある。

事業計画に関する確認事項一覧(枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館)

要求事項	確認事項
<b>1.申請団体の経営方針等に関する事項</b>	
①経営方針	<p>1.設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。</p> <p>2.育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されているか。</p> <p>3.公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置しているか。</p> <p>4.障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されているか(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されているか)。</p> <p>5.セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されているか。</p>
②指定管理者の指定を申請した理由	6.申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されているか。
③経営の継続性・安定性	<p>7.国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納しているか。</p> <p>8.財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができるか。</p>
<b>2.施設の経営方針に関する事項</b>	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	9.施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されているか。
②施設運営に関する計画 ア)管理経費・管理体制の提案	<p>10.提案上限額を下回り、かつ、適正な指定管理料が提案されているか。</p> <p>11.関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った運営計画が提案されているか。</p> <p>12.業務繁忙時にも対応できるよう、施設に必要な従事者を適正に配置するとともに、利用者サービスの向上、効果的・効率的な管理運営の観点から踏まえた実施体制等について提案されているか。</p> <p>13.センターと図書館の事務スペースが1ヶ所に集約されていることを踏まえ、業務を実施するための従事者の兼任など有効な業務実施体制や人員配置及びスペースの有効活用等に関して提案されているか。</p>
イ)利用者サービス向上提案(生涯学習交流センター)	<p>14.諸室の利用率増加に向けた取組み及び活動する団体の登録数の増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。</p> <p>15.ロビーを含む生涯学習交流センター全体の利用者数の増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。</p> <p>16.利用者にとって魅力的な物品販売や新たな備品の貸出など事務所サービスが具体的に提案されているか。</p> <p>17.生涯学習交流センターの魅力アップのための備品等の新規設置等について、具体的なアイデアが提案されているか。</p>

要求事項	確認事項
ウ)利用者サービス向上提案 (図書館)	18.図書館の新規利用登録者を増やすための取組みが提案されているか。
	19.図書館の来館者を増やし、貸出冊数を増やすための取組みが提案されているか。
	20.図書館の魅力アップのための備品等の新規設置等について、具体的なアイデアが提案されているか。
	21.利用者の課題解決を支援するレファレンスサービス等について具体的なアイデアが提案されているか。
エ)事業提案 (生涯学習交流センター)	22.生涯学習交流センターの認知度の向上・利用者数の増加につながるような魅力的な自主事業が具体的に提案されているか。
	23.屋上広場や屋上スペースの活用、オープニング事業やセンターまつりなどの自主事業において、生涯学習交流センターの活性化・賑わいづくりにつながるような提案が具体的にされているか。
	24.ビジネスパーソンの獲得など、生涯学習交流センターの夜間利用者数の増加に向けた事業等が具体的に提案されているか。
	25.立地条件等を踏まえた新しい事業が積極的に提案されているか。
オ)事業提案 (図書館)	26.枚方市子ども読書活動推進計画の趣旨に沿った子ども向けの事業が提案されているか。
	27.一般成人を対象とした図書館読書振興事業が提案されているか。
	28.電子図書館の利用を増やすための取組みが提案されているか。
	29.立地条件を踏まえた利用者分析に基づく事業が提案されているか。
カ)連携事業提案 (生涯学習交流センター)	30.生涯学習交流センターと図書館との施設連携事業の実施について、具体的に提案されているか。
	31.枚方市駅直結の立地を生かし、ビル内のテナントなど周辺施設等との連携を意識した賑わいづくりや市民等の交流の機会の創出を目的とした事業について、具体的に提案されているか。
キ)連携事業提案 (図書館)	32.こども家庭センターとの連携事業が提案されているか。
	33.ビル内のテナントなど周辺施設等との連携を意識した事業が提案されているか。
ク)利用者対応提案	34.利用者に対する接遇対応向上について提案されているか。
	35.利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法や利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法等について提案されているか。
	36.利用者サービス向上の観点からセルフモニタリングの計画を提案するとともに、利用者に対するアンケートの実施について提案されているか。
	37.業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について提案されているか。



要求事項	確認事項
<b>3.施設の管理に関する事項</b>	
	<p>38.関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されているか。</p> <p>39.基本仕様書の規定に従い、資格を必要とする業務に有資格者を配置するなど適正な人員配置が提案されているか。</p> <p>40.日常的・定期的に施設を巡回・点検するなど、利用者が安全かつ快適に過ごせる環境の整備について提案されているか。</p> <p>41.備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任所在について提案されているか。</p> <p>42.環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、節電、節水、省エネルギー等具体的に提案されているか。</p> <p>43.業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されているか。</p>
<b>4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項</b>	
	<p>44.枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されているか。</p> <p>45.個人情報保護法及び関係法令の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されているか。</p>
<b>5.緊急時における対策に関する事項</b>	
	<p>46.緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されているか。</p> <p>47.緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されているか。</p> <p>48.構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっているか。</p>
<b>6.その他</b>	
	<p>49.高齢者・障害者サービスを維持・向上させる取組みについて提案されているか。</p> <p>50.施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されているか。</p>

## 指定候補者選定の経過

令和5年10月17日 (2023年)	枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館 指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、 指定管理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法 について審議
令和5年12月27日 (2023年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等の報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション 実施
令和6年1月24日 (2024年)	第3回指定管理者選定委員会開催 指定候補者についての審議 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書 館指定管理者選定委員会からの答申
令和6年1月31日 (2024年)	指定候補者の選定

## 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定委員会の構成 (委員名は五十音順)

	氏名(所属)	選出区分
会長	明石 成司 (弁護士)	学識経験のある者
副会長	平田 義明 (税理士)	
委員	渥美 公秀 (大阪大学大学院人間科学研究科 教授)	専門的知識を有する者
委員	萩原 雅也 (大阪樟蔭女子大学学芸学部ライフプランニング学科 教授)	
委員	原田 隆史 (同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授)	

議案第 128 号

枚方市土地開発公社定款の一部変更について

次のとおり枚方市土地開発公社定款の一部を変更するにつき、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏見 隆

提案理由 理事の定数を見直すため。

## 枚方市土地開発公社定款の一部を変更する定款

枚方市土地開発公社定款（昭和48枚大阪府指令地第1461号）の一部を次のように変更する。  
第6条第1項第1号中「13名」を「9名以内」に改める。

### 附 則

この定款は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

新 (変更後)	旧 (現 行)
<p>(役員)</p> <p>第6条 公社に次の役員をおく。</p> <p>(1) 理 事 <u>9名以内</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(役員)</p> <p>第6条 公社に次の役員をおく。</p> <p>(1) 理 事 <u>13名</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>

議案第129号

副市長の選任の同意について

次の者を本市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

令和6年（2024年）2月19日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

教育委員会委員の任命の同意について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年（2024年）2月19日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

公平委員会委員の選任の同意について

次の者を本市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年（2024年）2月19日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生



発行年月 令和6年(2024年)2月

発行 枚方市  
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

編集 総合政策部財政課  
Tel 072-841-1221(代表)  
072-841-1311(直通)